

第 10 回 洲本市公共施設等再編整備検討委員会 次第

日 時 令和 4 年 1 月 26 日 (水)
14 時 30 分～
場 所 市役所本庁舎 4 階
災害対策室

1. 開会
2. 洲本市公共施設等マネジメント委員会委員長 挨拶
3. 洲本市公共施設等再編整備検討委員会委員長 挨拶
4. 協議事項
公共施設等総合管理計画（令和 3 年度改訂版）の最終案について・・・
資料 1～4、参考 1
5. 報告事項
学校教育審議会答申（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考 2、3
6. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考 4、5
7. 閉会

洲本市公共施設等再編整備検討委員会委員名簿

R3.6.25～

(敬称略)

区分	所 属	役職	氏 名
学識経験者及び有識者	公立大学法人大阪 大阪市立大学大学院	教授	エンドウ ナオヒデ 遠藤 尚秀
	国立大学法人 徳島大学大学院	教授	オガワ ヒロキ 小川 宏樹
	公益財団法人 日本生産性本部	課長	サウ トオル 佐藤 亨
	税理士	—	ナカノ かおり 中野 かおり
関係団体の長 又は当該団体 から推薦を受け た者	洲本市連合町内会	会長	タナカ ヨシト 田中 喜登
	洲本市老人クラブ連合会	会長	イワキ ヒロシ 岩城 寛
	洲本市民生委員児童委員連合会	会長	アベ トシアキ 安倍 敏明
	洲本市PTA連合会	会長	ニシオカ リュウジ 西岡 竜治
	洲本商工会議所女性会	会長	トヨシマ 豊島 あゆみ
	五色町商工会青年部	部長	リュウコ セイゴ 龍虎 征吾
公募の市民	公募委員	—	ヤマグチ ヌウジ 山口 雄治
	公募委員	—	トクシゲ マサエ 徳重 正恵

洲本市公共施設等総合管理計画（改訂案）のパブリックコメントの実施結果について

洲本市では、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現していくための方針を示した「洲本市公共施設等総合管理計画」の改訂作業を進めており、この度、当該計画（改訂案）について、パブリックコメントを実施しました。実施結果は以下のとおりです。

1. 募集期間：令和3年11月15日(月)～令和3年12月14日(火)
2. 意見提出者数：1人
3. 意見件数：7件
4. 提出されたご意見の概要と市の考え方（ご意見は、文意等を損なわないように要約・補足等をさせていただきます。）

No.	該当ページ	ご意見	市の考え方	対応
1	22	【道路・橋梁】 ・市の管理道路の増減状況は？ ・道路が増えるほど、道路の維持管理費用が増えるため、道路を削減できないか？ ・新規整備時に維持管理のことを考慮して整備しているか？	・過去10年間でみると、約12km増えており、やや増加傾向にあります。 ・市民等の利便性向上のため、道路・橋梁が果たす役割は大きく、将来を見据えた上で、適切に維持管理していく方針です。 ・道路・橋梁を整備・更新するにあたり、将来の維持管理コスト縮減につながる配慮（工法、材料等の工夫）をしています。	参考
2	66	【図書館】 ・書籍の電子化が進み、将来の利用者減少が予想される。洲本図書館を大規模改修するのであれば、五色図書館に吸収統合させ、洲本図書館は廃止した後、洲本中央公民館に改修すればよいのでは？	・市民等の利便性確保のため、「洲本市公共施設等個別施設計画（R3～12）」（以下「個別施設計画」という。）において、両図書館は存続の方針です。 ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。	参考

No.	該当 ページ	ご意見	市の考え方	対応
3	71	<p>【スポーツ施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスパ五色の多目的グラウンドを改修して、第4種陸上競技場（可能であれば第3種）の機能を持たせてもよいのでは？これにより市民交流センターはプールを除いて全て除却が可能。 ・野球場の移転先を想定している五色健康村グラウンドにはスコアボードや夜間照明はあるのか（なければ設置必要）？ ・市民交流センターの体育館・ホール・会議室も市内に類似施設があることから存続させる必要がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上競技場について、第4種認定継続にあたって、5年に1度、財政負担が生じており、洲本市単独で設置するより、県において全天候型の施設として整備することが適当であると考え、県への要望を行っています。 ・現在の五色健康村グラウンドには、スコアボード、夜間照明ともにありますが、十分なものでないため、当グラウンドの再整備や他施設の活用も含め検討していきます。 ・「個別施設計画」において、体育館、ホール及び会議室は、文化体育館等の施設で代替可能であるため、廃止及び除却を検討する方針としています。 	参考
4	80	<p>【幼保・こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洲本地域の市立全保育所・幼稚園をなのはなこども園に集約できないか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本地域の市立全保育所と幼稚園を合わせた児童・園児数は、逡減しているものの、一定数おられることから、定員の関係からも、なのはなこども園1園への集約は、当面は難しいと考えています。 	参考
5	96	<p>【その他行政系施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧スポーツセンターは、「除却方針。防災機能施設の建設の是非を検討。」となっているが、具体的にはどのような施設になるのか？ ・旧スポーツセンターを除却後、更地化して青雲中学校の第2グラウンドにするなど、同中学校の敷地としてもよいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、市において検討していく方針です。 ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。 	参考

No.	該当 ページ	ご意見	市の考え方	対応
		<ul style="list-style-type: none"> 情報センターは、CATVとミニポートピア洲本以外、ほとんど稼働していないので、同機能を別施設へ移転した上で除却してもよいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「個別施設計画」において、情報センターは平成6年建築の施設であり、老朽化が進んでいますが、市の通信サービスの根幹を担っており、長寿命化し引き続き利活用していく方針です。 ※洲本ポートターミナルビルについては、洲本市所有の情報センター以外は第3セクターの(株)淡路開発事業団が所有しており、本計画の対象となっていません。 	
6	103	<p>【公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 城戸アグリ公園は特別地域気象観測所や消防操法施設があることを明記した方が良いかと。 同公園は夜間でもエンジンで発電した投光器を使わずに使用できるように夜間照明を設置できないか？ (特に消防操法の練習がほとんど夜間になり、投光器の設置に消防団員の負担がかかっているため、同公園の夜間照明設置の是非は洲本市消防団全団員に伺って欲しい。) 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画では、公園の主な役割及び方向性を定めることとしており、施設ごとの機能等は、「個別施設計画」に記載しています。「個別施設計画」の更新にあわせて、ご意見を踏まえ、必要に応じ内容の充実を図ります。なお、気象観測所は、気象庁の施設のため、本計画には記載していません。 城戸アグリ公園における夜間照明につきましては、既に数か所設置しています。新たな夜間照明の設置は、現在の夜間利用率を踏まえると困難と考えますが、年間を通じて頻繁に夜間利用の見込みが出てくる等、今後、状況の変化があれば検討します。 	参考
7	107	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内各所にある高速バス利用者用駐車場は市の所有物なのでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 洲本バスセンター前駐車場及び淡路島中央スマート IC 駐車場（舗装）は、市が所有・維持管理していますが、洲本 IC、五色バスセンター等の駐車場は、市が土地を借り上げ、維持管理しています。 	参考

No.	該当 ページ	ご意見	市の考え方	対応
		<ul style="list-style-type: none"> どの駐車場も適切に維持管理が必要で、淡路島中央S I Cの高速バス利用者駐車場には、トイレの設置やバス停留所（淡路交通都志線・五色地域コミュニティバス「淡路島中央S I C高速バス停前」（仮称）停留所）の設置が必要になってきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 洲本バスセンターや洲本 IC 駐車場にはトイレ等を設置しています。他のバス停においては、乗降者数等を踏まえ、対応していきます。 	

洲本市公共施設等総合管理計画 新旧対照表（第9回資料からの変更箇所（委員からのご意見反映））

頁	旧	新
13	<p>第2章 洲本市の現状</p> <p>3. 財政状況（普通会計）</p> <p>本市の決算規模は、平成22（2010）年の県立淡路病院建設用地取得事業や平成28（2016）年の新庁舎建設事業などの増加はあったものの、ほぼ横ばい状態となっている。<u>ただし、令和2（2020）年度については、新型コロナウイルス感染症への対応やふるさと納税の増などにより、決算規模が過去最大となっている。【図7、図9】</u></p> <p>（略）</p> <p>歳出は、普通建設事業費は、平成29（2017）年以降、20億円程度で推移しているが、既存施設の統廃合や大規模改修等が想定され、厳しい状況が続く。形式収支（歳入決算額－歳出決算額）を見ると、黒字額は減少傾向にある。<u>【図9、図10】</u></p> <p>経常収支比率は、合併効果により平成20（2008）年から改善に転じたが、平成23（2011）年からは、普通交付税の減少等により、比較的高い水準（財政構造の弾力性が低い）で推移しており、今後も人口減により、財政硬直化が継続することが見込まれる。<u>【図11】</u></p>	<p>第2章 洲本市の現状</p> <p>3. 財政状況（普通会計）</p> <p>本市の決算規模は、平成22（2010）年の県立淡路病院建設用地取得事業や平成28（2016）年の新庁舎建設事業などの増加はあったものの、ほぼ横ばい状態となっている。令和2（2020）年度については、<u>国庫補助金等を活用した新型コロナウイルス感染症への対応やふるさと納税の増などにより、決算規模が過去最大となっている。【図7、図9】</u></p> <p>（略）</p> <p>歳出は、普通建設事業費は、平成29（2017）年以降、20億円程度で推移しているが、既存施設の統廃合や大規模改修等が想定され、厳しい状況が続く。形式収支（歳入決算額－歳出決算額）を見ると、黒字額は減少傾向にあり、令和2（2020）年度においても、<u>使用料・手数料の減等により減少している。【図9、図10】</u></p> <p>経常収支比率は、合併効果により平成20（2008）年から改善に転じたが、平成23（2011）年からは、普通交付税の減少等により、比較的高い水準（財政構造の弾力性が低い）で推移しており、今後も人口減により、財政硬直化（<u>政策の自主性が低い状態</u>）が継続することが見込まれる。<u>【図11】</u></p>

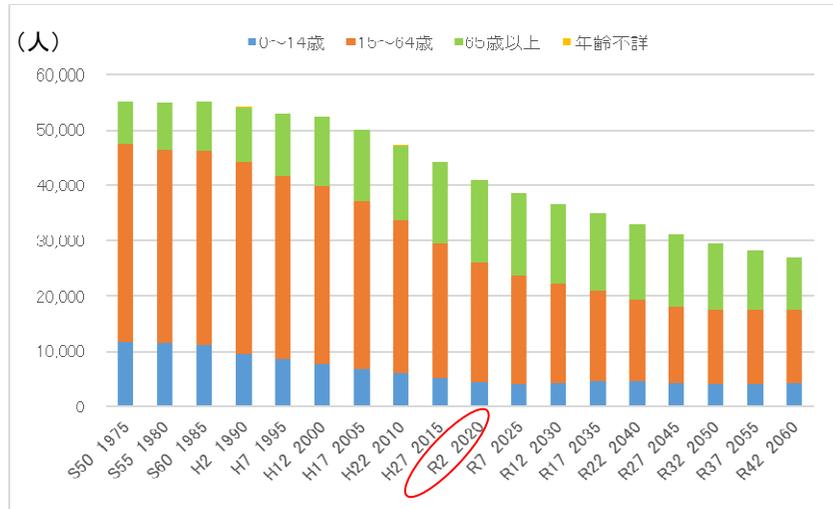
頁	旧			新		
60	5. 計画推進に関する実施方針			5. 計画推進に関する実施方針		
	1～5	(略)	(略)	1～5	(略)	(略)
	6	ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズや公共施設、道路・橋梁等の利用状況等を踏まえ、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を進める※。またICTを活用して利便性も高める。 	6	ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズや公共施設、道路・橋梁等の利用状況等を踏まえ、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を進める。またICTを活用して利便性も高める。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1529 405 1740 619">  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div data-bbox="1778 405 1989 619">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> </div>
	7～9	(略)	(略)	7～9	(略)	(略)
	10	広域連携方針	(略)	10	地球温暖化対策方針	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>洲本市地球温暖化対策実行計画</u>」を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1529 778 1740 992">  <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> </div> <div data-bbox="1778 778 1989 992">  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> </div> </div>
				11	広域連携方針	(略)
	※ 取り組みの結果として、「SDGs (持続可能な開発目標)」における、「 <u>すべての人に健康と福祉を</u> 」、「 <u>住み続けられるまちづくりを</u> 」というゴールの達成に貢献することが期待できる。			※ 取り組みの結果として、平成27年9月に国連サミットで採択された「SDGs (持続可能な開発目標)」における17のゴールの達成に貢献することが特に期待できる。関連する実施方針に、ゴールのアイコンを記載している。 なお、新洲本市総合戦略(令和2～4年度)においても、時代の流れに即した新たな視点として、SDGsやSociety 5.0など「新しい時代の流れを力にする」という国の『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和元年12月)』を踏まえ、本市の取り組みに合致し、効果が期待できるものについては適宜、検討することとしている。		

頁	旧	新
122	<p>8 下水道</p> <p>(2) 下水道</p> <p>③取組の方向性 (管理に関する基本方針)</p> <p>(略)</p> <p>【個別施設計画】</p> <p>(略)</p>	<p>8 下水道</p> <p>(2) 下水道</p> <p>③取組の方向性 (管理に関する基本方針)</p> <p>(略)</p> <p>【個別施設計画】</p> <p>(略)</p> <p><u>(参考) 水道事業は、淡路広域水道企業団が「水道事業経営戦略 (令和3 (2021) 年3月)」を策定</u></p>

洲本市公共施設等総合管理計画 新旧対照表（第9回資料からの変更箇所（数値等の修正））

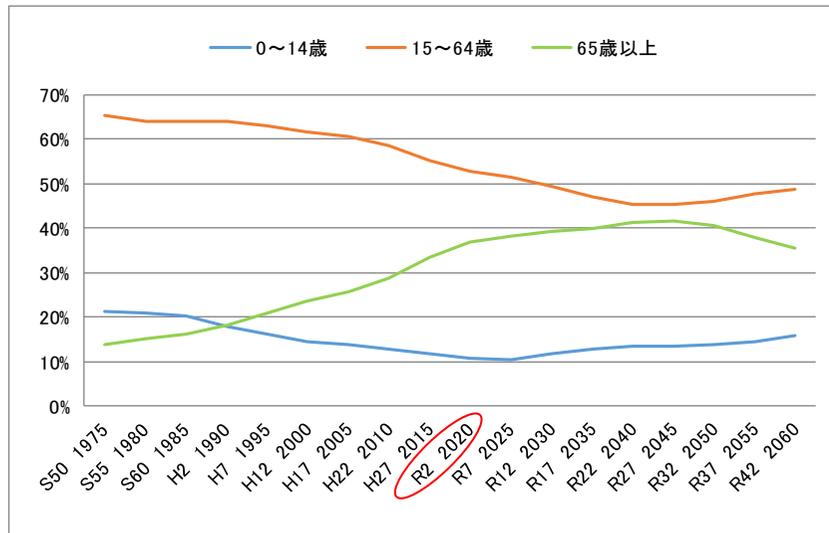
頁	旧	新																																																																																				
目次	ページ番号60～122	ページ番号61～123（1ページずつ繰り下げ）																																																																																				
10	<p>1. 人口推計と将来推計 （略）</p> <p>令和2（2020）年3月に策定した「新洲本市総合戦略」においては、令和42（2060）年の<u>戦略人口</u>として27,000人規模の確保を想定し、少子化に歯止めをかけるため、さまざまな施策を盛り込んでいる。【表2、図3】</p> <p>（略）</p> <p>【表2】人口推移と将来推計（R2（2020）までは国勢調査人口※、R7（2025）からは戦略人口）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口（人）</th> <th>年</th> <th>人口（人）</th> <th>年</th> <th>人口（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>R2（2020）</td> <td><u>41,329</u></td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2（2020）年国政調査人口は速報値（令和3（2021）年6月25日 総務省統計局公表）。ただし、年齢区分別人口が未公表のため、【図3】と【図4】のR2（2020）人口は、戦略人口により41,050人。</p>	年	人口（人）	年	人口（人）	年	人口（人）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	R2（2020）	<u>41,329</u>	〃	〃	〃	〃	（略）	（略）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	<p>1. 人口推計と将来推計 （略）</p> <p>令和2（2020）年3月に策定した「新洲本市総合戦略」においては、令和42（2060）年の<u>戦略人口（目標とする人口）</u>として27,000人規模の確保を想定し、少子化に歯止めをかけるため、さまざまな施策を盛り込んでいる。【表2、図3】</p> <p>（略）</p> <p>【表2】人口推移と将来推計（R2（2020）までは国勢調査人口、R7（2025）からは戦略人口）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口（人）</th> <th>年</th> <th>人口（人）</th> <th>年</th> <th>人口（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>R2（2020）</td> <td><u>41,236</u></td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	年	人口（人）	年	人口（人）	年	人口（人）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	R2（2020）	<u>41,236</u>	〃	〃	〃	〃	（略）	（略）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年	人口（人）	年	人口（人）	年	人口（人）																																																																																	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																	
〃	〃	〃	〃	〃	〃																																																																																	
〃	〃	〃	〃	〃	〃																																																																																	
〃	〃	R2（2020）	<u>41,329</u>	〃	〃																																																																																	
〃	〃	（略）	（略）	〃	〃																																																																																	
〃	〃	〃	〃	〃	〃																																																																																	
年	人口（人）	年	人口（人）	年	人口（人）																																																																																	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																	
〃	〃	〃	〃	〃	〃																																																																																	
〃	〃	〃	〃	〃	〃																																																																																	
〃	〃	R2（2020）	<u>41,236</u>	〃	〃																																																																																	
〃	〃	（略）	（略）	〃	〃																																																																																	
〃	〃	〃	〃	〃	〃																																																																																	

【図3】人口推移と将来推計



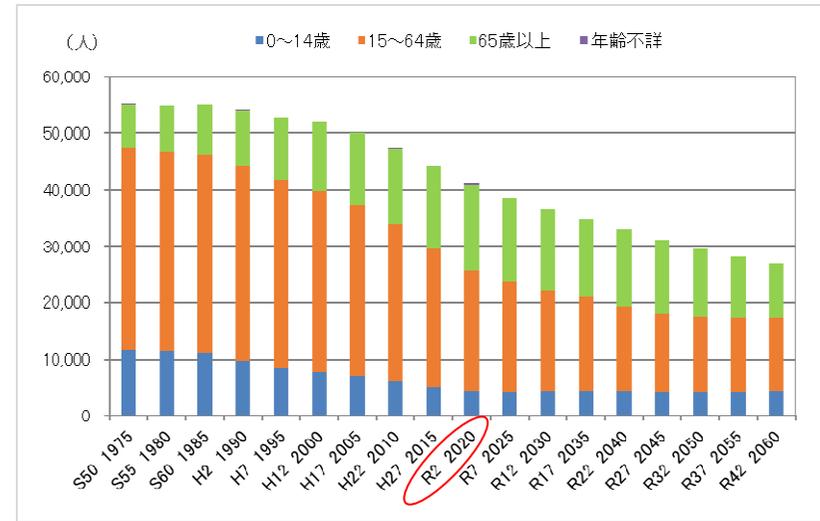
出典：総務省統計局「国勢調査」及び新洲本市総合戦略

【図4】年齢構造別人口割合



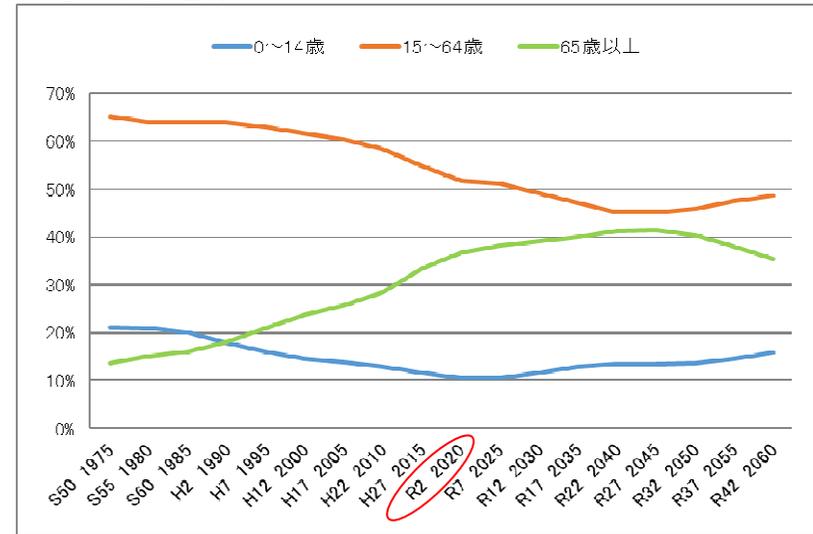
出典：総務省統計局「国勢調査」及び新洲本市総合戦略

【図3】人口推移と将来推計



出典：総務省統計局「国勢調査」及び新洲本市総合戦略

【図4】年齢構造別人口割合



出典：総務省統計局「国勢調査」及び新洲本市総合戦略

4. 公共施設等の現状

(2) 県内各市の公共施設保有面積の状況

平成 30 (2018) 年度公共施設状況調のデータ (総務省調査) を用いて、市民一人当たり保有面積を計算したところ、本市は 6.4 m²となっており、県内各市の平均値 5.0 m²を上回っており、県内では 6 番目に多い市となっている。【表 4】

(略)

【表 4】 県内各市の一人当たり保有面積

団体名	平成の 合併前 の団体 数 (平成 11 (1999)年 4月～平 成 18 (2006)年 3月)	平成 30 (2018) 年度決算 公共施設状 況調 保有面積 (m ²)	住民基本台帳 人口 (平成 31 (2019)年 1 月 1 日) (人)	一人当たり 保有面積 (m ²)
養父市	4	285,133	23,723	12.0
淡路市	5	417,284	44,039	9.5
朝来市	4	258,224	30,689	8.4
宍粟市	4	300,425	38,013	7.9
丹波篠山市	4	273,064	41,804	6.5
洲本市	2	281,805	44,034	6.4
南あわじ市	4	287,674	47,552	6.0
豊岡市	6	485,576	82,037	5.9
丹波市	6	379,994	64,691	5.9
西脇市	2	237,933	40,867	5.8
赤穂市		266,646	47,839	5.6
相生市		160,119	29,666	5.4

4. 公共施設等の現状

(2) 県内各市の公共施設保有面積の状況

令和元 (2019) 年度公共施設状況調のデータ (総務省調査) を用いて、市民一人当たり保有面積を計算したところ、本市は 6.4 m²となっており、県内各市の平均値 5.0 m²を上回っており、県内では 6 番目に多い市となっている。【表 4】

(略)

【表 4】 県内各市の一人当たり保有面積

団体名	平成の 合併前 の団体 数 (平成 11(1999) 年 4月～ 平成 18 (2006) 年 3月)	令和元 (2019) 年度決算 公共施設状 況調 保有面積 (m ²)	住民基本台帳 人口 (令和 2 (2020)年 1 月 1 日) (人)	一人当たり 保有面積 (m ²)
養父市	4	281,496	23,229	12.1
淡路市	5	419,242	43,562	9.6
朝来市	4	251,251	30,218	8.3
宍粟市	4	297,003	37,331	8.0
丹波篠山市	4	272,248	41,362	6.6
洲本市	2	279,249	43,316	6.4
南あわじ市	4	288,814	46,978	6.1
丹波市	6	384,046	63,941	6.0
豊岡市	6	479,780	80,942	5.9
西脇市	2	237,249	40,412	5.9
赤穂市		266,924	47,391	5.6
相生市		160,119	29,215	5.5

県内各市の平均値				5.0
神戸市		<u>7,176,974</u>	<u>1,538,025</u>	4.7
たつの市	4	<u>333,116</u>	<u>76,909</u>	<u>4.3</u>
加東市	3	<u>169,923</u>	<u>40,187</u>	4.2
三木市	2	<u>325,523</u>	<u>77,873</u>	4.2
加西市		<u>185,564</u>	<u>44,494</u>	4.2
芦屋市		<u>379,268</u>	<u>96,020</u>	<u>3.9</u>
尼崎市		<u>1,820,414</u>	<u>463,186</u>	<u>3.9</u>
姫路市	5	<u>1,967,213</u>	<u>537,101</u>	3.7
小野市		<u>175,917</u>	<u>48,742</u>	<u>3.6</u>
西宮市		<u>1,570,177</u>	<u>485,189</u>	3.2
伊丹市		<u>596,571</u>	<u>203,261</u>	<u>2.9</u>
高砂市		<u>247,748</u>	<u>91,159</u>	<u>2.7</u>
明石市		<u>819,346</u>	<u>303,129</u>	2.7
三田市		<u>304,241</u>	<u>112,806</u>	2.7
宝塚市		<u>624,812</u>	<u>234,209</u>	2.7
加古川市		<u>681,229</u>	<u>265,716</u>	<u>2.6</u>
川西市		<u>383,224</u>	<u>158,003</u>	2.4

出典：総務省「公共施設状況調経年比較表」(平成30(2018)年度)

県内各市の平均値				5.0
神戸市		<u>7,153,425</u>	<u>1,533,588</u>	4.7
たつの市	4	<u>333,854</u>	<u>76,276</u>	<u>4.4</u>
加西市		<u>187,204</u>	<u>44,080</u>	4.2
加東市	3	<u>170,919</u>	<u>40,348</u>	4.2
三木市	2	<u>325,318</u>	<u>77,238</u>	4.2
小野市		<u>188,976</u>	<u>48,486</u>	<u>3.9</u>
尼崎市		<u>1,782,313</u>	<u>463,262</u>	<u>3.8</u>
姫路市	5	<u>1,966,442</u>	<u>535,982</u>	3.7
芦屋市		<u>340,208</u>	<u>95,775</u>	<u>3.6</u>
西宮市		<u>1,568,586</u>	<u>484,357</u>	3.2
伊丹市		<u>601,964</u>	<u>203,539</u>	<u>3.0</u>
高砂市		<u>251,294</u>	<u>90,462</u>	<u>2.8</u>
三田市		<u>304,201</u>	<u>111,934</u>	2.7
明石市		<u>820,135</u>	<u>303,961</u>	2.7
宝塚市		<u>627,061</u>	<u>234,044</u>	2.7
加古川市		<u>667,153</u>	<u>264,364</u>	<u>2.5</u>
川西市		<u>384,194</u>	<u>157,432</u>	2.4

出典：総務省「公共施設状況調経年比較表」(令和元(2019)年度)

104	<p>9 公園</p> <p>① 施設概要 五色県民サンビーチ</p> <p>② 配置状況 五色県民サンビーチ</p> <p>③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> 五色県民サンビーチ：公設の海水浴場は<u>廃止し</u>、建物の譲渡・除却を検討する。 	<p>9 公園</p> <p>① 施設概要 <u>旧</u>五色県民サンビーチ</p> <p>② 配置状況 <u>旧</u>五色県民サンビーチ</p> <p>③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>旧</u>五色県民サンビーチ：公設の海水浴場は、<u>令和3年3月に廃止した</u>。<u>今後</u>、建物の譲渡・除却<u>等</u>を検討する。
-----	--	---

洲本市公共施設等総合管理計画(平成28年度策定、令和3年度改訂)の概要(案)

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的 (P.2)

① 国及び自治体の取組

国では「インフラ長寿命化計画」を策定(平成25(2013)年11月)。平成26(2014)年4月、総務大臣から全ての自治体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請されたこと等を踏まえ、同計画を策定(平成28(2016)年12月)。

② 公共施設老朽化の進行

昭和40(1965)年代、50(1975)年代に建設した多数の施設の老朽化が進み、今後、これらの施設の大規模改修や建替えが短期的に集中する見込み。

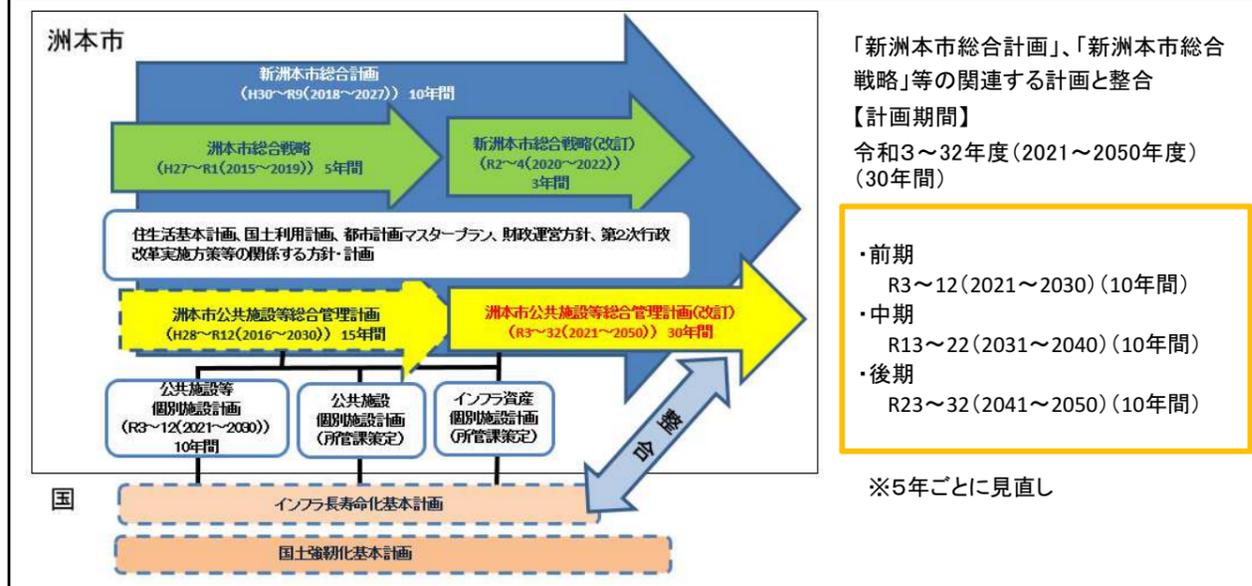
③ 公共施設等の維持管理に係る多額の財政負担

公共施設等の維持管理・更新に係る多額の財政負担が避けられない。

④ 環境の変化等を踏まえた基本方針

少子高齢化の進展、合併算定替えの終了(一本算定)など財政的に厳しい環境が続く中、南海トラフ地震や新たな感染症対応など、様々な危機に備えていく必要がある。個別施設計画の内容を踏まえ、将来に要する維持管理・更新費用を算定。効率的な公共施設等マネジメントを推進し、市民に対して安全・安心な施設サービスを将来にわたり提供。

2. 計画の位置づけ・計画期間 (P.3~7)

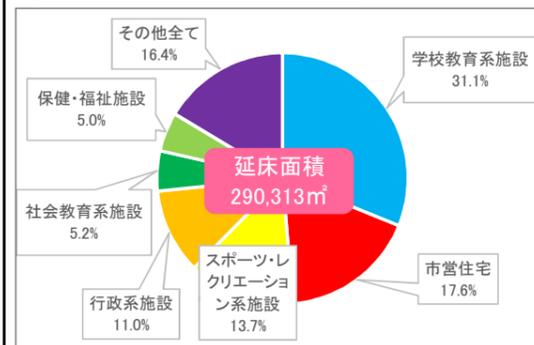


第2章 洲本市の現状

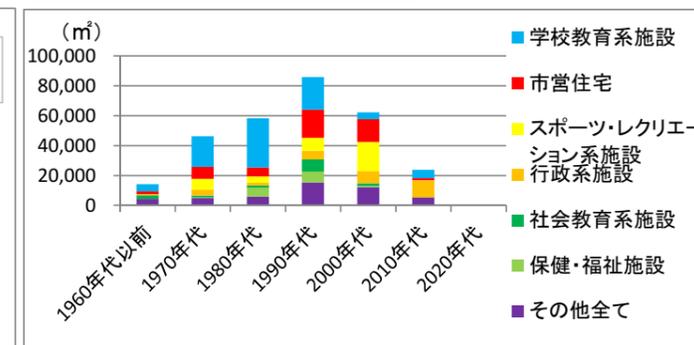
1. 公共施設等の現状 (P.16~19)

公共施設等を246施設、617棟保有、延床面積の合計は290,313㎡、減価償却率54.6%(※インフラ資産を含めると53.2%)(学校教育系施設:90,375㎡<31.1%>、市営住宅:50,971㎡<17.6%>、スポーツ・レクリエーション系施設:39,862㎡<13.7%>)

公共施設の延床面積の内訳



建築年数と延床面積



2. インフラ資産の現状 (P.22~30)

・道路延長756km、道路面積3,217,046㎡ ・橋梁数545橋 ・農道延長15km ・林道延長12km
 ・港湾施設延長4km ・漁港施設延長5km ・海岸保全施設延長5km ・河川延長73km ・都市公園面積103,601㎡
 ・下水道・・・プラント施設×1箇所、管渠延長:111km、処理場×2か所、ポンプ場×6箇所

3. 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み (P.31~42)

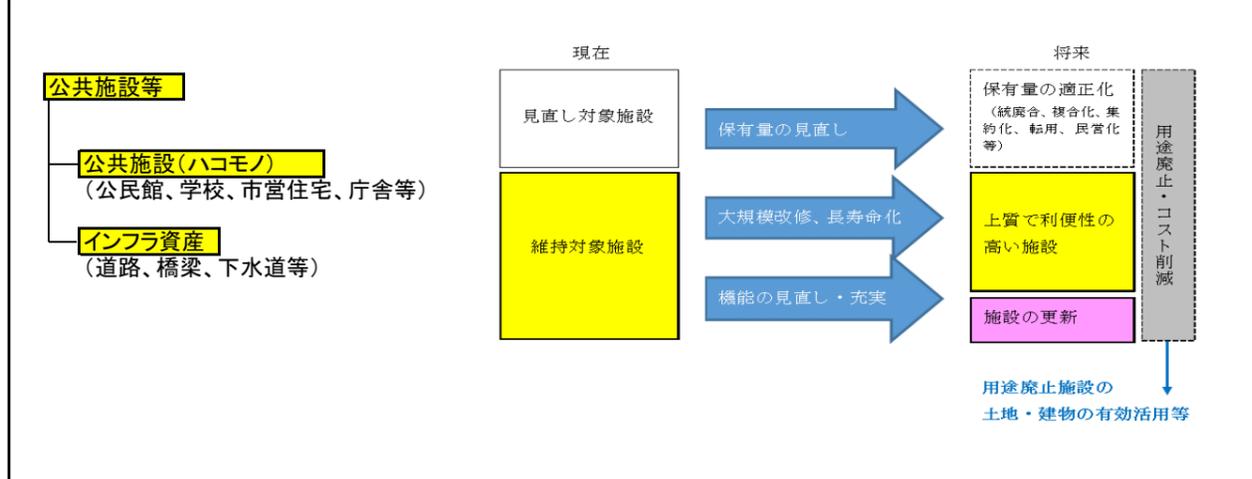
今後30年間の公共施設、インフラ資産の事後保全型維持管理・更新等経費の総計は約1,639億円(年平均約55億円)

予防保全型維持管理・更新等経費(個別施設計画の実施を含む)の総計は約889億円(年平均約30億円)

予防保全に努めることにより、約750億円(年平均約25億円)の経費を縮減できる見込み。



3. 計画対象・公共施設等総合管理のイメージ (P.7~9)



第3章 公共施設等総合管理の方針

■ 全体方針 (P.48~51)

- 安全・安心な生活のために、公共施設とインフラ資産を適正に維持管理する。
- 市民の暮らしを守る施設サービスを維持し、利便性を高める。
- 人口やその構造変化に対応した適正規模の施設数とする。
- 財政負担を軽減・平準化し、健全な財政を維持する。
- PPP、PFI、指定管理者制度、業務委託、自治体間連携等の活用を図る。

■ 公共施設に関する個別方針 (P.52~56)

- 新規施設の建設を抑制し、ソフト面の充実、既存施設の有効活用を図る。
- 施設数、延床面積を30年間で20%以上削減する(平成28(2016)年を基準)。
- 施設管理の適正化と既存施設の有効活用を図る。
- 機能が重複する施設については、統廃合を進める。
- 施設の複合化、集約化、転用を進める。
- 複合災害・新たな感染症に備える。
- 複数の施設を特徴のあるゾーニングエリアとして有効性を高める。
- 施設の特性に応じ収益の確保を図る。

■ インフラ資産に関する個別方針 (P.57)

- 長寿命化をはじめとする、計画的、効率的な整備を行う。
- 効率的な管理と適正な受益者負担による自主財源の確保に努める。

第4章 各公共施設等の概要と取組の方向性 (P.61~121)

各個別施設計画の主な内容を踏まえた上で、概要と取組の方向性を記載

洲本市公共施設等総合管理計画 (改訂案)



平成 28 年 12 月 策 定
(令 和 4 年 月 改 訂)



洲 本 市



【 目 次 】

はじめに	1
第1章 計画策定の背景と目的	
1. 背景と目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画期間	7
4. 計画対象	7
5. 公共施設等総合管理のイメージ	8
第2章 洲本市の現状	
1. 人口推移と将来推計	10
2. 職員数の推移	12
3. 財政状況（普通会計）	13
4. 公共施設等の現状	
（1）公共施設等の現状	16
（2）県内各市の公共施設保有面積の状況	20
5. インフラ資産の現状	
（1）道路・橋梁	22
（2）農道・林道	24
（3）港湾施設	25
（4）漁港施設	25
（5）海岸保全施設	26
（6）河川	27
（7）都市公園	28
（8）下水道	
①プラント施設	29
②下水道	29
6. 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み	31
7. 過去の実績	
（1）公共施設	43
（2）インフラ資産	44
8. 施設保有量の推移	45
9. 有形固定資産減価償却率の推移	45

第3章 公共施設等総合管理の方針

1. 現状や課題に関する基本認識	46
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	46
3. 公共施設等総合管理の方針	47
(1) 全体方針	48
(2) 公共施設に関する個別方針	52
(3) インフラ資産に関する個別方針	57
4. 全庁的な取組体制等の構築及び情報管理・共有方策	58
5. 計画推進に関する実施方針	58
6. PDCAサイクルの推進方針	61

第4章 各公共施設等の概要と取組の方向性

I. 公共施設

1 市民文化系施設	
(1) 集会施設	62
(2) 文化施設	65
2 社会教育系施設	
(1) 図書館	67
(2) 博物館等	69
3 スポーツ・レクリエーション系施設	
(1) スポーツ施設	72
(2) レクリエーション施設	74
4 学校教育系施設	
(1) 学校	76
(2) その他教育施設	79
5 子育て支援施設	
(1) 幼保・こども園	81
(2) 幼児・児童施設	84
6 保健・福祉施設	
(1) 高齢福祉施設	86
(2) 保健施設	88
(3) その他社会福祉施設	90
7 行政系施設	
(1) 庁舎等	92
(2) 消防施設	95
(3) その他行政系施設	97

8 市営住宅	
(1) 公営住宅・特定住宅・特定公共賃貸住宅	99
(2) 定住促進住宅	102
9 公園	104
10 供給処理施設	106
11 その他	108
12 医療施設	110
II. インフラ資産	
1 道路・橋梁	113
2 農道・林道	113
3 港湾施設	114
4 漁港施設	115
5 海岸保全施設	116
6 河川	117
7 都市公園	118
8 下水道	
(1) プラント施設	120
(2) 下水道	121
(用語説明)	123

はじめに

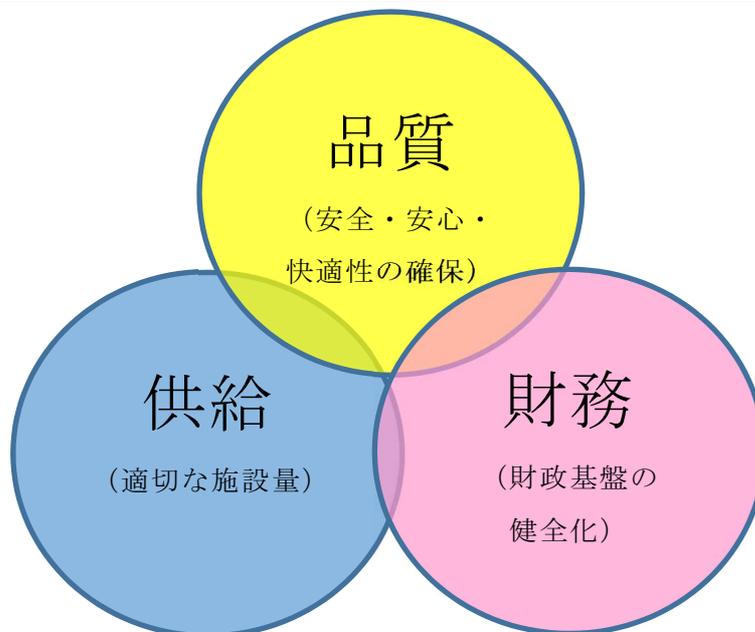
本市では、市民生活や社会経済活動を支えるために、学校、市営住宅、庁舎等の「公共施設」や、道路、橋梁等の「インフラ資産」（以下「公共施設等」という。）を多数保有している。これらの多くは高度経済成長期以降に集中的に整備されたものであり、今後、大規模改修及び建替え（更新）時期を迎える。

一方で、人口減少と少子高齢化を背景とする人口構造の急激な変化は、行政サービスの質・量のあり方に大きな影響を及ぼす。今後は、現有する公共施設等の数や規模の維持が困難になることが懸念され、「古くなった施設は建替えればよい」という従来の発想を転換していく必要がある。

国においても既存施設の長寿命化を図るという方針が示されているが、単に建替え時期を先送りするのではなく、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と最適な配置を図ることが重要である。

こうした状況を踏まえ、本市における公共施設等の総合的な管理計画である本計画を平成 28（2016）年 12 月に策定し、持続可能な施設経営を推進している。また、個別の公共施設等については、本計画の内容を踏まえ、令和 3（2021）年 3 月までに各個別施設計画を策定している。

洲本市における公共施設等総合管理（マネジメント）のイメージ図



本市では3つの視点（安全・安心・快適性を確保した「品質」、適切な施設量となる「供給」、財政基盤の健全化に資する「財務」）から、安全・安心で快適な施設等の配置と持続可能なまちづくりを推進する。

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25(2013)年6月14日閣議決定)における『インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。』との認識のもと、平成25(2013)年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。

地方公共団体においても、国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)を策定するよう要請された。

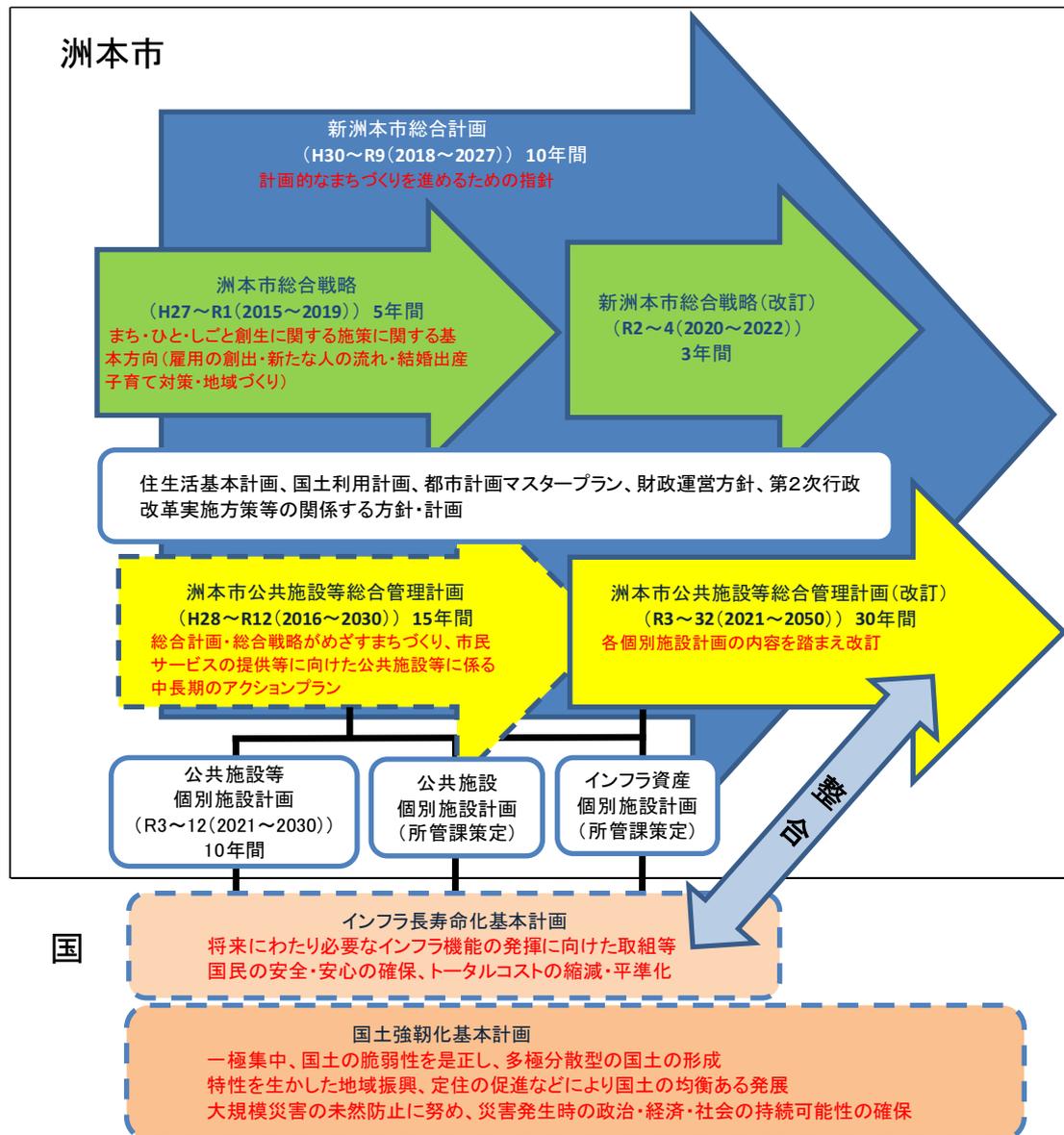
本市においても、昭和40(1965)年代、50(1975)年代に建設した多数の施設の老朽化が進み、今後、これらの施設の大規模改修や建替えが短期的に集中して、多大な財政負担を強いられることが予想される。これに加えて、公共施設の利用需要の変化への対応、さらにはコスト縮減、環境保全、安全性の確保、防災・減災対策等への対応が課題となっている。このような状況を受け、平成28(2016)年12月に行動計画にあたる本計画を策定し、取り組みを進めてきた。

近年、本市財政を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、合併算定替えの終了(一本算定)など財政的に厳しい環境が続く中、南海トラフ地震や新型コロナウイルス対応など、様々な危機に備えていく必要がある。こうした環境の変化や「洲本市公共施設等個別施設計画」(令和3(2021)年3月)等を踏まえ、将来に要する維持管理・更新経費を算定し、効率的な公共施設等のマネジメントを推進するとともに、魅力、利便性等を向上させ、市民等に対して安全・安心な施設サービスを将来にわたり提供するため、今後の公共施設等の維持管理・更新等に関する基本方針を定めることを本計画の目的とする。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「新洲本市総合計画」をはじめ、「新洲本市総合戦略」、「住生活基本計画」、「財政運営方針」等の関連する計画や、国の「インフラ長寿命化基本計画」、「国土強靱化基本計画」等との整合を図りながら、公共施設等の総合管理の取り組みを進める。【図1】

【図1】公共施設等総合管理計画の位置づけ



(参考) 新洲本市総合計画 (抜粋)

基本構想

- 将来都市像
豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本

- 土地利用の基本的な方向性

■ 拠点：都市の発展を牽引する都市機能の集積拠点

名称	考え方
中心市街地拠点	中心市街地拠点では、商業・業務・医療・公共機能などが集中している利便性の高さや、既存ストックを最大限に活用することで、本市のみならず、淡路島の中核として一層の機能強化、再整備を図ります。
地域生活拠点	地域生活拠点では、日常生活に必要な都市機能が集約されていることから、地域の都市活動の拠点として、まとまりのある市街地を形成します。

■ ゾーン：連続的な自然環境の整備保全と住環境との調和を推進するゾーン

名称	考え方
定住・田園ゾーン	定住・田園ゾーンでは、地域の特性に応じた良好な生産と生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適正な土地利用を図るとともに、生活サービスとしての機能を補完するため、中心市街地拠点や地域生活拠点と地域公共交通などのネットワークでつなぎます。 また、農地が持っている多面的な機能を発揮させるための管理、農地集積・集約を進め、耕作放棄地の発生防止と解消、効率的な利用を図ります。
市街地ゾーン	市街地ゾーンでは、まちなか再生や都心居住、公園整備、市街地緑化などの取り組みを推進することで、空洞化の抑制と都市機能の充実・更新を図るとともに、道路網の整備により、計画的な市街地の整備を図ります。

臨海交流ゾーン	臨海交流ゾーンでは、水産業の生産基盤の一層の充実を図るとともに、海辺を結ぶ回遊性の高い交流空間としての利用を図ります。
森林ゾーン	森林ゾーンでは、国土の保全や水源かん養など、豊かな緑地空間としての機能が持続的に発揮されるよう、森林の保全及び育成、治山対策や森林空間の総合的な利用を図ります。

○ まちづくりビジョンの実現に向けた基本目標

基本目標 1	安全で安心して暮らせる強くしなやかなまちづくり
基本目標 2	思いやりと支え合いを大切にするこころ豊かなひとづくり
基本目標 3	活力を生む産業を育み、元気で健やかに暮らせるまちづくり

基本計画

第 1 章	市民生活と地域を支える社会基盤の充実
第 2 章	自然環境の保全と暮らしやすさとの調和
第 3 章	市民が活躍できる地域と仕組みの構築
第 4 章	郷土愛の醸成と次代を担う人材の育成
第 5 章	地域産業の育成と新産業の創造
第 6 章	生きがいとやすらぎを実感できる環境の創出

(参考) 新洲本市総合戦略(抜粋)

新洲本市総合戦略の3つの基本戦略と基本的方向性

基本戦略	基本的方向性
1. 洲本の人にあたかさに触れ、ここに居たい、訪れたいと思う「ひと」を創り育む	便利な田舎「トカイナカ洲本」のファンを拡大させ、住んでみたいと思う人を増やす
	洲本の「まち」と「ひと」に魅かれ、訪れてみたいと思う人を呼び込む
	ふるさとの恵まれた環境で学び、ふるさとへの愛着を持った磨かれた人を育む
2. 歴史の薫る魅力的でやすらぎのある「わがまち洲本」を創り守る	恵まれた環境で健やかに子を育て、人の成長を見守る
	生涯現役で元気な人がいきいきと活躍するまちをつくる
	城下町洲本らしさを磨き、伝え、広め、誇れるまちをつくる
	環境立島淡路島で安全・安心に暮らせる生活環境を構築する
広域連携による効率的かつ効果的な行政サービスを提供する	3. 女性や若者が夢を抱いて躍動する洲本ならではの「しごと」のステージを創り広げる
「御食国」ブランドの向上に資する農水産物の生産基盤を強化する	
地域のしごとの魅力を知り、守り、創る好循環を生み出す	

3. 計画期間

本計画の新たな計画期間は、令和3（2021）年度から令和32（2050）年度までの30年間とする。

計画期間中であっても、随時、人口動向、社会情勢の変化、財政収支の変動、本計画の進捗度合い等を踏まえ、原則5年ごとに本計画を見直す。

計画期間：令和3～32年度（2021～2050年度）の30年間		
前期（10年間）	中期（10年間）	後期（10年間）
令和3～12年度 （2021～2030年度）	令和13～22年度 （2031～2040年度）	令和23～32年度 （2041～2050年度）
5年ごとに見直し	5年ごとに見直し	5年ごとに見直し

4. 計画対象

この計画は、【表1】のとおり分類した、本市が所有している公共施設等（公共施設及びインフラ資産）を対象とする。



【表1】計画対象の公共施設等

大分類		中分類
公共施設	市民文化系施設	集会施設
		文化施設
	社会教育系施設	図書館
		博物館等
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
		レクリエーション施設
	学校教育系施設	学校
		その他教育施設
	子育て支援施設	幼保・こども園
		幼児・児童施設
	保健・福祉施設	高齢福祉施設
		保健施設
		その他社会福祉施設
	行政系施設	庁舎等
消防施設		
その他行政系施設		

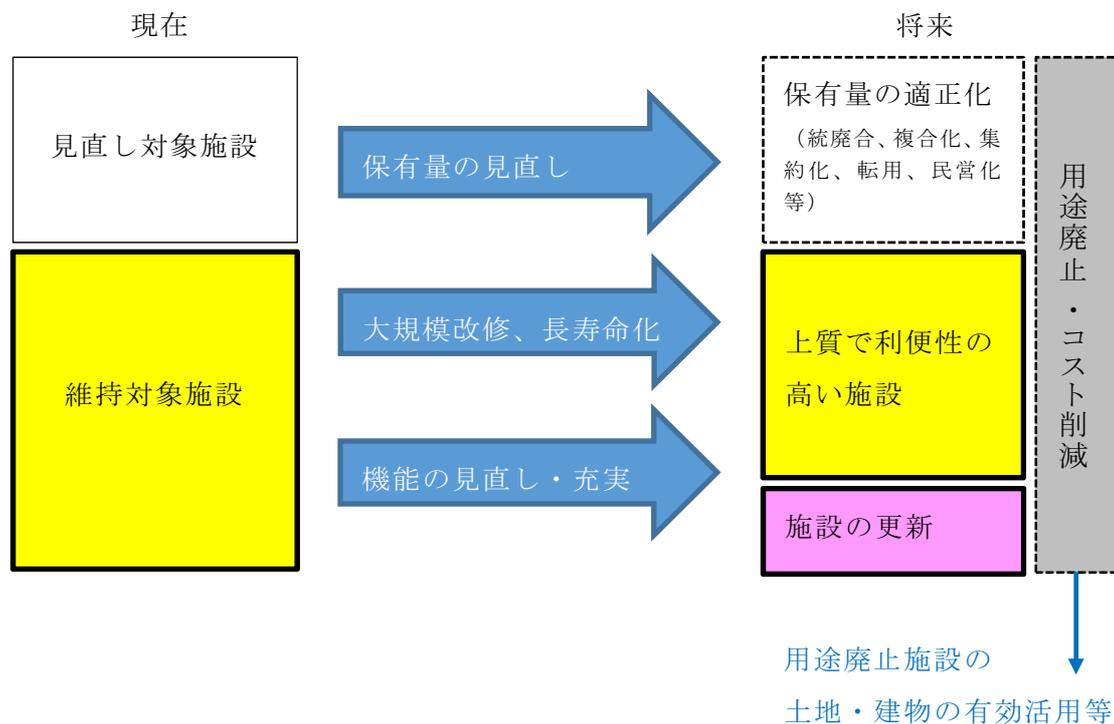
	市営住宅	公営住宅・特定住宅・特定公共賃貸住宅 定住促進住宅
	公園	—
	供給処理施設	—
	その他	—
	医療施設	—
インフラ資産	道路・橋梁	—
	農道・林道	—
	港湾施設	—
	漁港施設	—
	海岸保全施設	—
	河川	—
	都市公園	—
	下水道	プラント施設 下水道

5. 公共施設等総合管理のイメージ

本市が保有している公共施設等の現状と課題を調査・分析し、今後の対応方策を導き出し、計画的な保全を進めるとともに、新たなニーズを考慮しながら施設の機能を見直し・充実させることで公共施設等の総合管理を図っていく。【図2】

国は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、自治体としてあるべき「行政サービス水準」を検討することが望ましいとしており、本市においても個別の公共施設において提供しているサービスの必要性や民間代替性等、将来必要となる行政サービス水準等を踏まえ、人口減少に合わせた保有量の適正化に努め、施設の統廃合、公共施設の新規整備の抑制、用途廃止施設の土地・建物の有効活用を図るとともに、維持する施設にあっては、上質で利便性の高いものとする等、不断の見直しを適宜実施する。

【図2】公共施設等総合管理のイメージ図



第2章 洲本市の現状

1. 人口推移と将来推計

昭和50（1975）年に55,022人（当時の旧五色町含む）であった本市の人口は年々減少し、令和2（2020）年では41,329人（▲25%）※となっている。また、子どもの数も年々減少しており、少子化の傾向が継続すると予測される。

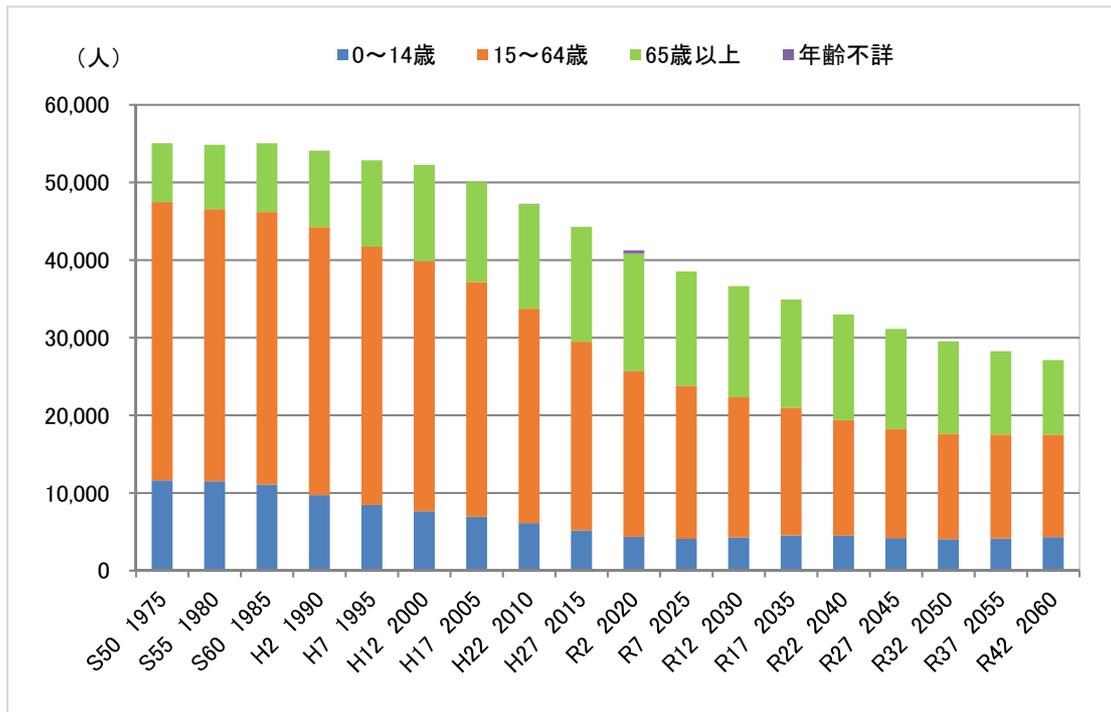
令和2（2020）年3月に策定した「新洲本市総合戦略」においては、令和42（2060）年の戦略人口（目標とする人口）として27,000人規模の確保を想定し、少子化に歯止めをかけるため、さまざまな施策を盛り込んでいる。【表2、図3】

また人口減少が進むと同時に、15～64歳の生産年齢人口の割合が減少し、65歳以上の人口割合が令和27（2045）年頃まで増加すると見込まれるため、多方面に影響を及ぼすことが予想される。【図3～5】

【表2】人口推移と将来推計（R2（2020）までは国勢調査人口、R7（2025）からは戦略人口）

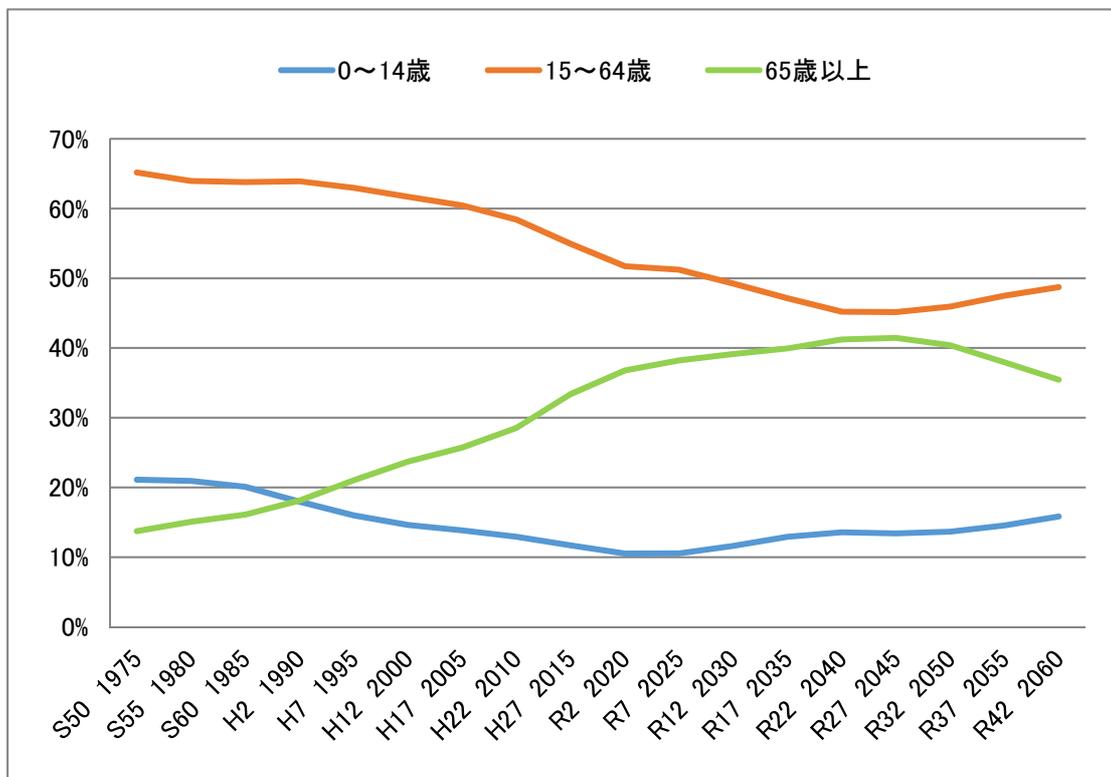
年	人口（人）	年	人口（人）	年	人口（人）
S50(1975)	55,022	H17(2005)	50,030	R17(2035)	34,912
S55(1980)	54,826	H22(2010)	47,254	R22(2040)	32,972
S60(1985)	55,048	H27(2015)	44,258	R27(2045)	31,138
H2(1990)	54,049	R2(2020)	41,236	R32(2050)	29,531
H7(1995)	52,839	R7(2025)	38,540	R37(2055)	28,241
H12(2000)	52,248	R12(2030)	36,648	R42(2060)	27,092

【図3】人口推移と将来推計



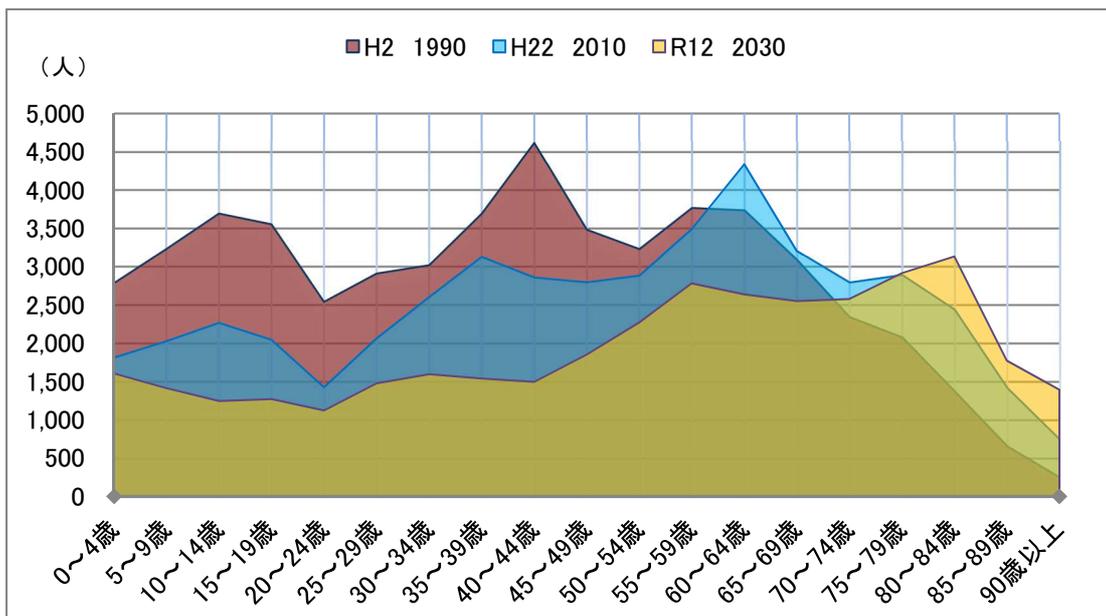
出典：総務省統計局「国勢調査」及び新洲本市総合戦略

【図4】年齢構造別人口割合



出典：総務省統計局「国勢調査」及び新洲本市総合戦略

【図5】人口推移と将来推計（20年間隔）

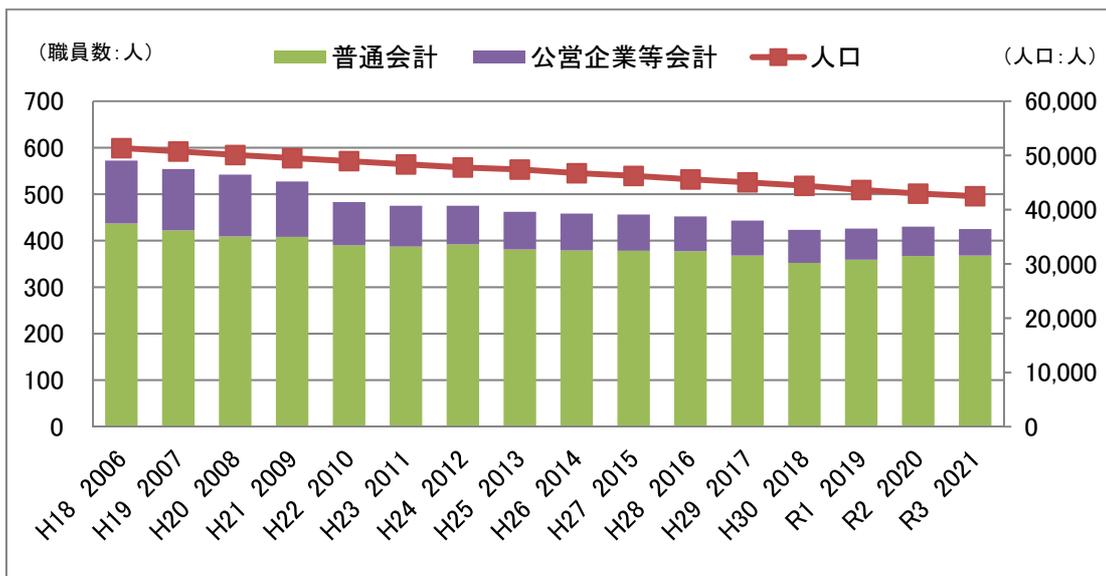


出典：総務省統計局「国勢調査」及び新洲本市総合戦略

2. 職員数の推移

平成 18（2006）年の職員数は 572 人（市民千人当たり職員数：11 人）だったが、令和 3（2021）年は 425 人（市民千人当たり職員数：10 人）となっており、15 年間で 147 人減少している。【図 6】

【図 6】人口と職員数の推移



※人口は各年 3 月末（住民基本台帳）、職員数は 4 月 1 日の数

3. 財政状況（普通会計）

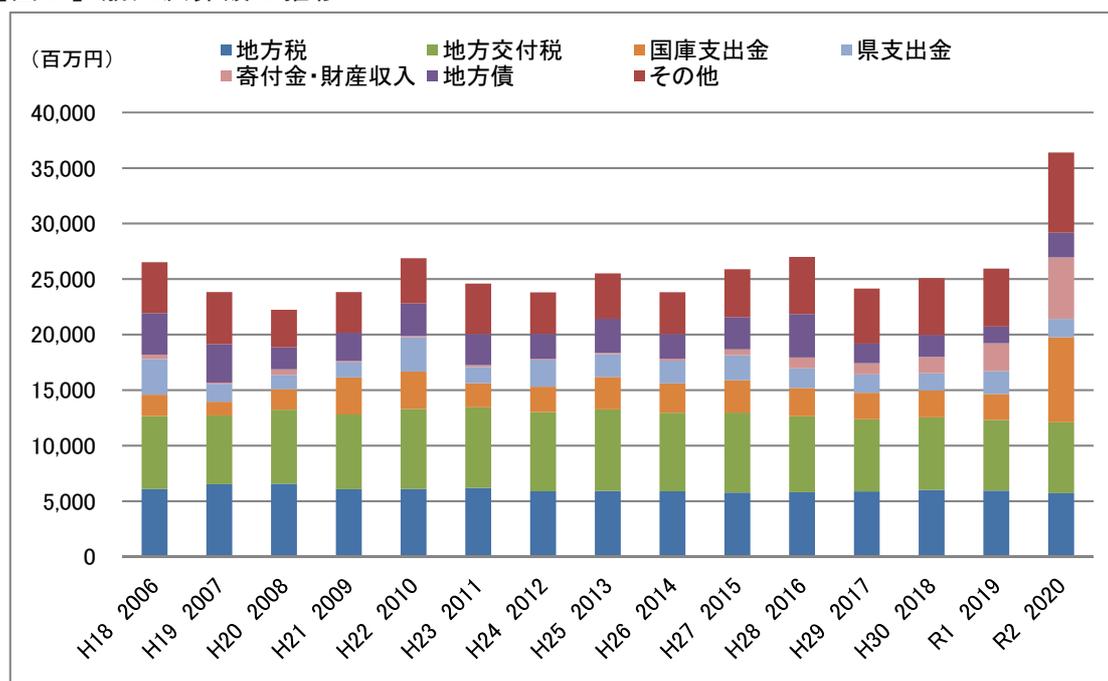
本市の決算規模は、平成22（2010）年の県立淡路病院建設用地取得事業や平成28（2016）年の新庁舎建設事業などの増加はあったものの、ほぼ横ばい状態となっている。令和2（2020）年度については、[国庫補助金等を活用した新型コロナウイルス感染症への対応](#)やふるさと納税の増などにより、決算規模が過去最大となっている。【図7、図9】

歳入は、市税収入が、人口減少、地価下落等を反映して平成20（2008）年の65.6億円をピークにやや減少し、60億円程度で推移している。今後は人口減少が見込まれるなかで、市税収入はさらに減少するとともに、令和3（2021）年以降は、合併算定替の特例加算がなくなること等から、普通交付税の減少が見込まれる。【図7、図8】

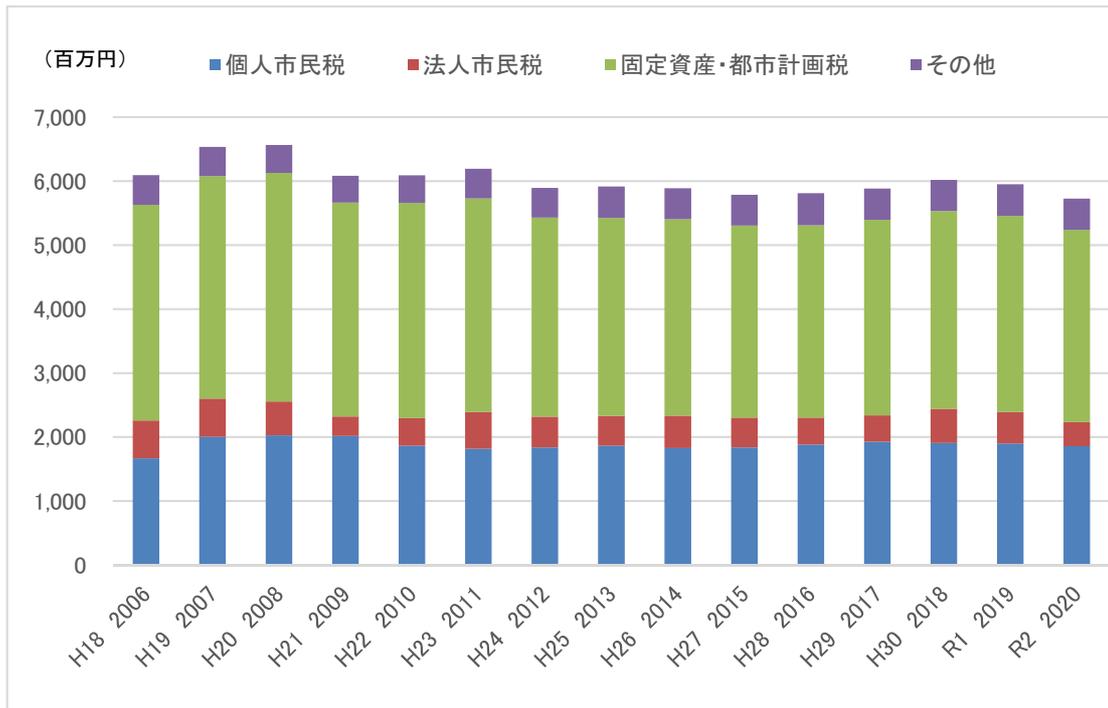
歳出は、普通建設事業費は、平成29（2017）年以降、20億円程度で推移しているが、既存施設の統廃合や大規模改修等が想定され、厳しい状況が続く。形式収支（歳入決算額－歳出決算額）を見ると、黒字額は減少傾向にあり、[令和2（2020）年度においても、使用料・手数料の減等により減少している。](#)【図9、図10】

経常収支比率は、合併効果により平成20（2008）年から改善に転じたが、平成23（2011）年からは、普通交付税の減少等により、比較的高い水準（財政構造の弾力性が低い）で推移しており、今後も人口減により、財政硬直化 [（政策の自主性が低い状態）](#) が継続することが見込まれる。【図11】

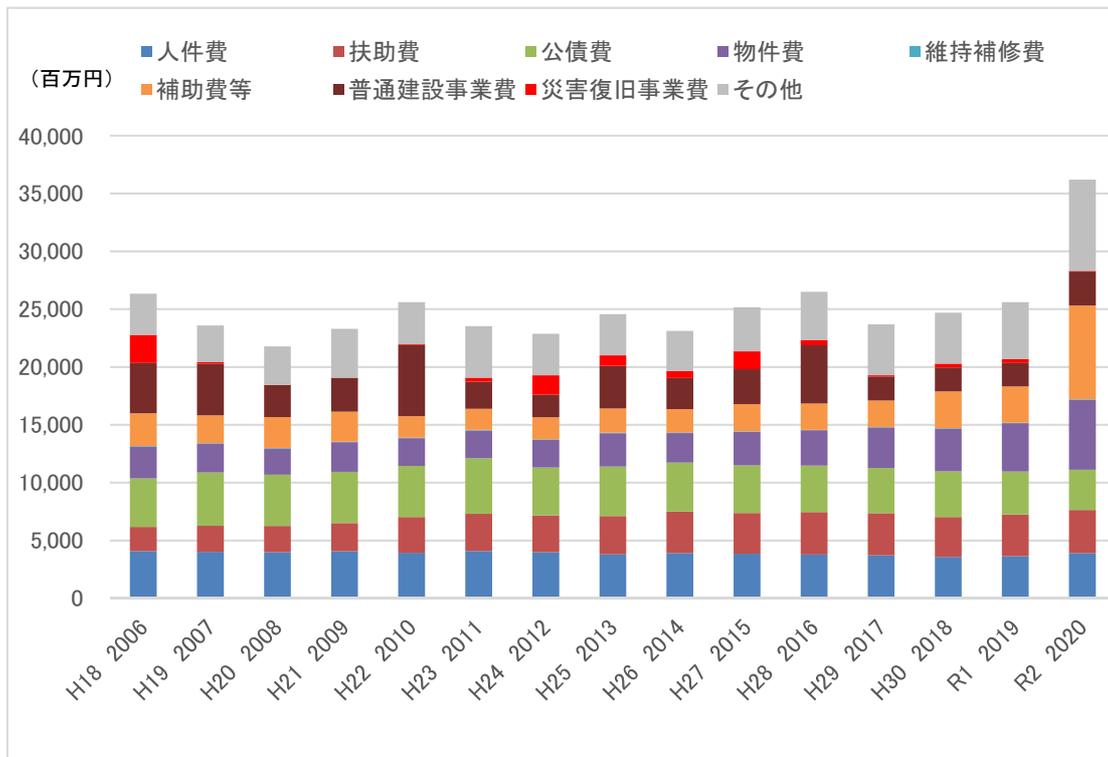
【図7】歳入決算額の推移



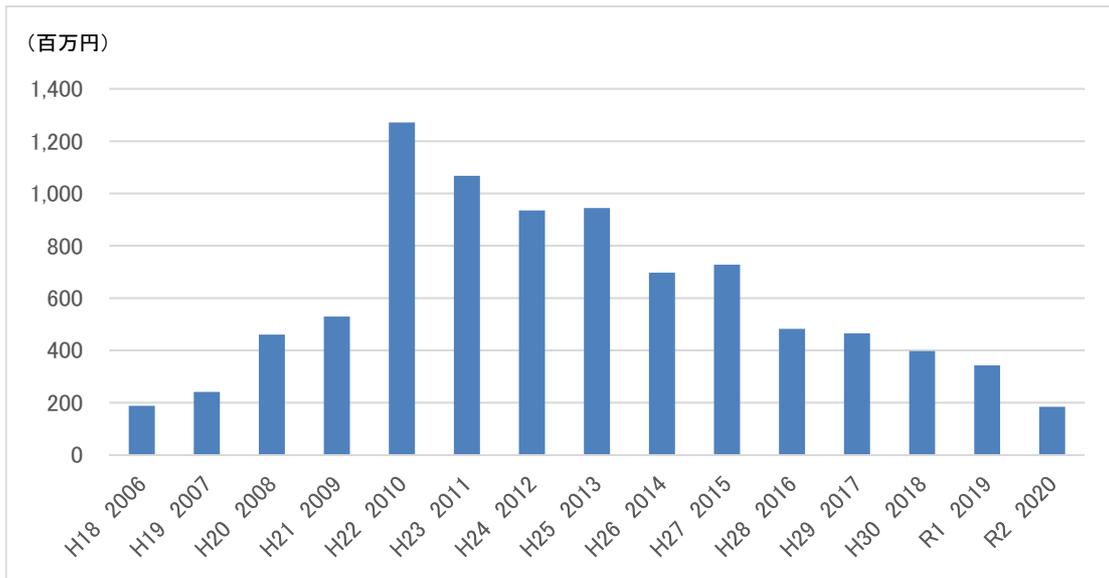
【図8】市税収入額の推移



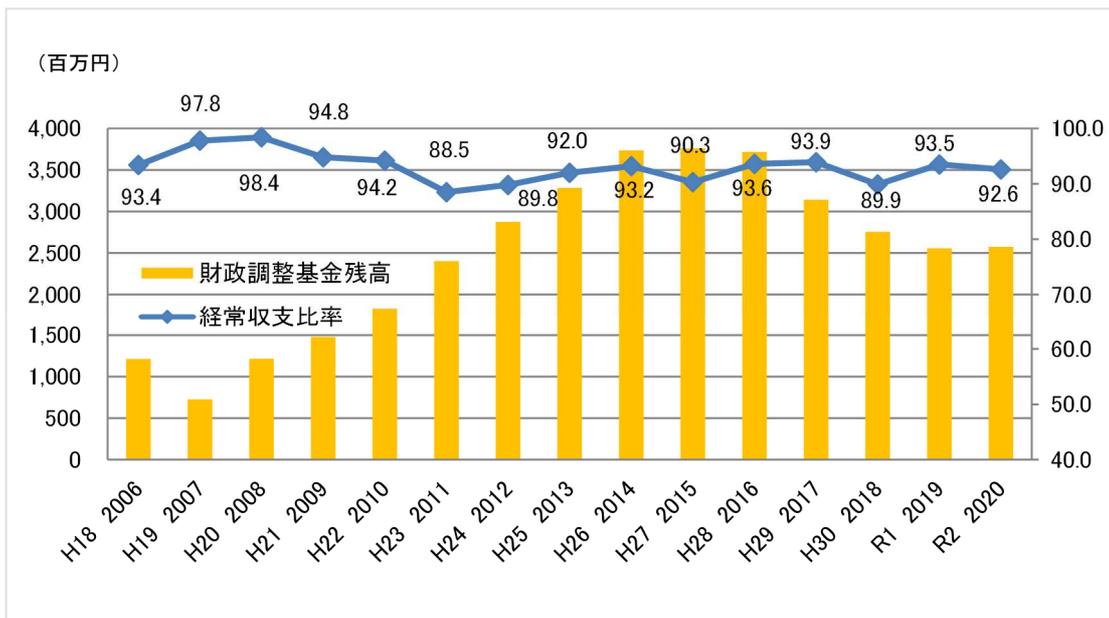
【図9】歳出決算額の推移



【図 10】形式収支の推移



【図 11】経常収支比率と財政調整基金残高の推移



4. 公共施設等の現状

(1) 公共施設等の現状

本市においては、令和3（2021）年3月時点で公共施設を246施設保有しており、棟数は617棟、延床面積の合計は290,313㎡である。令和3（2021）年3月31日時点でのインフラ資産を含めた減価償却率は53.2%となっている。【表3】

公共施設の約26%が昭和56（1981）年の建築基準法改正前に整備された旧耐震基準による施設であり、それ以外は改正後の新耐震基準による施設である。

建築年別の延床面積を見てみると、平成7（1995）年頃までは、学校施設の建設が、平成8（1996）年以降は、市営住宅やスポーツ・レクリエーション系施設の建設が目立ち、面積的にも大きくなっている。平成17（2005）年以降は、文化体育館や市役所本庁舎の建設が行われたものの、施設の整備が充実し、新たな施設の建築が大幅に減少していることが分かる。【図12】

公共施設の経過年数の内訳を見てみると、子育て支援施設、行政系施設、公園や供給処理施設は、比較的新しい建物の割合が大きいのに対して、市民文化系施設、学校教育系施設やその他の施設については、古い建物の割合が大きいことが分かる。施設全体で見ると、築30年を超える建物が約41%を占めている。【図13】

公共施設の施設数の内訳を見ると、行政系施設が60施設（24%）と最も多く、ついで市営住宅が36施設（15%）となっている。【表3、図14】

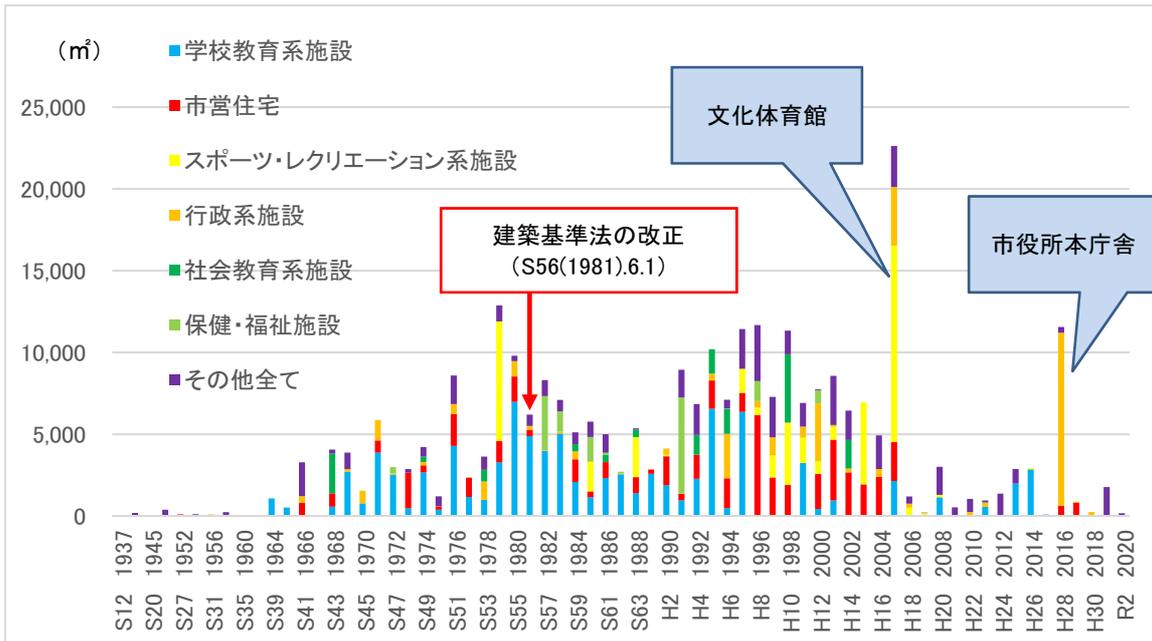
公共施設の延床面積の内訳を見ると、学校教育系施設が90,375㎡（31%）と最も多く、次いで市営住宅が50,971㎡（18%）、スポーツ・レクリエーション系施設が39,862㎡（14%）となっている。【表3、図15】

【表3】公共施設等の延床面積等（令和3（2021）年3月時点）

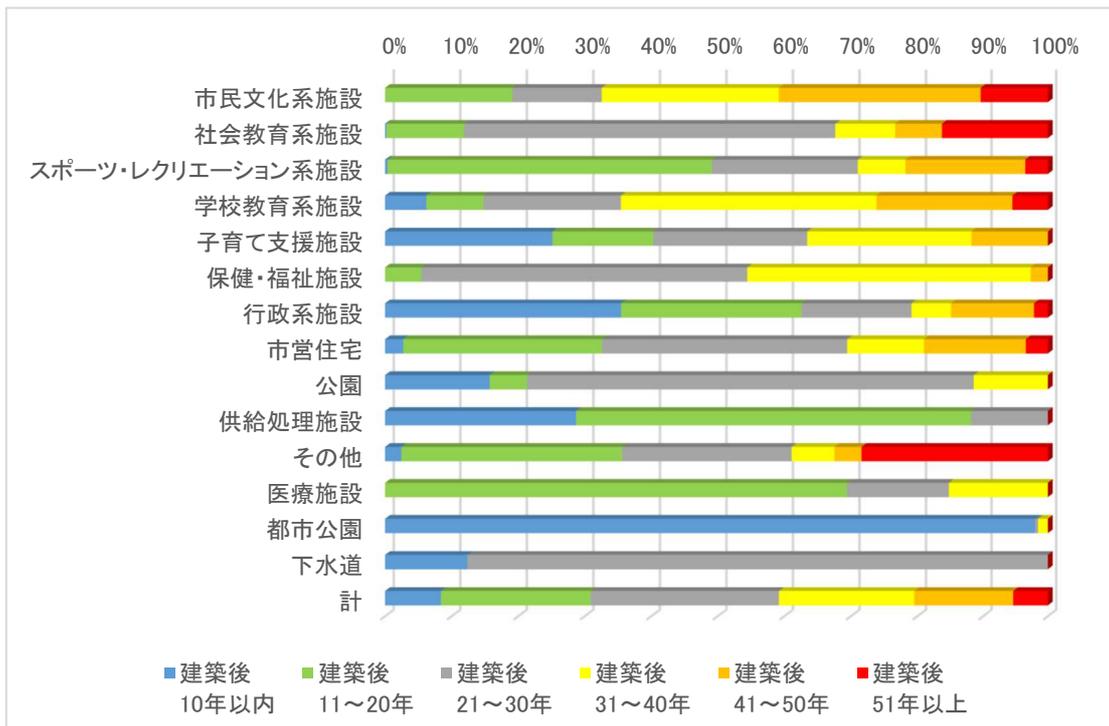
区分	大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	全体に占める割合	減価償却率	
公共施設	市民文化系施設	集会施設	26	26	9,304.86	3.2%	68.8%	
		文化施設	1	1	413.34	0.1%	28.6%	
			小計	27	27	9,718.20	3.3%	67.0%
	社会教育系施設	図書館	2	3	4,970.80	1.7%	40.3%	
		博物館等	6	14	10,025.67	3.5%	61.1%	
			小計	8	17	14,996.47	5.2%	51.6%
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	3	17	29,699.00	10.2%	45.6%	
		レクリエーション施設	2	24	10,163.26	3.5%	68.8%	
			小計	5	41	39,862.26	13.7%	50.7%
	学校教育系施設	学校	18	116	87,240.91	30.1%	65.9%	
		その他教育施設	2	3	3,134.03	1.1%	29.5%	
			小計	20	119	90,374.94	31.1%	63.8%
	子育て支援施設	幼保・こども園(保育所・こども園)	9	11	6,596.95	2.3%	37.4%	
		幼保・こども園(幼稚園)	2	2	998.10	0.3%	67.5%	
		幼児・児童施設	3	3	949.71	0.3%	43.5%	
			小計	14	16	8,544.76	2.9%	41.0%
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	3	1,189.80	0.4%	61.0%	
		保健施設	4	9	5,240.75	1.8%	81.5%	
		その他社会福祉施設	4	8	8,186.30	2.8%	46.2%	
			小計	11	20	14,616.85	5.0%	57.8%
	行政系施設	庁舎等	7	15	21,658.85	7.5%	31.2%	
		消防施設	36	36	4,728.36	1.6%	57.9%	
		その他行政系施設	17	18	5,435.33	1.9%	70.9%	
			小計	60	69	31,822.54	11.0%	39.1%
	市営住宅	公営住宅・特定住宅・特定公共賃貸住宅	35	191	49,580.58	17.1%	59.9%	
		定住促進住宅	1	8	1,390.26	0.5%	12.1%	
			小計	36	199	50,970.84	17.6%	58.7%
公園	—	15	27	1,583.91	0.5%	46.1%		
供給処理施設	—	7	11	4,251.06	1.5%	45.1%		
その他	—	27	44	11,622.51	4.0%	62.4%		
医療施設	—	6	6	2,961.03	1.0%	52.2%		
		小計	55	88	20,418.51	7.0%	53.8%	
		公共施設 小計	236	596	281,325.37	96.9%	54.6%	
インフラ資産	道路・橋梁	—	—	—	—	—	61.3%	
	農道・林道	—	—	—	—	—	87.9%	
	港湾施設	—	—	—	—	—	99.5%	
	漁港施設	—	—	—	—	—	59.6%	
	海岸保全施設	—	—	—	—	—	漁港・港湾施設に含む	
	河川	—	—	—	—	—	89.4%	
	都市公園	—	1	4	1,069.08	0.4%	24.7%	
	下水道	プラント施設	1	1	319.31	0.1%	64.8%	
		下水道	8	16	7,599.08	2.6%	9.4%	
			インフラ資産 小計	10	21	8,987.47	3.1%	52.4%
合計			246	617	290,312.84	100.0%	53.2%	

※平成30（2018）年度に4事業（介護サービス事業、駐車場事業、下水道事業、土地取得造成事業）が、一般・特別会計から地方公営企業会計に移行した。その際に、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」（総務省）や「地方公営企業法施行規則」（昭和27（1952）年総理府令第73号）に基づき、固定資産台帳を整備しており、その時点からの減価償却累計額を参照しているため、減価償却率が低くなっている。【表3】には、特別会計及び公営企業会計の公共施設等を含んでいる。45ページの有形固定資産減価償却率は、施設に付随する工作物も含めた普通会計（一般会計にCATV事業特別会計を加えたもの）で算出されているため、数値が一致しない。

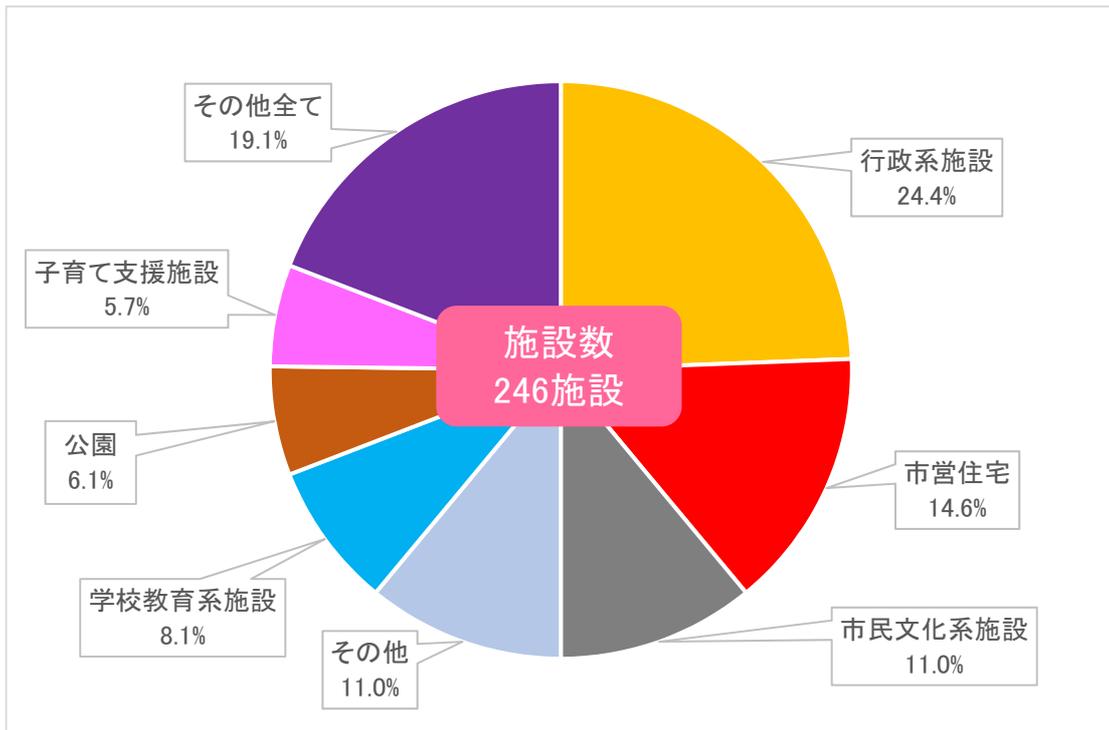
【図12】 建築年と延床面積（令和3（2021）年3月時点）



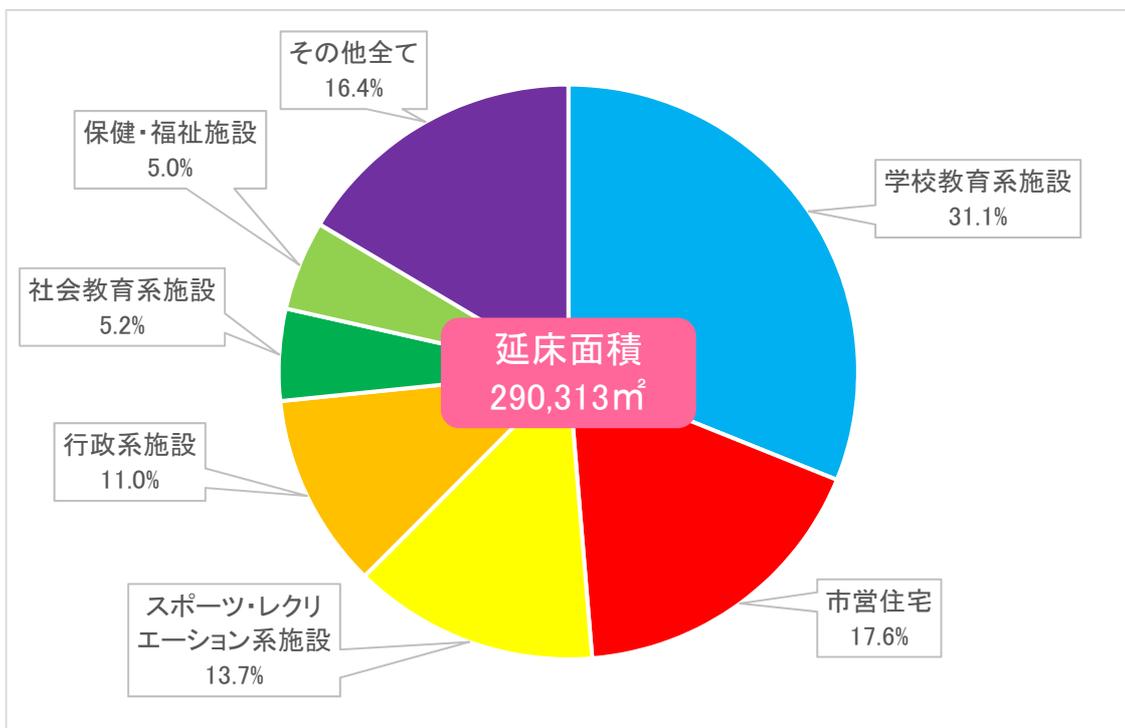
【図13】 公共施設等の経過年数の内訳（令和3（2021）年3月時点）



【図14】 公共施設等の施設数の内訳



【図15】 公共施設等の延床面積の内訳



(2) 県内各市の公共施設保有面積の状況

令和元(2019)年度公共施設状況調のデータ(総務省調査)を用いて、市民一人当たり保有面積を計算したところ、本市は6.4㎡となっており、県内各市の平均値5.0㎡を上回っており、県内では6番目に多い市となっている。【表4】

全体の傾向として、平成の市町村合併を行った、概ね人口5万人未満の団体は、平均値より数値が高い傾向にある。

【表4】 県内各市の一人当たり保有面積

団体名	平成の合併前の団体数 (平成11(1999)年4月～平成18(2006)年3月)	<u>令和元(2019)年度</u> 決算 公共施設状況調 保有面積(㎡)	住民基本台帳人口 (<u>令和2(2020)年</u> 1月1日) (人)	一人当たり 保有面積 (㎡)
養父市	4	<u>281,496</u>	<u>23,229</u>	<u>12.1</u>
淡路市	5	<u>419,242</u>	<u>43,562</u>	<u>9.6</u>
朝来市	4	<u>251,251</u>	<u>30,218</u>	<u>8.3</u>
宍粟市	4	<u>297,003</u>	<u>37,331</u>	<u>8.0</u>
丹波篠山市	4	<u>272,248</u>	<u>41,362</u>	<u>6.6</u>
洲本市	2	<u>279,249</u>	<u>43,316</u>	<u>6.4</u>
南あわじ市	4	<u>288,814</u>	<u>46,978</u>	<u>6.1</u>
丹波市	6	<u>384,046</u>	<u>63,941</u>	<u>6.0</u>
豊岡市	6	<u>479,780</u>	<u>80,942</u>	5.9
西脇市	2	<u>237,249</u>	<u>40,412</u>	<u>5.9</u>
赤穂市		<u>266,924</u>	<u>47,391</u>	5.6
相生市		<u>160,119</u>	<u>29,215</u>	<u>5.5</u>
県内各市の平均値				5.0
神戸市		<u>7,153,425</u>	<u>1,533,588</u>	4.7
たつの市	4	<u>333,854</u>	<u>76,276</u>	<u>4.4</u>
加西市		<u>187,204</u>	<u>44,080</u>	4.2
加東市	3	<u>170,919</u>	<u>40,348</u>	4.2
三木市	2	<u>325,318</u>	<u>77,238</u>	4.2
小野市		<u>188,976</u>	<u>48,486</u>	<u>3.9</u>
尼崎市		<u>1,782,313</u>	<u>463,262</u>	<u>3.8</u>
姫路市	5	<u>1,966,442</u>	<u>535,982</u>	3.7

芦屋市		<u>340,208</u>	<u>95,775</u>	<u>3.6</u>
西宮市		<u>1,568,586</u>	<u>484,357</u>	3.2
伊丹市		<u>601,964</u>	<u>203,539</u>	<u>3.0</u>
高砂市		<u>251,294</u>	<u>90,462</u>	<u>2.8</u>
三田市		<u>304,201</u>	<u>111,934</u>	2.7
明石市		<u>820,135</u>	<u>303,961</u>	2.7
宝塚市		<u>627,061</u>	<u>234,044</u>	2.7
加古川市		<u>667,153</u>	<u>264,364</u>	<u>2.5</u>
川西市		<u>384,194</u>	<u>157,432</u>	2.4

出典：総務省「公共施設状況調経年比較表」([令和元（2019）年度](#))

5. インフラ資産の現状

インフラ資産は、道路・橋梁をはじめ、港湾や漁港、下水道など、市民の生活を支える社会基盤である。

本市のインフラ資産は、高度経済成長期以降に集中的に整備され、今後一斉に老朽化が進行し、今後 20 年間で、建設後 50 年以上経過する施設の割合が急速に高まる。

今後、このような事象を回避し、インフラ資産がその機能を適切に発揮するために、限りある資源を有効に活用した効率的・効果的な維持管理が求められている。

そのため、損傷が小さいうちに補修を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、計画的に取り組むことで、将来にわたる維持管理等に係る更新経費の縮減を図っていく。

(1) 道路・橋梁

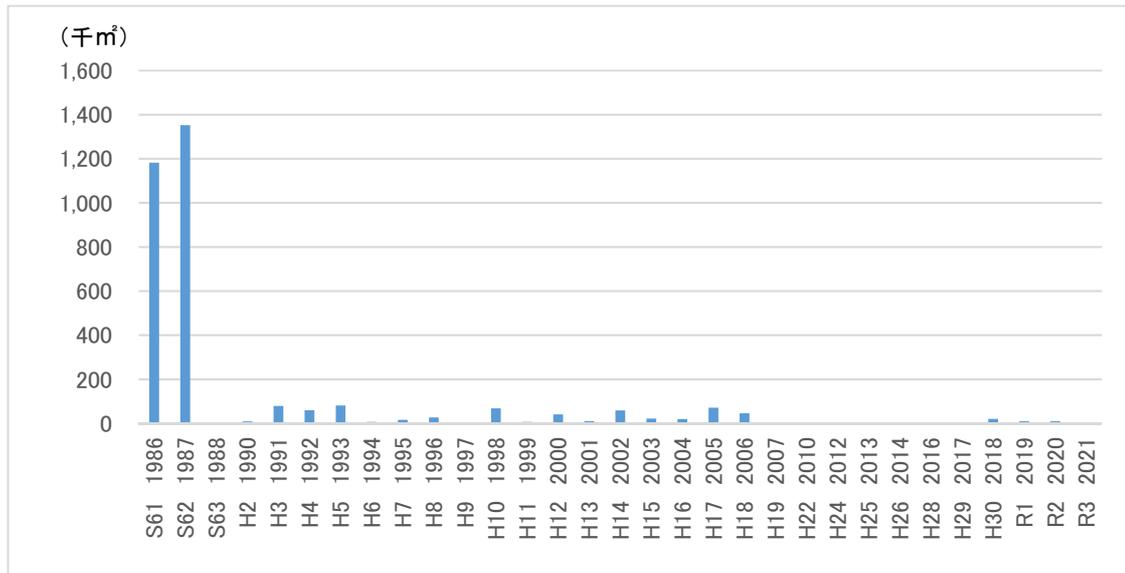
本市が管理する道路・橋梁の延長は、約 756km あり、そのうち舗装済延長は、約 641km である。これらの道路は、市内の経済活動や市民の生活を支える重要な役割を担っている。

一方、本市が管理する橋梁は 545 橋あり、昭和 45 (1970) 年代を中心に架設されたものである。このため、20 年後には、架設から 50 年を経過する橋梁が 485 橋 (全体の約 80%) となり、老朽化する橋梁の割合が急速な高まりをみせる。

	区分	路線数	延長	面積
道路	全体	1,773 路線	756km	3,217,046 m ²
	内舗装分	-	641km	-
橋梁	-	545 橋	5.2km	-

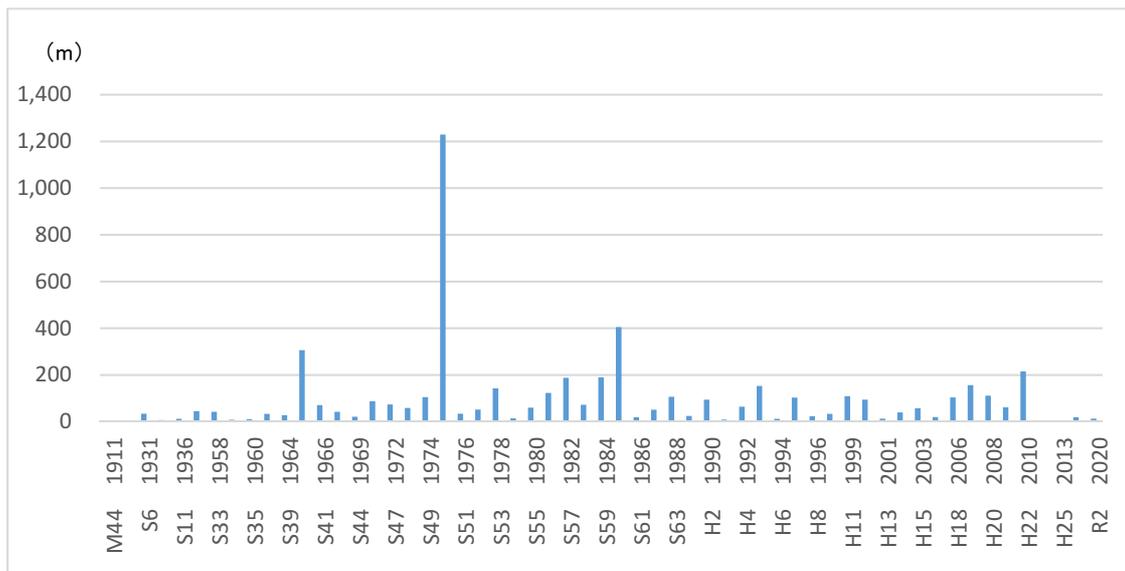
(令和 3 (2021) 年 3 月時点)

【図 16】道路認定年と面積（令和 3（2021）年 3 月時点）



※昭和 61（1986）年と昭和 62（1987）年に一括廃止及び一括認定をしている。

【図 17】橋梁の架設年と延長（令和 3（2021）年 3 月時点）



※架設年が不明な橋梁については、昭和 50（1975）年に設定。

(2) 農道・林道

本市が管理する農道は約 15km あり、農業利用とともに生活道としても活用されている。

本市が管理する林道は約 12km あり、森林整備を行う上で重要な施設であり、一部、農業利用や生活道としても活用されている。

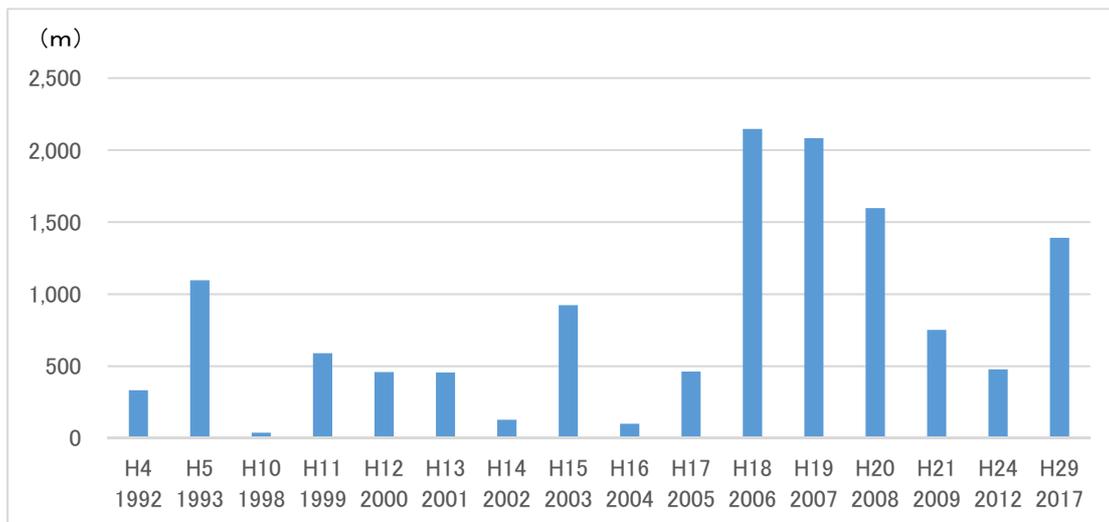
	区分	路線数	延長	面積
農道	全体	135 路線	15,049m	-
	内舗装分	126 路線	13,031m	-

(令和 3 (2021) 年 3 月時点)

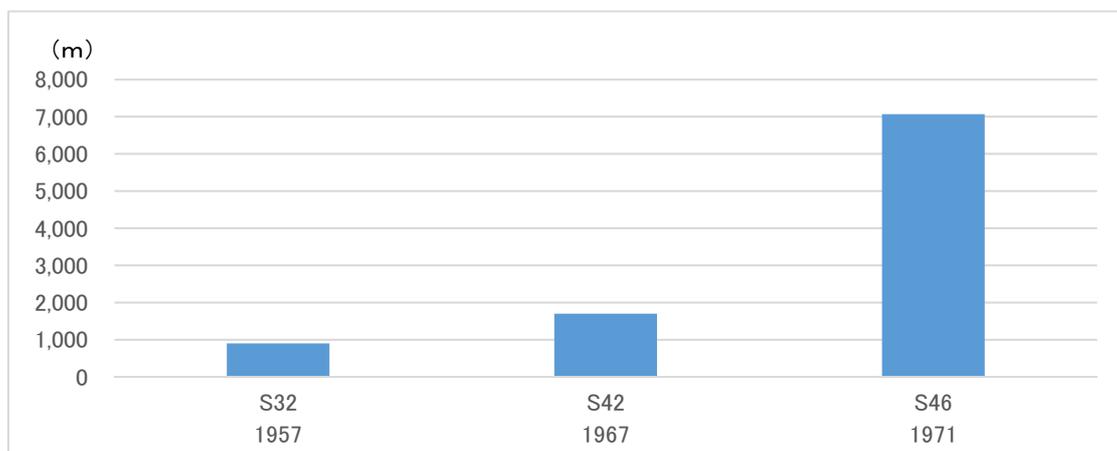
	区分	路線数	延長	面積
林道	全体	6 路線	11,514m	40,006 m ²
	内舗装分	3 路線	9,664m	36,056 m ²

(令和 3 (2021) 年 3 月時点)

【図 18】 農道の整備年と延長 (令和 3 (2021) 年 3 月時点)



【図 19】 林道の整備年と延長 (令和 3 (2021) 年 3 月時点)



(3) 港湾施設

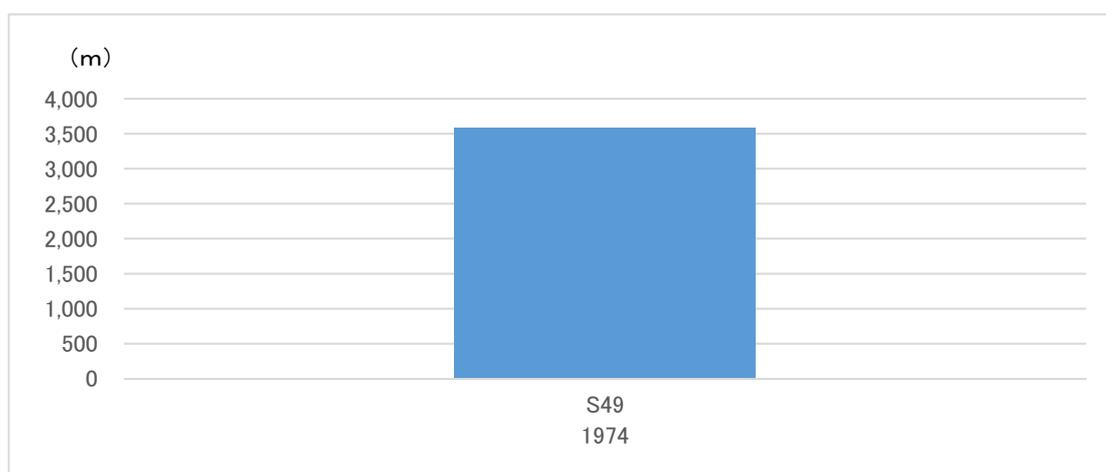
本市が管理する港湾として、公有水面を埋め立てた古茂江港がある。

名称	施設
古茂江港	護岸、埋立護岸、水路護岸、運河護岸、緑地、外防波堤、内防波堤、船揚場等

	延長	面積
港湾施設	3,556m	-

(令和3(2021)年3月時点)

【図20】港湾施設と海岸保全施設の整備年と延長(令和3(2021)年3月時点)



(4) 漁港施設

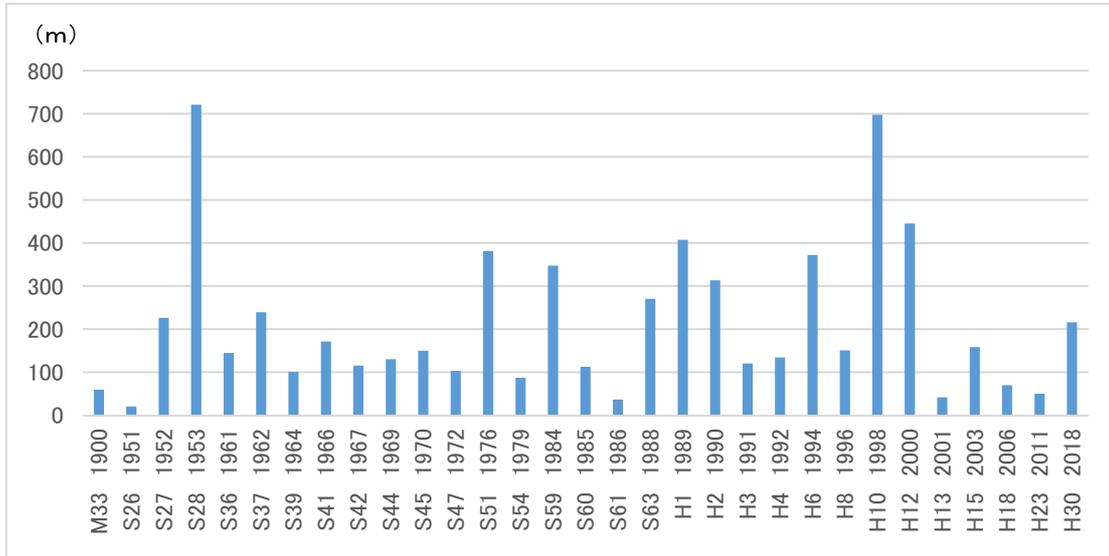
本市が管理する漁港は、炬口漁港、船瀬漁港及び鳥飼漁港の3港である。

No.	名称	漁港種類	延長	登録漁船数 (令和元(2019)年 12月末時点)	主な漁種
1	炬口漁港	第1種	1,546.9m	39隻	イカナゴ・シラス・ノリ
2	船瀬漁港		918.9m	20隻	サワラ・ハモ・タコ・ナマコ
3	鳥飼漁港		2,933.3m	56隻	サワラ・ハモ・タコ・ナマコ・ノリ・ワカメ

	延長	面積
漁港施設	5,399.1m	-

(令和3(2021)年3月時点)

【図21】漁港施設と海岸保全施設の整備年と延長(令和3(2021)年3月時点)



(5) 海岸保全施設

高潮・波浪等の海岸災害から人命や財産を守る海岸保全施設は次のとおり。

No.	名称	海岸延長	保全施設延長	海岸保全区域の指定	指定変更
1	古茂江港 海岸	4,540m	3,147m	昭和 50 (1975) 年 2月 7日	平成 8 (1996) 年 2月 9日
2	炬口漁港 海岸	825m	487.4m	昭和 34 (1959) 年 12月 24日	①昭和 42 (1967) 年 2月 14日 ②昭和 62 (1987) 年 12月 4日 ③平成 29 (2017) 年 1月 24日
3	鳥飼漁港 海岸	1,538m	1,071.3m	昭和 38 (1963) 年 12月 17日	①昭和 42 (1967) 年 2月 14日 ②昭和 62 (1987) 年 7月 14日
4	船瀬漁港 海岸	299m	保全施設 なし	昭和 38 (1963) 年 12月 17日	

	海岸延長	保全施設延長	保全施設面積
海岸保全施設	7,202m	4,705.7m	-

(令和3(2021)年3月時点)

(6) 河川

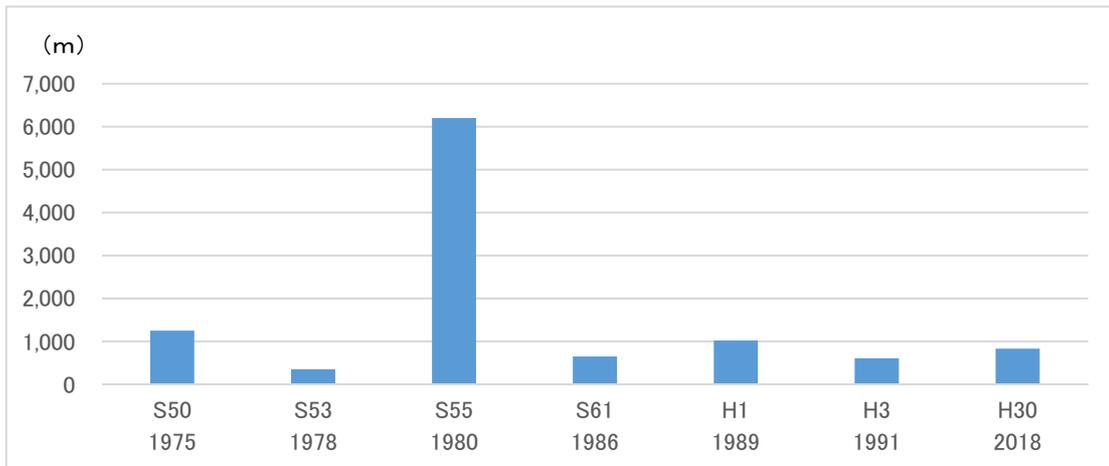
本市が管理する河川は次のとおり。

区分	河川数	流路延長
準用河川	10 河川	10,908m
普通河川	79 河川	61,750m

(令和3(2021)年3月時点)

区分	河川名称
準用河川	血刃川、釈迦堂川、細石川、滝池川、陀仏川、万歳川、枇杷の奥川、塚川、神陽川、鍋底川
普通河川	陀仏川、釈迦堂川、大森谷川、宮谷川、鼎川、赤坂川、光善寺川、樋戸野川、土仏川、三木田川、安田川、奥畑川、奥畑川支川、末谷川、薬師川、西谷川、血刃川、柿ノ木川、北谷川、中田川、双又川、オケ本川、ヒワ川、厚浜川、石ヶ谷川、古茂江川、三ツ川、土生川、御馬川、宮川、禅寺川、婦野川、佐毘川、大谷川、立川、中津川、相川、畑田川、奈石川、角川川、塚川支川、惣田川、栢野川、栢野南川、神陽川、洲崎川、洲崎川支川、相原川、中邑川、吉田川、才の神川、葛尾川、万才川支川、住吉川、浄土寺川、上利立川、西の脇川、熊郷川、奥所川、御方川、小山田川、神陽川支川、城の下川、長池谷川、馬入不川、栢野川支川、倉谷川、九反田川、塚川、柳谷川、三味谷川、中之谷川、奥谷川、鳴池川、南原川、土橋川、於古知田川、惣田川支川、角川川支川

【図 22】準用河川の指定年と延長（令和 3（2021）年 3 月時点）



（7）都市公園

本市が管理する都市公園は次のとおり。

No.	名称	面積	施設
1	大浜公園	40,651 m ²	ビーチハウス、広場
2	炬口公園	1,200 m ²	広場
3	市民広場	7,250 m ²	広場
4	宇原運動公園	54,500 m ²	備蓄倉庫、野球場、陸上競技場（体育館やプールと合わせ、スポーツ施設に計上）

	延長	面積
都市公園	-	103,601 m ²

（令和 3（2021）年 3 月時点）

(8) 下水道

① プラント施設

名称	施設	整備年月
神陽住宅団地コミュニティ・プラント	汚水・排水処理施設	平成8（1996）年 8月

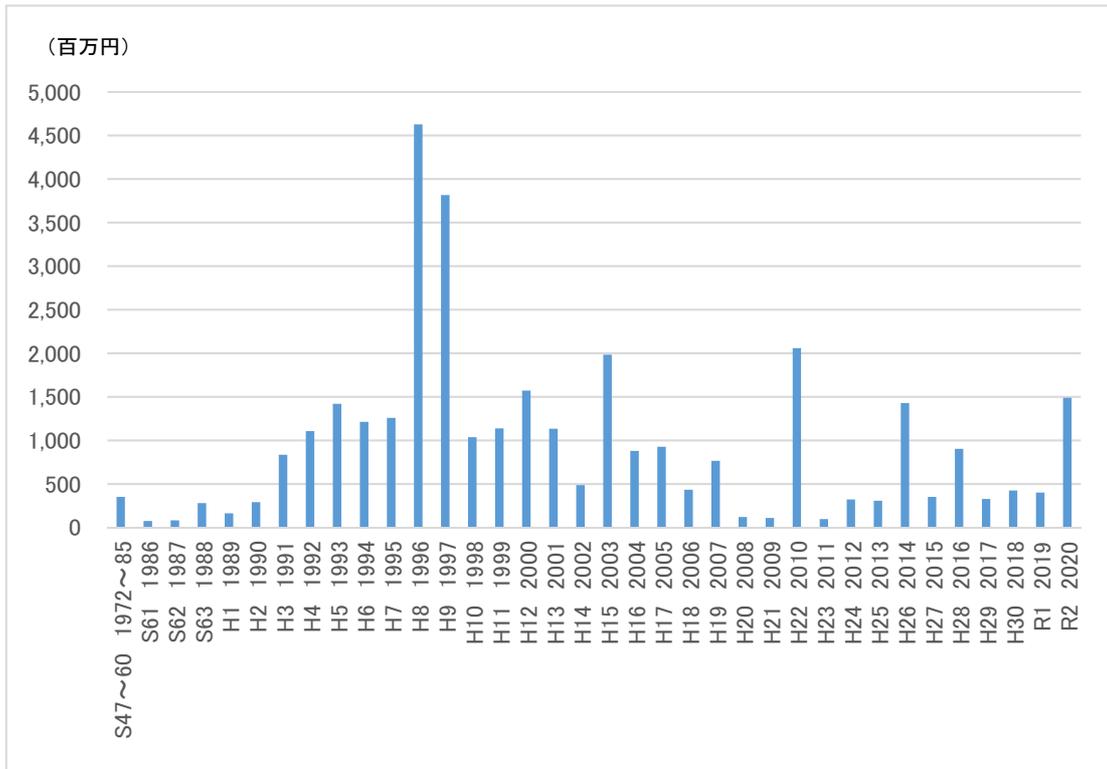
② 下水道

本市の公共下水道は、昭和60（1985）年2月に事業着手し、平成5（1993）年9月に供用開始している。管渠の総延長は令和3（2021）年3月時点で約111km（雨水管渠含む）、施設については、下水道区域を順次拡大し、2処理区、2処理場を有している。

名称	区分	施設数等		
公共下水道	処理区	洲本処理区（雨水388ha、汚水302ha） 都志処理区（雨水68ha、汚水68ha）		
	管渠	管渠延長：約111km		
	施設	処理場	1	洲本環境センター
			2	五色浄化センター
		ポンプ場	1	洲浜ポンプ場
			2	物部ポンプ場
			3	中島ポンプ場
			4	炬口ポンプ場
5	都志万歳ポンプ場			
6	都志住吉ポンプ場			

（令和3（2021）年3月時点）

【図 23】下水道（建物・構築物・機械装置）の整備年と取得価額
（令和 3（2021）年 3 月時点）



※昭和 60（1985）年以前の資産は都市下水路（雨水路）等である。

6. 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

今後、必要となる公共施設等の維持管理・更新等に係る経費について、【表9】（今後10年間の見込み）、【表10】（今後30年間の見込み）及び【図24-1～6】にて示す。

【表9】中の「改修（②）」と「更新・解体等（③）」には、【表5】（ア）及び【表7】（ア）の積算区分に基づき経費を計上した。

【表10】中の「改修（②）」と「更新・解体等（③）」には、【表5】（ア）・（イ）及び【表7】（ア）・（イ）の積算区分に基づき経費を計上した。

【表9】及び【表10】の「耐用年数経過時に単純更新した場合（⑥）」には、【表5】（ウ）及び【表7】（ウ）の積算区分に基づき経費を計上した。

【図24-1～6】は、事後保全型または予防保全型の対策経費等を比較した図である。

【表5】公共施設の対策経費の積算区分

区分	公共施設等総合管理計画		単純更新（ウ）
	前期（ア）	中期・後期（イ）	
時期等	令和3～12年度 (2021～2030年度)	令和13～32年度 (2031～2050年度)	令和3～32年度 (2021～2050年度)
経費計上の考え方	公共施設個別施設計画等の対策経費を計上 【表6】の単価を参考に計算。転用、機能移転、複合化、集約化等に係る経費を加算。	建築日等から30年経過後に大規模改修、60年経過後に建替えた場合の経費を計上	耐用年数経過時に単純更新（建替え）した場合の経費を計上
学校・幼稚園	過去実績に基づく額を上限として、比較的工事規模の小さい設備関連（エレベーターやトイレ等）の大規模改造工事や部位修繕工事等の経費を計上。※		

市営住宅（公営住宅・特定住宅・特定公共賃貸住宅）	建設費、改善費、修繕費、除却費等を計上
--------------------------	---------------------

※学校については、今後、長寿命化のための全体改修工事、生徒数に合わせた集約化工事等の経費を別途計上する見込み。

【表6】施設別大規模改修単価及び建替え単価 (千円/㎡)

施設分類	大規模改修	建替え	施設分類	大規模改修	建替え
市民文化系施設	250	400	市 営 住 宅	170	280
社会教育系施設	250	400	公 園	170	330
スポーツ・レクリエーション系施設	200	360	供給処理施設	200	360
学校教育系施設	170	330	そ の 他	200	360
子育て支援施設	170	330	医 療 施 設	250	400
保健・福祉施設	200	360	下 水 道 施 設 (コミュニティ・プラント)	200	360
行政系施設	250	400			

※建替え単価には、解体、仮移転費用、設計料等も含む。

※更新単価について、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書 平成23(2011)年3月(財団法人自治総合センター)」を算定根拠とした。

【表7】インフラ資産の対策経費の積算区分

区分	公共施設等総合管理計画		単純更新(ウ)
	前期(ア)	中期・後期(イ)	
時期等	令和3～12年度 (2021～2030年度)	令和13～32年度 (2031～2050年度)	令和3～32年度 (2021～2050年度)
経費計上の考え方	予防保全型の対策経費を計上		事後保全型の対策経費を計上

【表8】インフラ資産の対策経費の積算方法

区分	予防保全型	事後保全型
道路	道路の区分ごとに、管理水準AからDまでの4段階に設定し、水準を維持するための対策経費を計上 ①管理水準A (ネットワーク幹線) ②管理水準B (地域幹線) ③管理水準C (主要道路) ④管理水準D (生活道路)	劣化後の対策経費を計上

	<p>①管理水準 A 4.0 以上 3.5 ≤ MCI < 4.0 シール工</p> <p>②管理水準 B 3.5 以上 3.0 ≤ MCI < 3.5 切削オーバーレイ</p> <p>③管理水準 C 3.0 以上 2.5 ≤ MCI < 3.0 切削オーバーレイ</p> <p>④管理水準 D 2.5 以上 2.0 ≤ MCI < 2.5 打替え工</p> <p>⑤限界値以下 MCI < 2.0 大規模補修</p> <p>※ 舗装の維持管理指数MCI (Maintenance Control Index) : 路面の損傷状態を表すひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性(縦断凹凸)の3つの値を総合化して舗装の損傷程度を10点満点で評価した指数で、数値が大きいほど状態が良いことを示す。</p>																							
<p>橋梁</p>	<p>橋梁の重要性にあわせて効率的な維持管理を行うために、橋梁毎に管理水準(AからDまでの4段階)を設定し、適切な時期に対策経費を計上。</p> <table border="1" data-bbox="549 1464 1126 1671"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管理水準</th> <th rowspan="2">補修イメージ</th> <th colspan="2">部材評価点 (注)</th> </tr> <tr> <th>補修最適時期</th> <th>補修最終時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>予防保全</td> <td>80</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>小規模</td> <td>60</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>中規模</td> <td>40</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>大規模</td> <td>20</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 部材評価点 部材評価点は100点満点で表現するものとし、100点から部材損傷点を引いて算定する。 定期点検により得られた損傷種類別の評価区分を基に、部材損傷点を算出し、部材毎に部材評価点を算定する。</p>	管理水準	補修イメージ	部材評価点 (注)		補修最適時期	補修最終時期	A	予防保全	80	60	B	小規模	60	40	C	中規模	40	20	D	大規模	20	0	<p>劣化後の対策経費を計上</p>
管理水準	補修イメージ			部材評価点 (注)																				
		補修最適時期	補修最終時期																					
A	予防保全	80	60																					
B	小規模	60	40																					
C	中規模	40	20																					
D	大規模	20	0																					



農道		保全に必要な維持管理経費及び橋梁の対策経費を計上	劣化後の対策経費を計上
林道		保全に必要な維持管理経費を計上	劣化後の対策経費を計上
港湾施設		護岸、埋立護岸、水路護岸、運河護岸、緑地、外防波堤、内防波堤、船揚場等ごとに対策が必要な年度に対策経費を計上	劣化後の対策経費を計上
漁港施設		防波堤、砂防堤、護岸、物揚場、船揚場、道路、船瀬泊地等ごとに対策が必要な年度に対策経費を計上	劣化後の対策経費を計上
海岸保全施設		護岸、埋立護岸、水路護岸、運河護岸、離岸堤、陸こう、突堤等ごとに対策が必要な年度に対策経費を計上	劣化後の対策経費を計上
河川		保全に必要な維持管理経費を計上	劣化後の対策経費を計上
都市公園		公共施設と同じ方法で計上	
	プラント施設		
下水道	下水道 (公営企業)	管渠、スクリーンかす設備、汚水ポンプ設備、雨水ポンプ設備、最初沈殿池設備、反応タンク設備、最終沈殿池設備、汚泥濃縮設備、汚泥脱水設備、躯体、付帯設備、受変電設備、制御電源及び計装用電源設備、監視制御設備、自家発電設備、消火災害防止設備等ごとに対策が必要な年度に対策経費を計上	劣化後の対策経費を計上

【表9】中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る一覧表(10年間)【前期】

表9

【令和3年度から10年間】 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(千円)

対象施設	個別施設計画名称	維持管理・修繕等(①)		改修(②)	うち特定財源		更新・解体等(③)	うち特定財源		合計(④) (①+②+③)	維持管理・修繕等(⑤)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑥)	合計(⑦) (⑤+⑥)	長寿命化対策等の効果額(⑧) (④-⑦)	現在要している経費 (過去5年平均)					
					見込額	内容		見込額	内容						(新設・更新) 過去5年間の平均	(維持管理) 過去5年間の平均 (e)	合計			
																		10年計	10年計	10年計
		過去5年間の地方財政状況調査における維持管理・修繕費・経常経費の平均額	10年計	10年計	10年計		10年計	10年計			10年計	10年計					過去5年間の地方財政状況調査における投資的経費のうち普通建設事業費の平均額+維持管理・修繕費・経常経費の平均額(e)			
		過去5年間の平均(e)	(廃止以降の分は除く)								(e)×10年	・公共施設:法定耐用年数経過後建替え。大規模改修含まない。 ・インフラ資産:事後保全型の数字を転記								
普通会計	公共施設(a)	集会施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	11,782	114,409	852,677	822,800	過疎債、一般事業債	554,513	536,000	過疎債、除却債	1,521,599	117,820	1,265,680	1,383,500	138,099	6,008	11,782	17,900	
		文化施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	724	7,240							7,240	7,240		7,240		32	724	756	
		図書館	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	22,731	227,310	807,770	807,700	過疎債				1,035,080	227,310		227,310	807,770	5,193	22,731	27,924	
		博物館	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	16,971	169,710	429,720	429,600	過疎債				599,430	169,710	112,600	282,310	317,120	8,694	16,971	25,665	
		スポーツ施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	174,592	1,681,516	1,315,450	1,315,400	過疎債	110,000	99,000	除却債	3,106,966	1,745,920	2,701,065	4,446,985	▲1,340,019	24,383	174,592	198,975	
		レクリエーション施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	47,493	474,930	974,390	974,300	補助金、過疎債、ふるさと基金	84,600	76,100	除却債	1,533,920	474,930	872,676	1,347,606	186,314	11,436	47,493	58,929	
		学校・幼稚園	学校施設長寿命化計画(令和3年3月)	80,738	807,380	1,422,000	1,422,000	補助金、学校教育施設等整備事業債				2,229,380	807,380	8,895,118	9,702,498	▲7,473,118	181,584	80,738	262,322	
		その他教育施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	185,953	1,765,195	44,000	44,000	過疎債				1,809,195	1,859,530		1,859,530	▲50,335		185,953	185,953	
		保育所等・こども園	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	22,631	226,310	250,060	250,000	過疎債	582,980	575,900	過疎債、除却債	1,059,350	226,310	548,588	774,898	284,452	140,884	22,631	163,515	
		幼児・児童施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	339	3,390							3,390	3,390		3,390		1,925	339	2,284	
		高齢福祉施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	1,530	11,277	50,890	50,800	過疎債				62,167	15,300		15,300	46,867	160	1,530	1,690	
		保健施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	4,155	41,550	200,000	200,000	過疎債	47,640	42,800	除却債	289,190	41,550	1,020,862	1,062,412	▲773,222	795	4,155	4,950	
		その他社会福祉施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	21,355	213,550							213,550	213,550	371,232	584,782	▲371,232	1,611	21,355	22,966	
		庁舎等	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	69,663	696,621	460,000	345,000	一般事業債	59,842	24,900	除却債	1,216,463	696,630	407,000	1,103,630	112,833	933,093	69,663	1,002,756	
		消防施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	7,579	75,790	188,517	188,200	過疎債、緊急防災・減災事業債	3,970			268,277	75,790	160,196	235,986	32,291	30,081	7,579	37,660	
		その他行政系施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	215,735	2,156,621	227,935	222,400	過疎債、一般事業債	75,540	16,600	除却債、防災対策事業債	2,460,096	2,157,350	306,984	2,464,334	▲4,238	61,945	215,735	277,680	
		市営住宅	公営住宅等長寿命化計画(令和3年3月) 公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	20,860	207,871	1,099,323	1,098,900	補助金、公営住宅建設事業債	139,000	139,000	除却債、地域振興基金	1,446,194	208,600	2,012,183	2,220,783	▲774,589	116,686	20,860	137,546	
		公園	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	15,754	152,285	21,580	16,400	過疎債、一般事業債	10,000	9,000	除却債	183,865	157,540	99,007	256,547	▲72,682	20,818	15,754	36,572	
		供給処理施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	83,215	619,590	747,000	747,000	補助金、過疎債				1,366,590	832,150	181,440	1,013,590	353,000	37,230	83,215	120,445	
		その他	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	41,840	407,406	291,600	253,400	過疎債、一般事業債、使用料、道路市負担	30,560			729,566	418,400	777,571	1,195,971	▲466,405	48,501	41,840	90,341	
	計	1,045,640	10,059,951	9,382,912	9,187,900				1,698,645	1,519,300			21,141,508	10,456,400	19,732,202	30,188,602	▲9,047,094	1,631,059	1,045,640	2,676,699
普通会計	インフラ資産(b)	道路・橋梁	舗装長寿命化修繕計画(平成31年3月)	19,559	195,590	779,120	778,600	補助金、社会資本整備総合交付金、過疎債、道路占有料			974,710	195,590	3,915,975	4,111,565	▲3,136,855	505,032	19,559	524,591		
			橋梁個別施設計画(長寿命化修繕計画)(令和2年3月)	45	450	1,446,000	1,446,000	補助金、社会資本整備総合交付金、過疎債、道路占有料			1,446,450	450	434,722	435,172	1,011,278	103,793	45	103,838		
		農道・林道	農道・林道	1,737	17,370	22,000	22,000	過疎債			39,370	17,370	138,820	156,190	▲116,820	10,181	1,737	11,918		
			橋梁長寿命化計画(農道:上美南橋)(令和元年8月) ※1			1,500					1,500		1,640	1,640	▲140			439	439	
			農道橋梁(本四跨道橋)	439	4,390	178,000	178,000	緊急防災・減災事業債			182,390	4,390	194,610	199,000	▲16,610			439	439	
		港湾施設	古茂江港維持管理計画書第3版(令和2年12月)	1,323	13,230	329,000	329,000	過疎債			342,230	13,230	107,000	120,230	222,000	6,460	1,323	7,783		
		漁港施設	炬口漁港機能保全計画書(平成29年2月改定)	1,661	16,610	63,000	63,000	過疎債			79,810	16,610	421,500	438,110	▲328,500	10,081	1,661	11,742		
			船瀬漁港機能保全計画書(平成31年3月)	29	290	9,000	9,000	過疎債			9,290	290	3,200	3,490	5,800	348	29	377		
			鳥飼漁港機能保全計画書(平成29年2月改定)	60	600	215,000	215,000	過疎債			215,600	600	238,400	239,000	▲23,400	16,434	60	16,494		
		海岸保全施設	炬口漁港海岸長寿命化計画書(平成31年3月) ※2			9,000	9,000	過疎債			9,000				9,000	31,855			31,855	
			鳥飼漁港海岸長寿命化計画書(平成31年3月) ※2			9,000	9,000	過疎債			9,000		440,744	440,744	▲431,744	1,332		1,332		
			古茂江港海岸長寿命化計画(平成31年3月)	72	720	3,000	3,000	過疎債			3,720	720	3,077,100	3,077,820	▲3,074,100		72	72		
		河川	準用河川・普通河川	5,140	51,400	60,000	60,000	過疎債			111,400	51,400	356,500	407,900	▲296,500	7,538	5,140	12,678		
		都市公園	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	23,911	239,110						239,110	239,110	1,521	240,631	▲1,521	1,260	23,911	25,171		
		コミュニティ・プラント	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	9,403	94,030	132,000	119,000	廃棄物処理債			226,030	94,030		94,030	132,000	2,933	9,403	12,336		
都市下水道	都市下水道	23,682	236,820						236,820	236,820		236,820		3,515	23,682	27,197				
	計	87,061	870,610	3,255,620	3,240,600				4,126,230	870,610	9,331,732	10,202,342	▲6,076,112	700,762	87,061	787,823				
	計(a+b)	1,132,701	10,930,561	12,638,532	12,428,500				1,698,645	1,519,300			25,267,738	11,327,010	29,063,934	40,390,944	▲15,123,206	2,331,821	1,132,701	3,464,522
公営事業会計	公共施設(c)	医療施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	11,632	116,320	275,000	275,000	過疎債			391,320	116,320	79,744	196,064	195,256		11,632	11,632		
		介護サービス	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	4,645	46,450	946,860	946,800	過疎債、介護サービス事業債			993,310	46,450	104,328	150,778	842,532	17,918	4,645	22,563		
		駐車場	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	45,849	458,490	3,410					461,900	458,490		458,490	3,410		45,849	45,849		
		土地取得造成	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	1	10						10	10	3,445	3,455	▲3,445		1	1		
		計	62,127	621,270	1,225,270	1,221,800				1,846,540	621,270	187,517	808,787	1,037,753	17,918	62,127	80,045			
インフラ資産(d)	下水道	〔瀬本船渠区・都志船渠区〕下水道ストックマネジメント計画(令和3年3月)	6,122	61,220	4,329,400	4,329,400	補助金、下水道事業債			4,390,620	61,220	7,250,000	7,311,220	▲2,920,600	718,595	6,122	724,717			
	計	6,122	61,220	4,329,400	4,329,400				4,390,620	61,220	7,250,000	7,311,220	▲2,920,600	718,595	6,122	724,717				
	計(c+d)	68,249	682,490	5,554,670	5,551,200				6,237,160	682,490	7,437,517	8,120,007	▲1,882,847	736,513	68,249	804,782				
	公共施設計(a+c)	1,107,767	10,681,221	10,608,182	10,409,700			1,698,645	1,519,300				22,988,048	11,077,670	30,997,389	▲8,009,341	1,648,977	1,107,767	2,756,744	
	インフラ資産計(b+d)	93,183	931,830	7,585,020	7,570,000				8,516,850	931,830	16,581,732	17,513,562	▲8,996,712	1,419,357	93,183	1,512,540				
	合計(a+b+c+d)	1,200,950	11,613,051	18,193,202	17,979,700			1,698,645	1,519,300				31,504,898	12,009,500	36,501,451	48,510,951	▲17,006,053	3,068,334	1,200,950	4,269,284

【備考】
 ※ 公共施設:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ資産を除いたもの。
 ※ インフラ資産:道路、橋梁、農道、林道、港湾施設、漁港施設、海岸保全施設、都市公園、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
 ※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。
 例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
 ※ 経常経費:施設運営に必要な光熱水費、冷暖房費、通信費、清掃費、警備費、指定管理料、リース料等。
 ※ 改修:公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
 ※ 更新・解体等:老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。解体も含む。
 ※ インフラ資産については、主に「改修」に経費を計上しているが、適宜、劣化状況に応じて更新を行う。
 ※ 長寿命化対策等の効果額(⑧)がプラス表示の箇所は、10年間の対象期間中に発生した長寿命化工事等の額が、特設対策等を行わない(耐用年数経過時に単純更新する場合)の維持管理等の額を上回ったことによる。
 ※1 維持管理・修繕等の経費は農道・林道に含む。
 ※2 維持管理・修繕等の経費は漁港施設に含む。

【表10】中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る一覧表(30年間)【全期間】

表10

【令和3年度から30年間】 今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

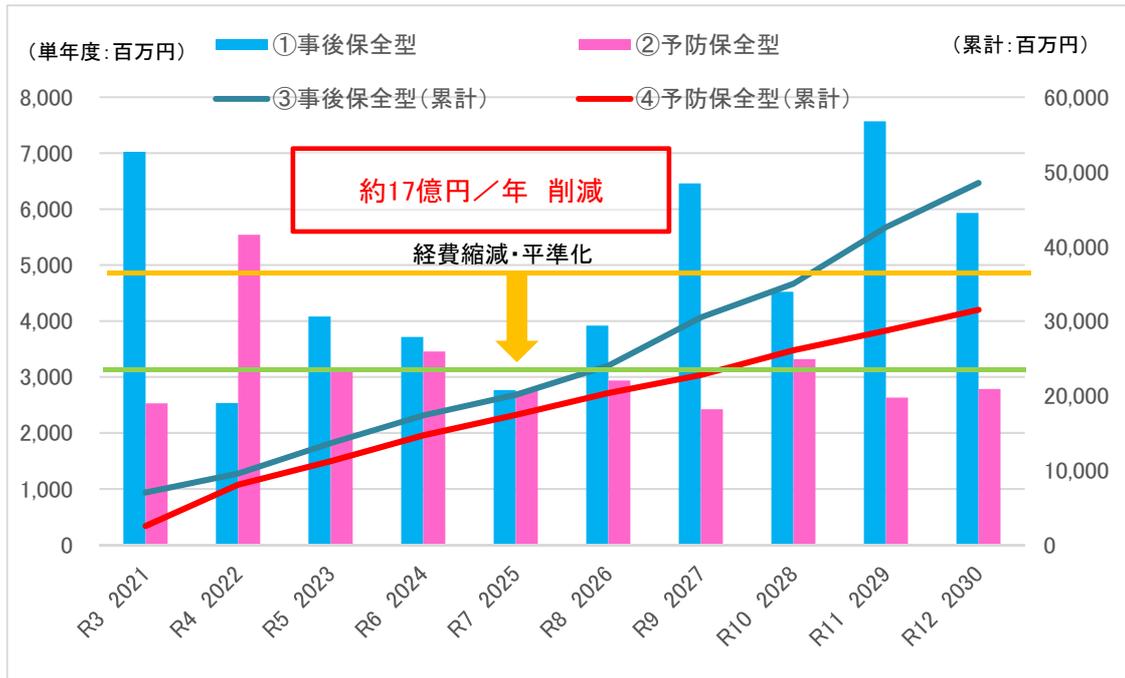
(千円)

	対象施設	個別施設計画名称	維持管理・修繕等(①)		改修(②)	更新・解体等(③)	合計(④) (①+②+③)	維持管理・修繕等(⑤)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑥)	合計(⑦) (⑤+⑥)	長寿命化対策等の効果額(⑧) (④-⑦)	現在要している経費 (過去5年平均)				
			過去5年間の地方財政状況調査における維持管理・修繕費・経常経費の平均額	30年計	30年計	30年計		30年計	30年計			(新設・更新) 過去5年間の平均	(維持管理) 過去5年間の平均 (e)	合計		
普通会計	公共施設(a)	集会施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	11,782	324,209	1,149,657	1,656,189	3,130,055	353,460	2,626,544	2,980,004	150,051	6,008	11,782	17,790	
		文化施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	724	21,720	103,335		125,055	21,720		21,720	103,335		32	724	756
		図書館	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	22,731	681,930	1,245,397		1,927,327	681,930	1,288,116	1,970,046	▲ 42,719	5,193	22,731	27,924	
		博物館	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	16,971	509,130	429,720		938,850	509,130	2,541,964	3,051,094	▲ 2,112,244	8,694	16,971	25,665	
		スポーツ施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	174,592	4,743,996	4,927,870	110,000	9,781,866	5,237,760	5,780,264	11,018,024	▲ 1,236,158	24,383	174,592	198,975	
		レクリエーション施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	47,493	1,424,790	1,122,442	84,600	2,631,832	1,424,790	3,277,532	4,702,322	▲ 2,070,490	11,436	47,493	58,929	
		学校・幼稚園	学校施設長寿命化計画(令和3年3月)	80,738	2,422,140	4,582,000		7,004,140	2,422,140	19,941,108	22,363,248	▲ 15,359,108	181,584	80,738	262,322	
		その他教育施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	185,953	4,226,455	381,778		4,608,233	5,578,590	1,034,228	6,612,818	▲ 2,004,585		185,953	185,953	
		保育所等・こども園	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	22,631	552,310	660,149	814,112	2,026,571	678,930	1,449,799	2,128,729	▲ 102,158	140,884	22,631	163,515	
		幼児・児童施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	339	10,170	23,650		33,820	10,170	313,403	323,573	▲ 289,753	1,925	339	2,264	
		高齢福祉施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	1,530	32,937	50,890		83,827	45,900	91,605	137,505	▲ 53,678	160	1,530	1,690	
		保健施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	4,155	88,210	200,000	118,920	407,130	124,650	1,822,949	1,947,599	▲ 1,540,469	795	4,155	4,950	
		その他社会福祉施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	21,355	640,650			640,650	640,650	1,135,015	1,775,665	▲ 1,135,015	1,611	21,355	22,966	
		庁舎等	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	69,663	2,089,821	4,102,724	59,842	6,252,387	2,089,890	2,576,616	4,666,506	1,585,881	933,093	69,663	1,002,756	
		消防施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	7,579	227,370	486,971	171,826	886,167	227,370	1,644,180	1,871,550	▲ 985,383	30,081	7,579	37,660	
		その他行政系施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	215,735	6,468,141	262,860	75,540	6,806,541	6,472,050	1,057,868	7,529,918	▲ 723,377	61,945	215,735	277,680	
		市営住宅	公営住宅等長寿命化計画(令和3年3月) 公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	20,860	610,241	2,848,990	3,334,000	6,793,231	625,800	11,343,223	11,969,023	▲ 5,175,792	116,686	20,860	137,546	
公園	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	15,754	446,345	78,023	69,800	594,168	472,620	444,188	916,808	▲ 322,640	20,818	15,754	36,572			
供給処理施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	83,215	1,752,490	1,496,412		3,248,902	2,496,450	1,530,378	4,026,828	▲ 777,926	37,230	83,215	120,445			
その他	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	41,840	1,213,166	1,074,578	57,776	2,345,520	1,255,200	2,558,796	3,813,996	▲ 1,468,476	48,501	41,840	90,341			
		計	1,045,640	28,486,221	25,227,446	6,552,605	60,266,272	31,369,200	62,457,776	93,826,976	▲ 33,560,704	1,631,059	1,045,640	2,676,699		
普通会計	インフラ資産(b)	道路・橋梁	舗装長寿命化修繕計画(平成31年3月)	19,559	586,770	3,246,120		3,832,890	586,770	20,477,995	21,064,765	▲ 17,231,875	505,032	19,559	524,591	
			橋梁個別施設計画(長寿命化修繕計画)(令和2年3月)	45	1,350	2,537,798		2,539,148	1,350	8,326,761	8,328,111	▲ 5,788,963	103,793	45	103,838	
		農道・林道	農道・林道	1,737	52,110	66,000		118,110	52,110	416,460	468,570	▲ 350,460	10,181	1,737	11,918	
			橋梁長寿命化計画(農道:上美南橋)(令和元年8月) ※1			1,500		1,500		4,920	4,920	▲ 3,420				
		港湾施設	農道橋梁(本四跨道橋)	439	13,170	178,000		191,170	13,170	583,830	597,000	▲ 405,830	439	439	439	
			古茂江港維持管理計画書第3版(令和2年12月)	1,323	39,690	339,000		378,690	39,690	107,000	146,690	232,000	6,460	1,323	7,783	
		漁港施設	炬口漁港機能保全計画書(平成29年2月改定)	1,661	49,830	146,800	631,400	828,030	49,830	1,352,900	1,402,730	▲ 574,700	10,081	1,661	11,742	
			船瀬漁港機能保全計画書(平成31年3月)	29	870	164,300	392,100	557,270	870	540,900	541,770	15,500	348	29	377	
		海岸保全施設	鳥飼漁港機能保全計画書(平成29年2月改定)	60	1,800	276,200	2,124,400	2,402,400	1,800	2,464,900	2,466,700	▲ 64,300	16,434	60	16,494	
			炬口漁港海岸長寿命化計画書(平成31年3月) ※2			29,065		29,065		643,600	643,600	▲ 614,535	31,855		31,855	
			鳥飼漁港海岸長寿命化計画書(平成31年3月) ※2			98,771		98,771		1,369,707	1,369,707	▲ 1,270,936	1,332		1,332	
		河川	古茂江港海岸長寿命化計画(平成31年3月)	72	2,160	858,653		860,813	2,160	3,077,100	3,079,260	▲ 2,218,447		72	72	
			準用河川・普通河川	5,140	154,200	160,000		314,200	154,200	1,069,500	1,223,700	▲ 909,500	7,538	5,140	12,678	
		都市公園	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	23,911	717,330	178,197	5,362	900,889	717,330	6,883	724,213	176,676	1,260	23,911	25,171	
		コミュニティ・プラント	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	9,403	282,090	332,000		614,090	282,090	114,951	397,041	217,049	2,933	9,403	12,336	
		都市下水道	都市下水道	23,682	710,460			710,460	710,460		710,460		3,515	23,682	27,197	
				計	87,061	2,611,830	8,612,404	3,153,262	14,377,496	2,611,830	40,557,407	43,169,237	▲ 28,791,741	700,762	87,061	787,823
公営事業会計	公共施設(c)	医療施設	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	11,632	348,960	275,000		623,960	348,960	1,110,030	1,458,990	▲ 835,030		11,632	11,632	
		介護サービス	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	4,645	139,350	946,860		1,086,210	139,350	1,993,891	2,133,241	▲ 1,047,031	17,918	4,645	22,563	
		駐車場	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	45,849	1,375,470	9,710		1,385,180	1,375,470	11,340	1,386,810	▲ 1,630		45,849	45,849	
		土地取得造成	公共施設等個別施設計画(令和3年3月)	1	30	1,914		1,944		16,664	16,694	▲ 14,750	1		1	
		計	62,127	1,863,810	1,233,484		3,097,294	1,863,810	3,131,925	4,995,735	▲ 1,898,441	17,918	62,127	80,045		
	インフラ資産(d)	下水道	(※本処理区・都志処理区)下水道ストックマネジメント計画(令和3年3月)	6,122	183,660	10,929,400		11,113,060	183,660	21,750,000	21,933,660	▲ 10,820,600	718,595	6,122	724,717	
	計	6,122	183,660	10,929,400		11,113,060	183,660	21,750,000	21,933,660	▲ 10,820,600	718,595	6,122	724,717			
	計(c+d)	68,249	2,047,470	12,162,884		14,210,354	2,047,470	24,881,925	26,929,395	▲ 12,719,041	736,513	68,249	804,762			
	公共施設計(a+c)	1,107,767	30,350,031	26,460,930	6,552,605	63,363,566	33,233,010	65,589,701	98,822,711	▲ 35,459,145	1,648,977	1,107,767	2,756,744			
	インフラ資産計(b+d)	93,183	2,795,490	19,541,804	3,153,262	25,490,556	62,307,407	65,102,897	▲ 39,612,341	1,419,357	93,183	1,512,540				
	合計(a+b+c+d)	1,200,950	33,145,521	46,002,734	9,705,867	88,854,122	36,028,500	127,897,108	163,925,608	▲ 75,071,486	3,068,334	1,200,950	4,269,284			

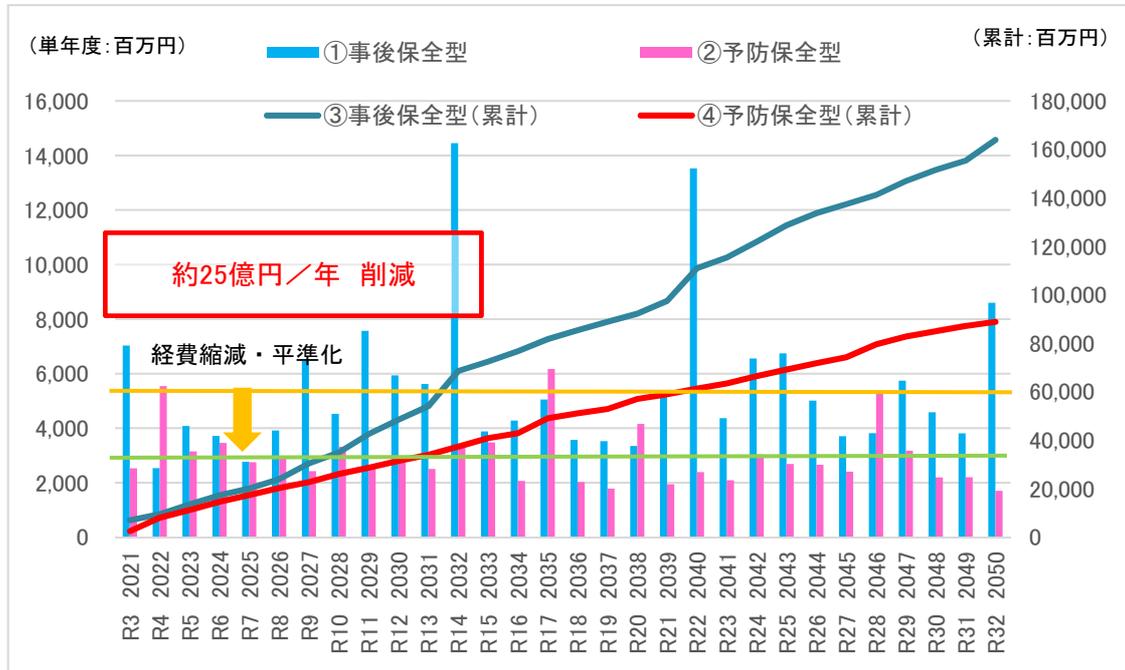
【備考】

- ※ 公共施設:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ資産を除いたもの。
- ※ インフラ資産:道路、橋梁、農道、林道、港湾施設、漁港施設、海岸保全施設、都市公園、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 経常経費:施設運営に必要な光熱水費、冷暖房費、通信費、清掃費、警備費、指定管理料、リース料等。
- ※ 改修:公共施設等を直すこと、改修を行った後の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新・解体等:老朽化に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。解体も含む。
- ※ インフラ資産については、主に「改修」に経費を計上しているが、適宜、劣化状況に応じて更新を行う。
- ※ 長寿命化対策等の効果額(⑧)がプラス表示の箇所は、30年間の対象期間中に発生した長寿命化工事等の額が、特段対策等を行わない(耐用年数経過時に単純更新する場合)の維持管理等の額を上回ったことによる。
- ※1 維持管理・修繕等の経費は農道・林道に含む。
- ※2 維持管理・修繕等の経費は漁港施設に含む。

【図24-1】事後保全型または予防保全型の維持管理・更新等経費の比較
(公共施設及びインフラ資産) (10年間)



【図24-2】事後保全型または予防保全型の維持管理・更新等経費の比較
(公共施設及びインフラ資産) (30年間)



公共施設及びインフラ資産の、今後10年間の事後保全型の維持管理・更新等経費は約485億円（年平均約49億円）、予防保全型の維持管理・更新等経費は約315億円（年平均約32億円）が必要となり、予防保全に努めることにより、約170億円（年平均約17億円）の経費を削減できる見込みである。

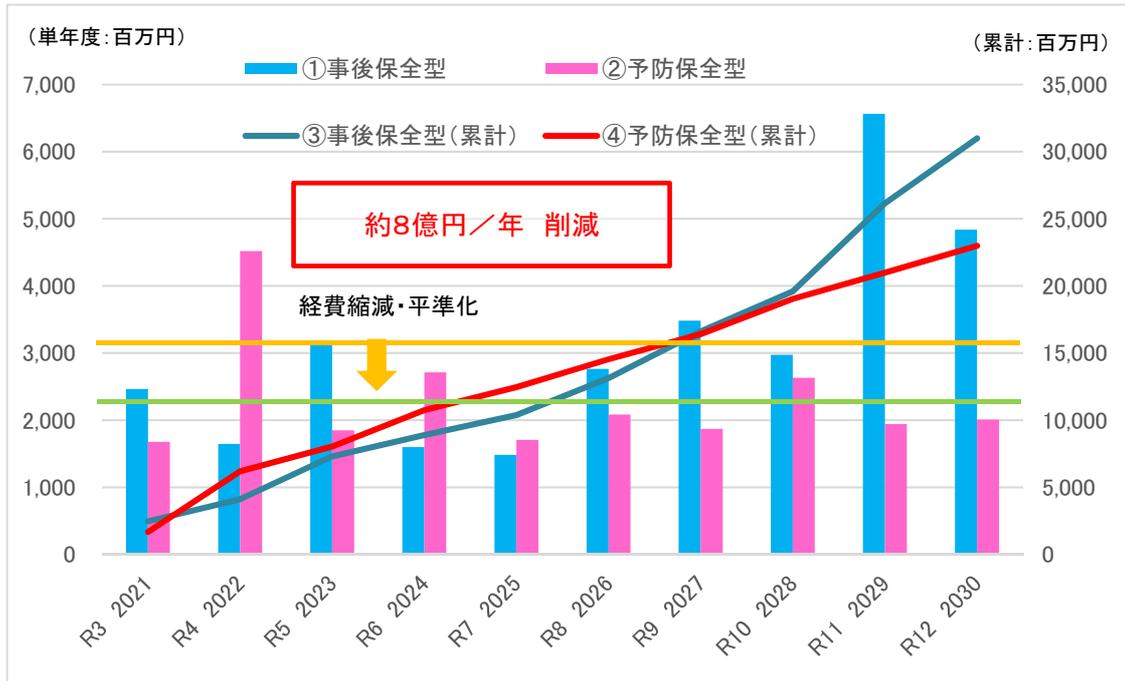
公共施設及びインフラ資産の、今後30年間の事後保全型の維持管理・更新等経費は約1,639億円（年平均約55億円）、予防保全型の維持管理・更新等経費は約889億円（年平均約30億円）が必要となり、予防保全に努めることにより、約750億円（年平均約25億円）の経費を削減できる見込みである。

【表11】 事後保全型または予防保全型の維持管理・更新等経費の比較
(公共施設及びインフラ資産)

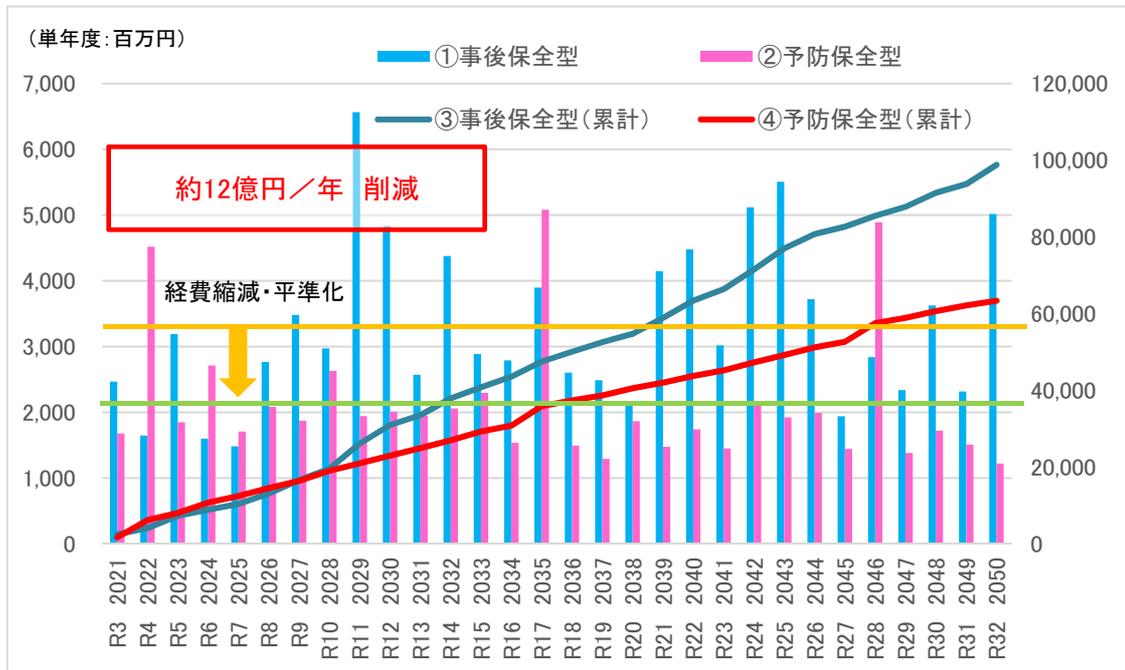
(億円)

	10年間			30年間				
		事後保全型	予防保全型	効果額		事後保全型	予防保全型	効果額
公共施設	10年間	310	230	▲ 80	30年間	988	634	▲ 354
	年平均	31	23	▲ 8	年平均	33	21	▲ 12
インフラ資産	10年間	175	85	▲ 90	30年間	651	255	▲ 396
	年平均	18	9	▲ 9	年平均	22	9	▲ 13
合計	10年間	485	315	▲ 170	30年間	1,639	889	▲ 750
	年平均	49	32	▲ 17	年平均	55	30	▲ 25

【図24-3】事後保全型または予防保全型の維持管理・更新等経費の比較
(公共施設) (10年間)



【図24-4】事後保全型または予防保全型の維持管理・更新等経費の比較
(公共施設) (30年間)



公共施設の、今後10年間の事後保全型の維持管理・更新等経費は約310億円（年平均約31億円）、予防保全型の維持管理・更新等経費は約230億円（年平均約23億円）が必要となり、予防保全に努めることにより、約80億円（年平均約8億円）の経費を縮減できる見込みである。

公共施設の、今後30年間の事後保全型の維持管理・更新等経費は約988億円（年平均約33億円）、予防保全型の維持管理・更新等経費は約634億円（年平均約21億円）が必要となり、予防保全に努めることにより、約354億円（年平均約12億円）の経費を縮減できる見込みである。

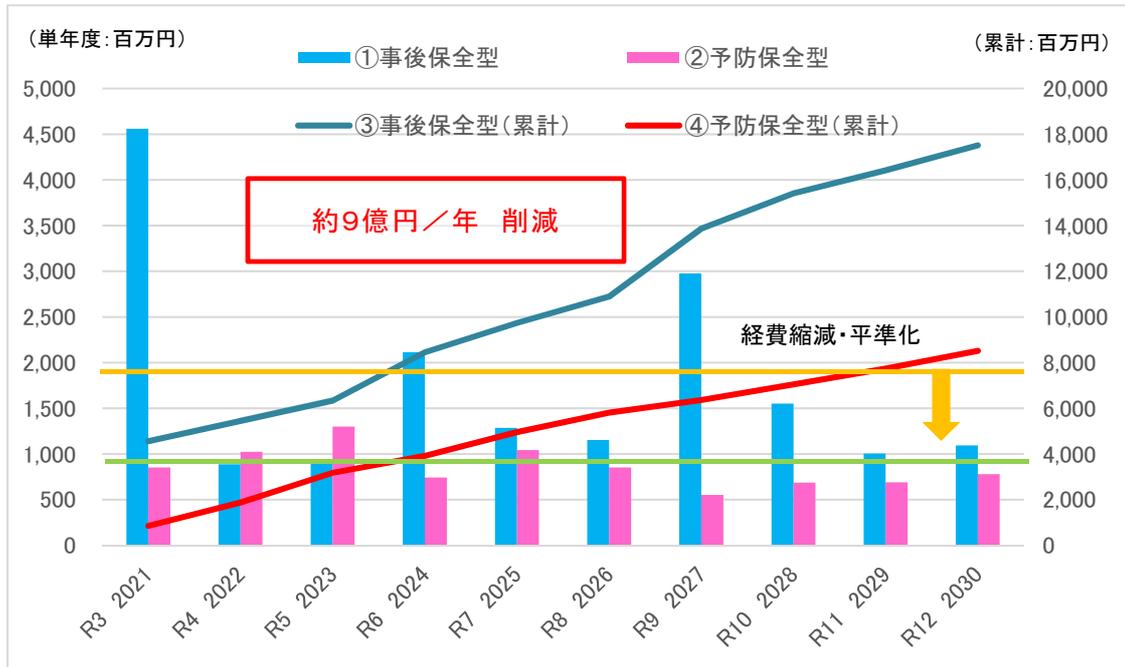
【表12】 事後保全型または予防保全型の維持管理・更新等経費の比較（公共施設）

【再掲】

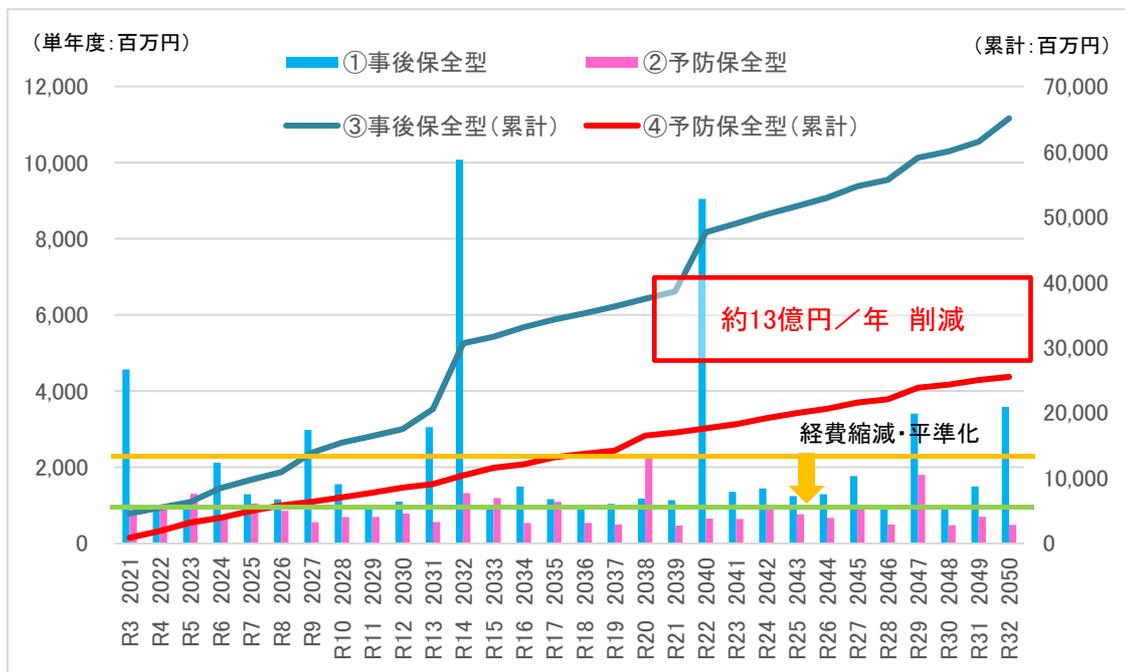
（億円）

	10年間			30年間				
	事後保全型	予防保全型	効果額	事後保全型	予防保全型	効果額		
公共施設	10年間	310	230	▲ 80	30年間	988	634	▲ 354
	年平均	31	23	▲ 8	年平均	33	21	▲ 12

【図 24-5】 事後保全型または予防保全型の維持管理・更新等経費の比較
 (インフラ資産) (10年間)



【図 24-6】 事後保全型または予防保全型の維持管理・更新等経費の比較
 (インフラ資産) (30年間)



インフラ資産の、今後10年間の事後保全型の維持管理・更新等経費は約175億円（年平均約18億円）、予防保全型の維持管理・更新等経費は約85億円（年平均約9億円）が必要となり、予防保全に努めることにより、約90億円（年平均約9億円）の経費を縮減できる見込みである。

インフラ資産の、今後30年間の事後保全型の維持管理・更新等経費は約651億円（年平均約22億円）、予防保全型の維持管理・更新等経費は約255億円（年平均約9億円）が必要となり、予防保全に努めることにより、約396億円（年平均約13億円）の経費を縮減できる見込みである。

【表13】 事後保全型または予防保全型の維持管理・更新等経費の比較（インフラ資産）
【再掲】

（億円）

	10年間			30年間				
		事後保全型	予防保全型	効果額		事後保全型	予防保全型	効果額
インフラ資産	10年間	175	85	▲ 90	30年間	651	255	▲ 396
	年平均	18	9	▲ 9	年平均	22	9	▲ 13

7. 過去の実績（平成28（2016）年12月の本計画の策定以降に行った主な実績）

（1）公共施設

①市役所本庁舎の建替え（平成28（2016）年度）

老朽化が著しく、安全性に課題があった本庁舎を建替え、これに伴い市役所南庁舎、五色庁舎及び健康福祉館にあった事務所機能の一部を本庁舎に集約すると同時に、組織改編に取り組んだ。

②上堺定住促進住宅の建設（平成28（2016）年度）

市外からの子育て世帯を呼び込むため、五色地域に上堺定住促進住宅を建設し、平成29（2017）年度に市営住宅鳥飼簡易団地及び新亀谷団地の2施設を用途廃止し、除却した。

③「なのはなこども園」への保育所・幼稚園の集約化（平成30（2018）年度）

今後の少子化の進行と保育や教育のニーズを踏まえ、なのはなこども園を新設し、洲本保育所、第一幼稚園、第三幼稚園、加茂幼稚園及び子育て支援センターの機能の再編・集約化を行った。洲本保育所は民間譲渡し、第一幼稚園と加茂幼稚園は、放課後児童クラブとして利活用している。令和2（2020）年度には、安全性を確保し、ニーズに対応（定員増）するため、老朽化した児童クラブ安乎を建替えた（床面積減）。

④鮎原診療所の廃止（令和元（2019）年度）

利用が低迷していた鮎原診療所を廃止し、機能を五色診療所に集約化。旧鮎原診療所の土地・建物は、民間事業者に譲渡した。

【図 25】平成 28 年度～令和 2 年度（2016～2020 年度）の主な実績

(m²)

区分	H27 (2015) 以前	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	計
行政系施設							
床面積小計		10,582	▲ 2,982				7,600
市営住宅							
床面積小計		1,390	▲ 489				901
子育て支援施設							
床面積小計				1,545	▲ 646	▲ 1,069	▲ 170
医療施設							
床面積小計					▲ 1,389		▲ 1,389
床面積合計	0	11,972	▲ 3,471	1,545	▲ 2,035	▲ 1,069	6,942

(2) インフラ資産

① 淡路島中央スマートインターチェンジの整備（平成 29（2017）年度）

高度な医療サービス（県立淡路医療センター）へのアクセス改善、観光資源へのアクセス向上、企業立地の増加等を目指して整備した。

（市道 1,444m、14,350 m²）

② 橋梁の長寿命化対策（平成 29 年度～令和 2 年度（2017～2020 年度））

老朽化した橋梁 12 橋について、長寿命化工事を実施した。

③ 炬口ポンプ場の整備（令和 2（2020）年度）

増水時に住宅地への浸水を防止し、市民の安全を確保するために設置した。

（建物 205 m²、流入渠：約 194m、放流渠：約 64m、機械類、外構等）

8. 施設保有量の推移

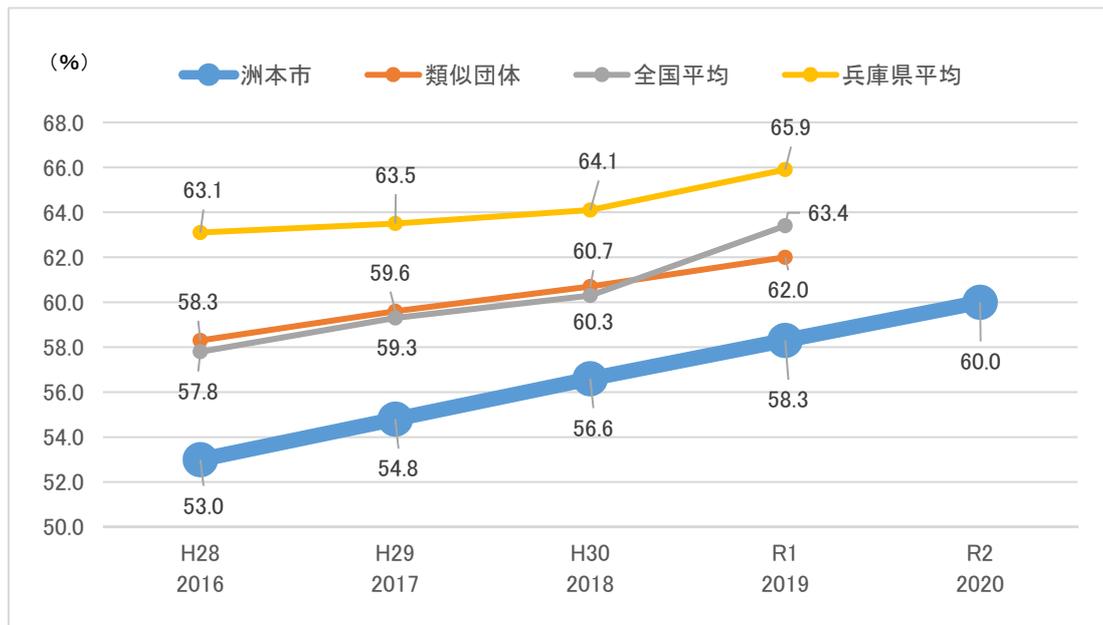
平成 28（2016）年度の本計画策定時の施設数は 263 施設、延床面積は 284,102 m² だったが、現在の本市の施設数は 246 施設（6.5%減）と減少したものの、延床面積は 290,313 m²（2.2%増）となっている。「市役所本庁舎」と「なのはなこども園」の建設が主な増加要因である。

9. 有形固定資産減価償却率(※)の推移

令和 2（2020）年度の本市の有形固定資産減価償却率は、60.0%となっている。

なお、他団体と比較可能な令和元（2019）年度の本市の有形固定資産減価償却率は 58.3%、全国平均は 63.4%、兵庫県平均は 65.9%、類似団体（人口と産業構造により分類）は 62.0%となっている。【図 26】

【図 26】有形固定資産減価償却率（普通会計）



※有形固定資産減価償却率は、減価償却累計額を取得価額で除して算定

※普通会計の有形固定資産のうち、土地、立木竹、建設仮勘定及び物品以外のもの

※出典：総務省「地方公会計の整備により得られるストック情報等に関する調査」

第3章 公共施設等総合管理の方針

1. 現状や課題に関する基本認識

今後、過去に建設された公共施設等の多くが更新時期を迎えるなか、公共施設等の維持管理・更新等に充当できる財源は、引き続き厳しい状況が続く見込みであるが、普通交付税措置のある有利な地方債等を有効活用しながら、各個別施設計画の内容に沿って着実に対策を進める。

あわせて、人口減少の進展や少子高齢化に伴う人口構造の変容、地域的な人口偏在の顕在化などにより、公共施設等の利用・需要の変化が必至となる。こうした環境変化に適応しつつ、市民ニーズに即した施設全体の最適化を図っていく。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、次に掲げる全体方針及び個別方針を定める。

市の公共施設等の現状や、将来の見通し、課題を踏まえ、今後の公共施設等の管理にあたっては、安全・安心はもとより、市民が誇りと愛着を持ち、豊かで幸せな生活に資するものとなるよう、今ある資産を最大限有効活用しながら持続可能な施設管理・運営を行うことを基本的な考え方とする。

3. 公共施設等総合管理の方針

(1) 全体方針

●安全・安心・快適性を確保した「品質」

1. 安全・安心な生活のために、公共施設とインフラ資産を適正に維持管理する。
2. 市民の暮らしを守る施設サービスを維持し、利便性を高める。

●適切な施設量となる「供給」

3. 人口やその構造変化に対応した適正規模の施設数とする。

●財政基盤の健全化に資する「財務」

4. 財政負担を軽減・平準化し、健全な財政を維持する。
5. PPP、PFI、指定管理者制度、業務委託、自治体間連携等の活用を図る。

(2) 公共施設に関する個別方針

1. 新規施設の建設を抑制し、ソフト面の充実、既存施設の有効活用を図る。
2. 施設数、延床面積を30年間で20%以上削減する（平成28（2016）年を基準）。
3. 施設管理の適正化と既存施設の有効活用を図る。
4. 機能が重複する施設については、統廃合を進める。
5. 施設の複合化、集約化、転用を進める。
6. 複合災害・新たな感染症に備える。
7. 複数の施設を特徴のあるゾーニングエリアとして有効性を高める。
8. 施設の特性に応じ収益の確保を図る。

(3) インフラ資産に関する個別方針

1. 長寿命化をはじめとする、計画的、効率的な整備を行う。
2. 効率的な管理と適正な受益者負担による自主財源の確保に努める。

(1) 全体方針

方針 1

安全・安心な生活のために、公共施設とインフラ資産を適正に維持管理する。

本市が保有する公共施設の約 26%が建築基準法改正前に整備された旧耐震基準による建物であり、築 30 年を超える建物が約 41%を占めており、インフラ資産を含めた減価償却率は 53.2%である。

また、インフラ資産である橋梁も、20 年後には、架設から 50 年を経過する橋梁が、全体の約 80%となり、老朽化が進む橋梁の割合が急速な高まりをみせる。

将来にわたり持続して市民が安心して安全に暮らせる社会資本整備を図っていくために、各個別施設計画に基づき長寿命化対策等を実施し、その機能確保を最優先に適正な維持管理を実施する。

方針 2

市民の暮らしを守る施設サービスを維持し、利便性を高める。

公共施設は、平常時には行政サービスや地域コミュニティの拠点として市民の暮らしを支え、災害時には、避難所、備蓄倉庫など、市民の生命を守る防災・減災機能を担っている。

今後とも、市民の暮らしを守る施設サービスを維持し、その役割を継続して安定的に果たせるよう、効果的な施設運営を図っていく必要がある。

そのためには、少子高齢化の進展等に伴う市民ニーズの多様化、人口減少や地域の偏在化等を踏まえ、選択と集中のもと、市民の求めるサービスへの質的転換を図り、より上質で利便性の高い公共施設の運営を目指す。

方針 3

人口やその構造変化に対応した適正規模の施設数とする。

本市では人口減少が急激に進行しており、「新洲本市総合戦略」においては、戦略人口が、令和12（2030）年には36,648人、令和22（2040）年には32,972人と予測されている。

公共施設の利用者数が減少基調となる中、施設が引き続き必要とされる機能を果たしていくためには、人口やその構造変化を踏まえた施設利用者の動向や、国・県・民間を含めた類似施設の配置状況等、一定エリア内において必要とされる施設サービスの充足状況、費用対効果等を検討することが必要である。

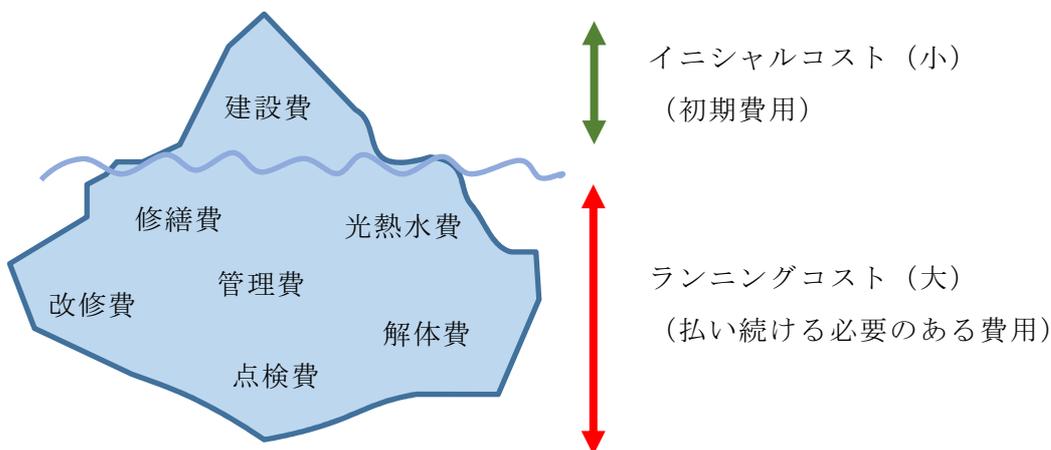
その上で、原則、現在の施設保有量を最大値として、中長期的なまちづくりの観点から施設機能に着目した見直しを進め、市民ニーズに応じた施設の維持・機能向上とあわせて、ライフサイクルコストの縮減、施設保有量と運営の最適化を図る。

【ライフサイクルコスト（LCC）】

生涯費用ともよばれ、公共施設やインフラ資産などの企画、設計に始まり、建設、修繕、改修、耐用年数経過後の解体までを生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。

一般的な建物のライフサイクルコストの構成は、建設費が全体の約2～3割（冰山の一角）となっており、残りはランニングコストとなる。【図27】

【図27】 ライフサイクルコストのイメージ



方針4

財政負担を軽減・平準化し、健全な財政を維持する。

公共施設等について、事後保全型の維持管理では、今後30年間で約1,639億円、年平均約55億円の経費が必要となる。

一方、予防保全型の維持管理（個別施設計画の実施を含む）では、今後30年間で約889億円、年平均約30億円の経費となり、事後保全型の維持管理よりも30年間で約750億円の経費を縮減できる見込みである。

その一方で、今後の人口減少に伴う市税・地方交付税の減少等により、公共施設等の社会資本に充てられる財源は中長期的にはさらに厳しい状況になるものと考えられる。

このため、公共施設等の更新経費の縮減及び年度間の経費平準化を計画的に実施

していくことで、本市の財政負担を軽減し、真に必要な公共施設等を維持し、行政サービスを持続的に提供することが可能となる。

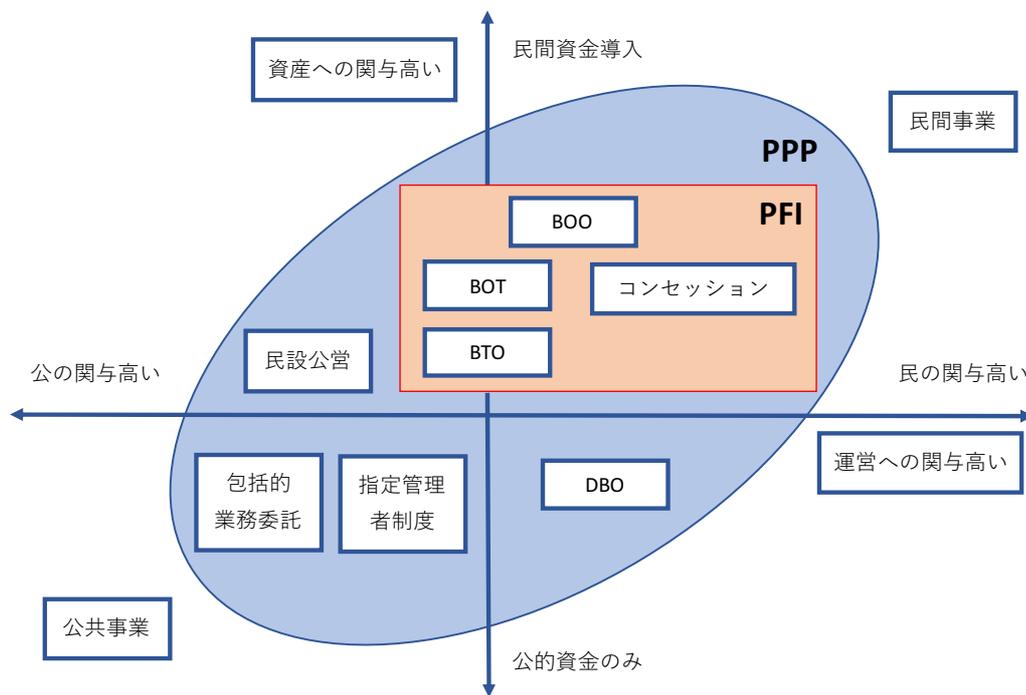
施設のライフサイクルコストを把握し、施設の長寿命化や効率的な管理により、施設保有や施設保全（事後保全から予防保全への移行）の適正化等を進めることで、経費の縮減・平準化を図り、持続可能な行政基盤を確立する。

方針5

PPP、PFI、指定管理者制度、業務委託、自治体間連携等の活用を図る。

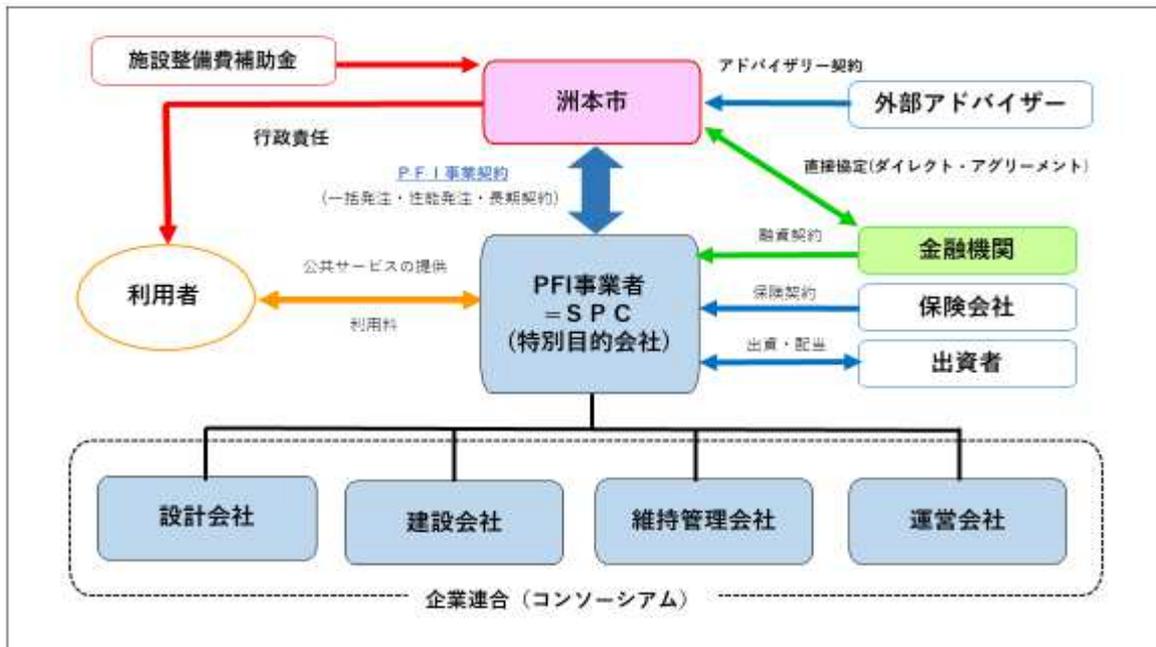
施設整備にあたっては、PPP、PFIなどの民間活力の積極的な活用【図28、図29、表14】やサウンディング型市場調査、契約手法の工夫、機能性を追及した設計や最新技術の導入を検討し、更新・管理運営コストの縮減に取り組む。定住自立圏の取り組み等も活用し、必要に応じて近隣自治体と連携を図る等により、財政負担の軽減を目指すとともに国が管理する施設との連携を検討する。また市民の力を生かした取り組みを推進する。

【図28】PPP・PFI関係図



【図29】 P F I の基本的な仕組み

P F I 事業では、個々の事業の性質に応じて様々な事業スキームが想定されるが、以下に一般的な例を提示する。



【表14】 従来型手法と P F I 手法の比較

	従来型手法	P F I 手法
契約期間	単年度	長期、複数年
発注形式	<ul style="list-style-type: none"> 仕様発注：構造材料等の詳細な仕様書を公共が作成し提示する。 分離発注：設計、建設、維持管理、運営を分離してそれぞれ発注する。 	<ul style="list-style-type: none"> 性能発注：施設等の基本的な性能要件を公共が作成し提示する。 一括発注：設計、建設、維持管理、運営を事業者に一括して発注する。
リスク分担	基本的に公共がリスク負担する。(顕著化した時点で民間と協議)	契約書に基づき、公共と民間事業者との双方で分担する。
資金調達	市(一般財源、地方債等)	民間事業者

(2) 公共施設に関する個別方針

方針 1

新規施設の建設を抑制し、ソフト面の充実、既存施設の有効活用を図る。

公共施設については、県内他市【表4】（20ページ）と比較しても、相当程度充実した整備水準にあり、また、今後、人口減少の進行が想定されることも踏まえ、原則として新規整備を抑制し、施設サービスなどソフト面の充実及び既存施設の有効活用の推進に重点を置く。

方針 2

施設数、延床面積を今後30年間で20%以上削減する（平成28（2016）年を基準）。

今後、人口が令和2年度から令和12年度（2020～2030年度）までの10年間に約11%、令和32（2050）年度までの30年間に約29%減少（※1）する見込みとなっている。

また、公共施設等の安全品質を確保しつつ、令和3（2021）年3月に策定した「洲本市公共施設等個別施設計画」において、将来の財政収支見通し等を踏まえ、令和3年度から令和12年度（2021～2030年度）までの10年間（※2）に約10%の延床面積の削減を目指すこととしている。

あわせて「第2次行政改革実施方策」（令和3（2021）年3月）の中で示されている財政収支見通しを勘案し、持続可能な行政運営の基盤を確立するため、平成28（2016）年度以降の30年間に施設数及び総床面積を20%以上削減する目標を据え置く。【表15】【図30】

今後は、施設数を「拡充」するのではなく、施設数を減らしても行政サービスの向上・維持を図る「縮充」へと転換していく。

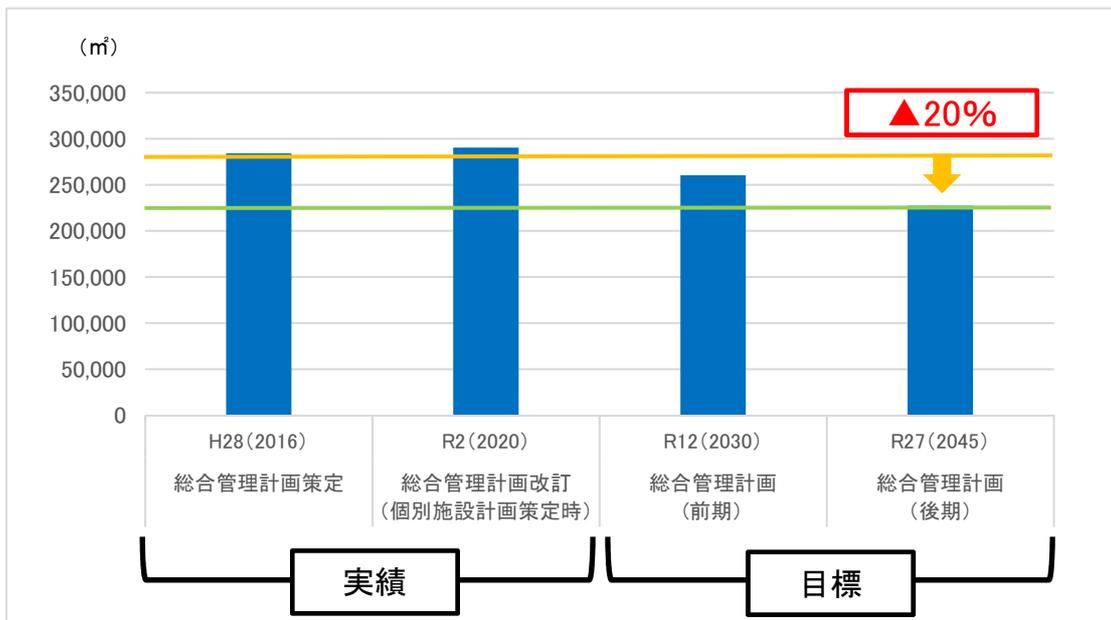
※1 新洲本市総合戦略における戦略人口

※2 本計画の前期間と同一期間

【表 15】延床面積の削減目標

年度	区分	面積 (㎡)
平成 28 (2016) 年度	総合管理計画策定	284,102
令和 2 (2020) 年度	総合管理計画改訂 (個別施設計画策定時)	290,313
令和 12 (2030) 年度	総合管理計画 (前期目標)	260,322
令和 27 (2045) 年度	総合管理計画 (後期目標)	227,282

【図30】延床面積の削減目標



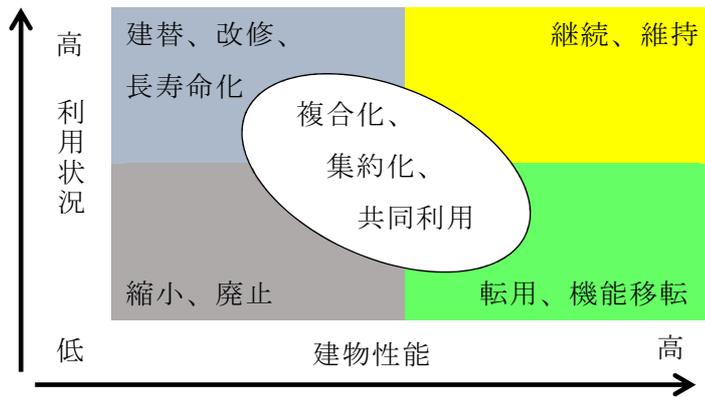
方針 3

施設管理の適正化と既存施設の有効活用を図る。

市民のニーズを的確に把握し、最小経費で最大効果が得られるよう適正な施設管理を行う。

なお、利用率の低い施設については、転用や余剰スペースの機能移転等を行うなど、徹底して既存施設の有効活用を図る。【図31】

【図 31】施設管理の概念図



方針 4

機能が重複する施設については、統廃合を進める。

利用者の利便等も配慮しつつ、機能が重複する施設は統廃合（民間への譲渡等を含む）を基本に検討を進める。

検討にあたっては、利用者数等の推移、維持管理・更新等経費、将来負担経費（更新コスト等）、代替施設の有無及び代替施設利用による利便性への影響、受益と負担のバランス、廃止により予想される個別的問題（地域事情等）、廃止に伴う補助金返還等の有無等を総合的に検証する。

方針 5

施設の複合化、集約化、転用を進める。

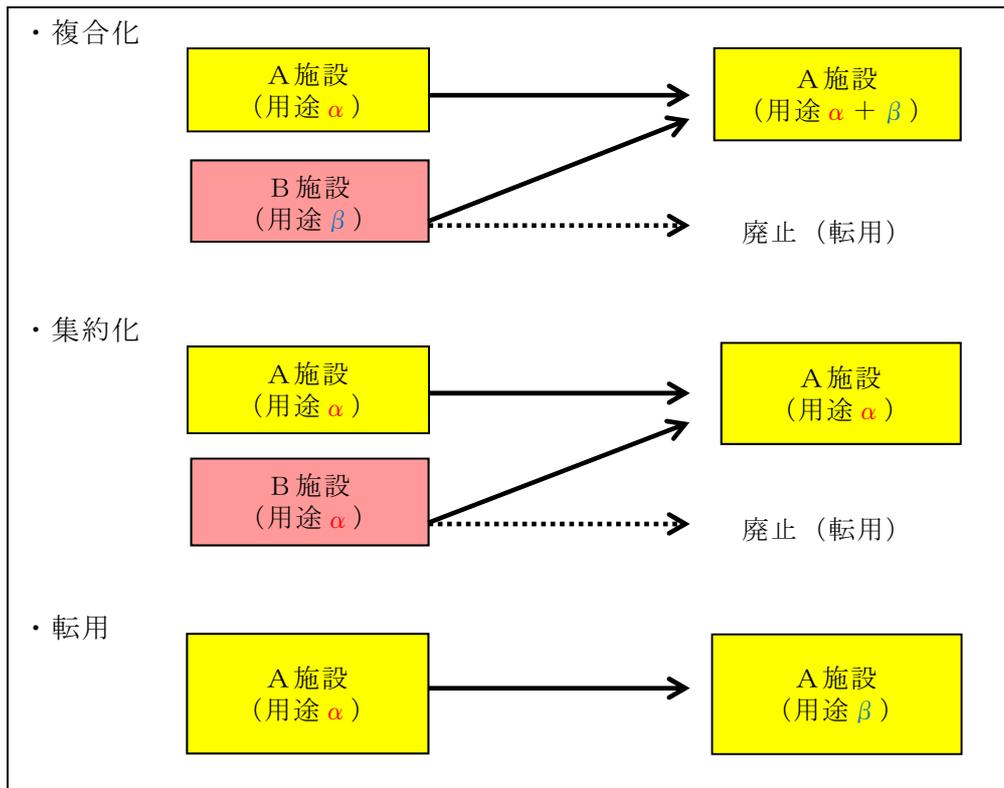
検討にあたっては、廃止・統合に限定することなく、

- ・ 複合化：異なる種類の施設を統合し、それらの機能を有した複合施設の整備
- ・ 集約化：同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備
- ・ 転用：既存の公共施設を改修し、他の用途として利用

などの手法【図32】も視野に入れ、必要な機能を維持したまま施設の総量縮減を図る。

なお、複合化・集約化の手法を採用する際に、再配置も視野に入れ、地域の人口規模、利便性、アクセスの良さ、防災・減災、ゾーニング等を踏まえた適切な配置とする。

【図 32】複合化、集約化、転用の例



方針 6

複合災害・新たな感染症に備える。

近い将来、発生が予想されている南海トラフ地震や津波、集中豪雨による土砂災害等への備えとして、必要に応じ、耐震・免震・かさ上げ、配置場所の変更等の対策を講ずる。

また、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症が発生することも想定し、避難所や統廃合に伴う新施設の建設時等において、適切な対策を講ずるものとし、ICTツールの充実も図る。

方針 7

複数の施設を特徴のあるゾーニングエリアとして有効性を高める。

各施設を点でなく面として捉え、特徴をもったエリアを形成し、有効性を高めるために、民間のノウハウの活用や、広報等の充実を図るなど、各施設の機能や魅力を十分に発揮するための工夫を凝らす。さらには収益性を上げる発想も持ちつつ魅力的で、持続可能なまちづくりを目指していく。

方針 8

施設の特徴に応じ収益の確保を図る。

一定の収益性が見込める施設については、適切な施設利用料の設定、ネーミングライツの導入とともに、集客性・収益性が見込める機能の複合化を検討するなど、収益確保に努める。

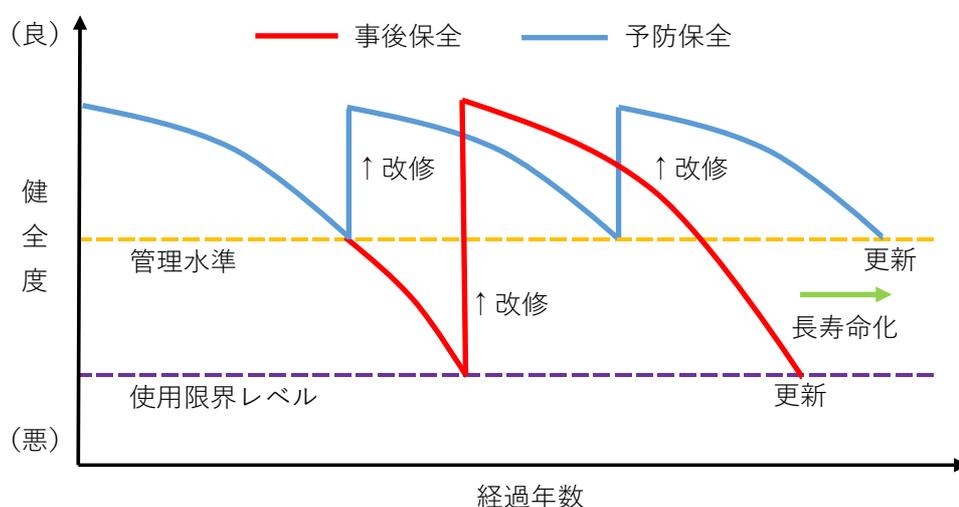
(3) インフラ資産に関する個別方針

方針1

長寿命化をはじめとする、計画的、効率的な整備を行う。

進行する道路・橋梁・下水道などインフラ資産の老朽化により、生活基盤の安全性と信頼性が低下することがないように、財政負担の重い対症療法的な事後保全ではなく、予算の平準化・コスト縮減が図られ、かつ施設の高い健全性を維持できる予防保全に転換し、インフラ資産の長寿命化を図っていく。【図 33】

【図 33】 事後保全と予防保全の概念図



方針2

効率的な管理と適正な受益者負担による自主財源の確保に努める。

インフラ資産の維持管理について、一元管理や民間活力の活用等により徹底した効率化を図る。

その上で、受益と負担の状況を把握し、インフラ資産の性格やサービスの内容に応じて、受益者に運営コストを適切に負担してもらうことを基本に、下水道等の利用促進に努める。施設ごとの負担状況の点検・精査を行い、他市の負担水準等も勘案の上、必要に応じて使用料等の見直しを行う。あわせて、貴重な自主財源として収入確保に取り組む。

4. 全庁的な取組体制等の構築及び情報管理・共有方策

①全庁的な取組体制の構築

「公共施設等マネジメント委員会」等を設置し、本計画の進行管理やインフラ資産の長寿命化、効率的な管理運営等を行う仕組みを構築する。

②有識者等で組織する委員会の設置

有識者、市民代表等で構成する「公共施設等再編整備検討委員会」を設置し、計画策定等に際して、公共施設等のあり方や再編整備、マネジメントの推進等について検討する。

③情報管理・共有方策（地方公会計（固定資産台帳）の活用の方策）

新地方公会計対応の財務会計システムや固定資産台帳を活用して、庁内の検討・協議に必要な情報の管理・共有を図る。特に施設の現状を把握する場合に、固定資産台帳に記載されている耐用年数や減価償却累計額を参照し、減価償却率の計算等を行いながら、より具体的な分析を行う。

5. 計画推進に関する実施方針

1	点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none">・施設管理者による点検に加え、専門家による点検を実施し、劣化状況及び危険度を把握する。劣化・損傷が進行する可能性や施設等に与える影響等について診断を実施する。一定年数を経過した施設については構造体の劣化診断も行う。・実施した点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、本計画の見直しの際に反映する。
2	維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none">・修繕等の時期が重複する施設については、点検・診断等の結果を基に優先順位を定め、予算の平準化を図る。・「事後保全型」から、「予防保全型」の維持管理へ順次移行することし、健全な状態を維持しながら長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指す。・施設の更新にあたっては、運営方法等について、より効果的かつ効率的なサービス提供が可能となる手法を採用する。
3	安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none">・点検・診断等により劣化状況及び危険度を把握し、適切な時期に大規模改修・建替えを行い、安全確保を図る。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度の危険性が認められた施設や、利用見込みのない老朽化施設については、速やかに施設の除却等を検討する。
4	耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震化が完了していない施設については、必要に応じ耐震化を図る。災害時の拠点施設については、機能を十分に発揮できるよう、計画的に耐震化を図る。
5	長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も活用していくと判断された公共施設等については、期待される耐用年数までの使用を可能とするため、効果的かつ計画的な保全措置を講ずるとともに、ライフサイクルコストの縮減も視野に入れた長寿命化を推進する。 ・ また、新たに施設整備を行う際には、長期に利用できる仕様を検討し、公共施設等の長寿命化を図る。
6	ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ニーズや公共施設、道路・橋梁等の利用状況等を踏まえ、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を進める。また ICT を活用して利便性も高める。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>
7	統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の統合や廃止に際しては、適正な配置と効率的な管理運営を念頭に置き、将来にわたって真に必要な公共サービスを持続できるような観点から検討を行う。 ・ 機能移転、複合化、民間施設の利用、合築等も検討する。 ・ 統合・廃止により余剰となった施設や敷地については、市民の意見を踏まえつつ、他の活用方法を検討する。 ・ 公共施設の底地の借地解消に努める。
8	総合的かつ計画的な管理を実現するため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会等を通じて職員の人材育成に努め、予防保全の考え方の浸透やコスト意識の向上に努める。

	の体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の所管課との連携を図り、本計画に対する取り組みを着実に進める。 民間における新しい取り組みを積極的に活用する。 市民、NPO 法人、企業等と連携し、公共施設を含めた地域の資源を最大限活用しながら、地域の持続的な発展を目指す。
9	保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> 用途廃止された資産や売却可能資産等について、効率的な運用（賃貸等）や売却等を行い、資産利用の最適化や将来の維持管理等に係る負担の軽減・収益の確保等を図る。 統廃合により生じた広大で利便性の高い位置にある土地の利活用については、速やかに検討を行っていく。
10	地球温暖化対策方針	<p>・「洲本市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> </div> </div>
11	広域連携方針	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市町等と、公共施設の共同設置や文化・スポーツ・防災等に関する共同利用の可能性等について意見交換を行う。

※ 取り組みの結果として、平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」における 17 のゴールの達成に貢献することが特に期待できる。[関連する実施方針に、ゴールのアイコンを記載している。](#)

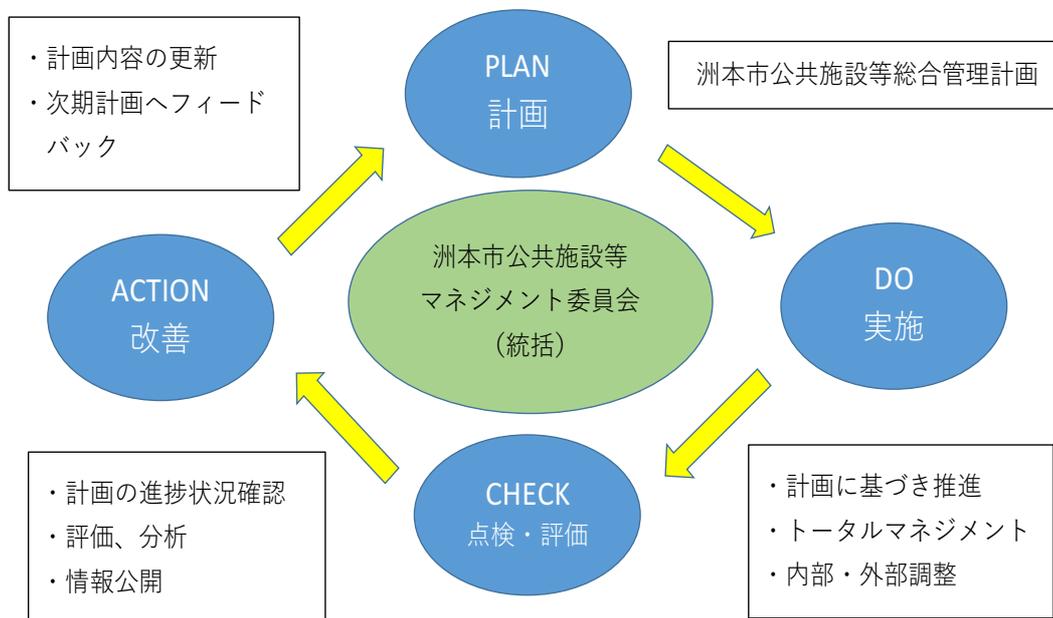
[なお、新洲本市総合戦略（令和 2～4 年度）においても、時代の流れに即した新たな視点として、SDGs や Society 5.0 など「新しい時代の流れを力にする」という国の『第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年 12 月）』を踏まえ、本市の取り組みに合致し、効果が期待できるものについては適宜、検討することとしている。](#)

6. P D C Aサイクルの推進方針

本計画を踏まえた一連の取り組みを確実に推進するために、P D C A（計画、実施、点検・評価、改善）サイクル【図 34】により進捗状況を管理し、計画のフォローアップに継続的に取り組む。本計画の進捗状況を踏まえ、原則として5年ごとに見直しを行う。

公共施設等の総合管理を推進するための計画となるため、施設サービスの需要の変化、施設等の状況、財務状況、社会経済情勢等の変化及び各個別施設計画の進捗状況にあわせて、本計画の内容の見直しと充実を適宜図っていく。

【図34】 P D C Aサイクル



第4章 各公共施設等の概要と取組の方向性

I. 公共施設

(共通の注意点)

- ・個別施設に関する詳細な内容は「洲本市公共施設等個別施設計画」等に記載。
- ・主に、建替え、複合化、集約化、転用、除却、民営化、譲渡等を今後10年間に実施する予定の施設について、取り組みの方向性にその内容を記載。

※建替え等を実施する予定の施設について下線。

※施設数、棟数、床面積、平均築年数及び減価償却率は令和3(2021)年3月時点で記載。

1 市民文化系施設

(1) 集会施設

① 施設概要

施設名称
<u>洲本中央公民館</u> 、加茂公民館、千草公民館、大野公民館、由良公民館、中川原公民館、安乎公民館、 <u>五色中央公民館</u> 、 <u>鳥飼公民館</u> 、堺公民館、定住・交流促進センター(鮎愛館)、 <u>相川集会所(旧上灘会館)</u> 、畑田集会所、中津川集会所、千鳥苑、万歳公会堂、三野畑公会堂、市営住宅第2鮎の郷団地集会所、 <u>神陽台集会所</u> 、 <u>栢野郷土伝承館</u> 、 <u>船だんじり伝承館</u> 、河原集会所、市営住宅第2広石中団地集会所、安坂集会所、鮎屋多目的集会施設、納生活改善センター

※都志公民館、鮎原公民館及び広石公民館は他の施設内に含まれる。

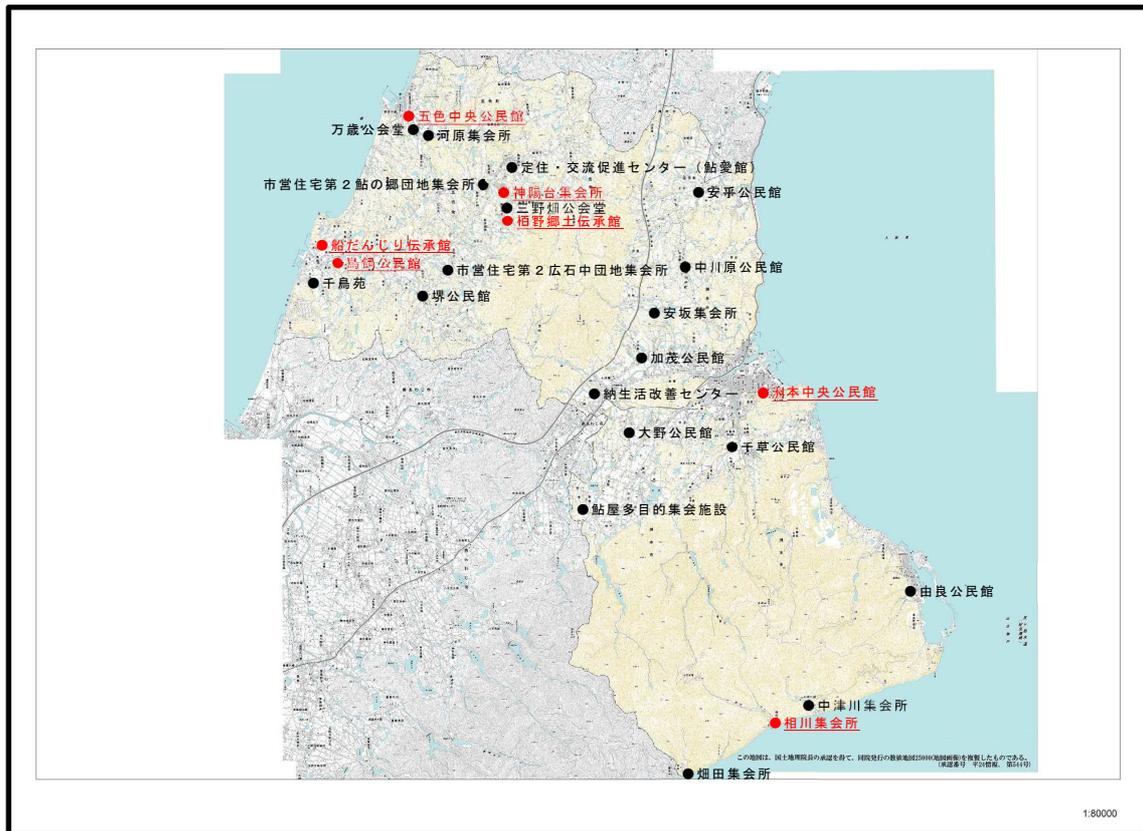
施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
26	26	9,304.86 m ²	36	68.8%

施設の役割等
<ul style="list-style-type: none">・公民館：集会室、和室及び調理室などの設備を備え、社会教育及び生涯学習の場として、多世代にわたる市民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興などに寄与している。・定住・交流促進センター(鮎愛館)：平時は市民の健康づくりや救援物資の備蓄

拠点として、災害時にあっては地域の避難拠点として重要な役割を果たしている。

- ・集会所：集会をはじめ、研修会・講演会の会合等、農村地域の生活基盤としての機能を有している。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

- ・洲本中央公民館：建替え方針。他の機能を加えた複合化も検討。
- ・五色中央公民館：他の施設に機能移転した後、除却。
- ・鳥飼公民館及び相川集会所：他の施設に機能移転した後、除却。
- ・神陽台集会所、栢野郷土伝承館及び船だんじり伝承館：地縁団体等と譲渡について調整。
- ・その他の施設：適切に維持管理・修繕を行う。一部の施設について大規模改修を実施。

洲本中央公民館



五色中央公民館



(2) 文化施設

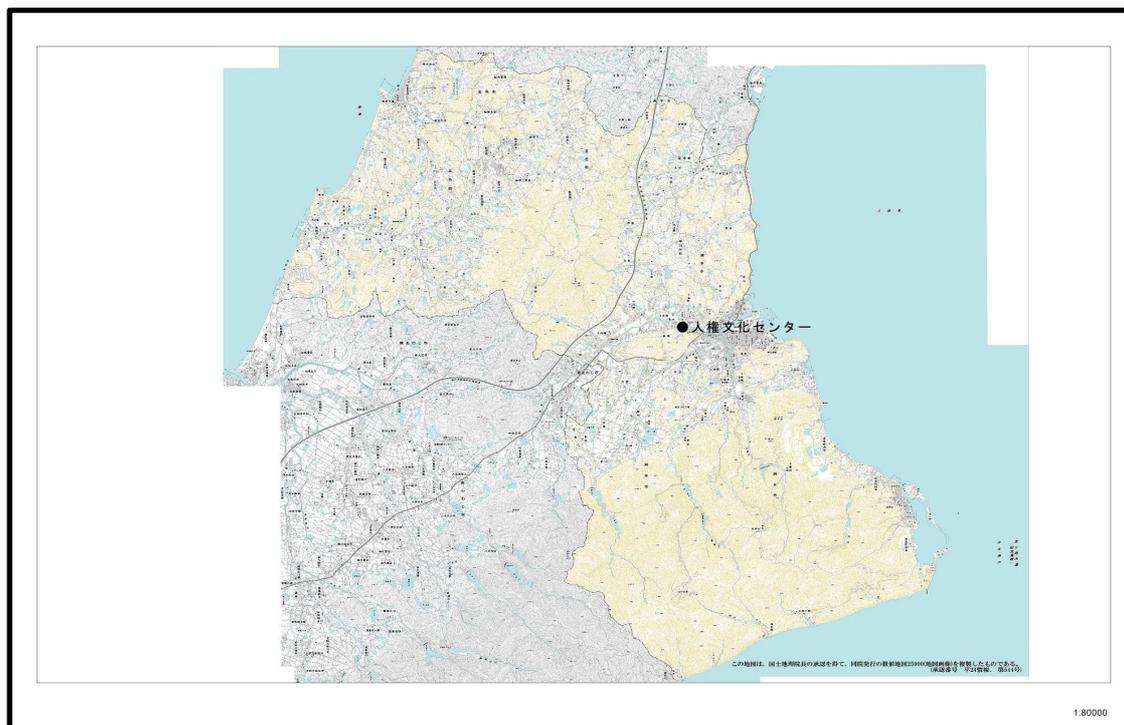
① 施設概要

施設名称
人権文化センター

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
1	1	413.34 m ²	13	28.6%

施設の役割等
第2種社会福祉事業として、近隣住民を対象に、住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行っている。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

適切に維持管理・修繕を行う。

人権文化センター



2 社会教育系施設

(1) 図書館

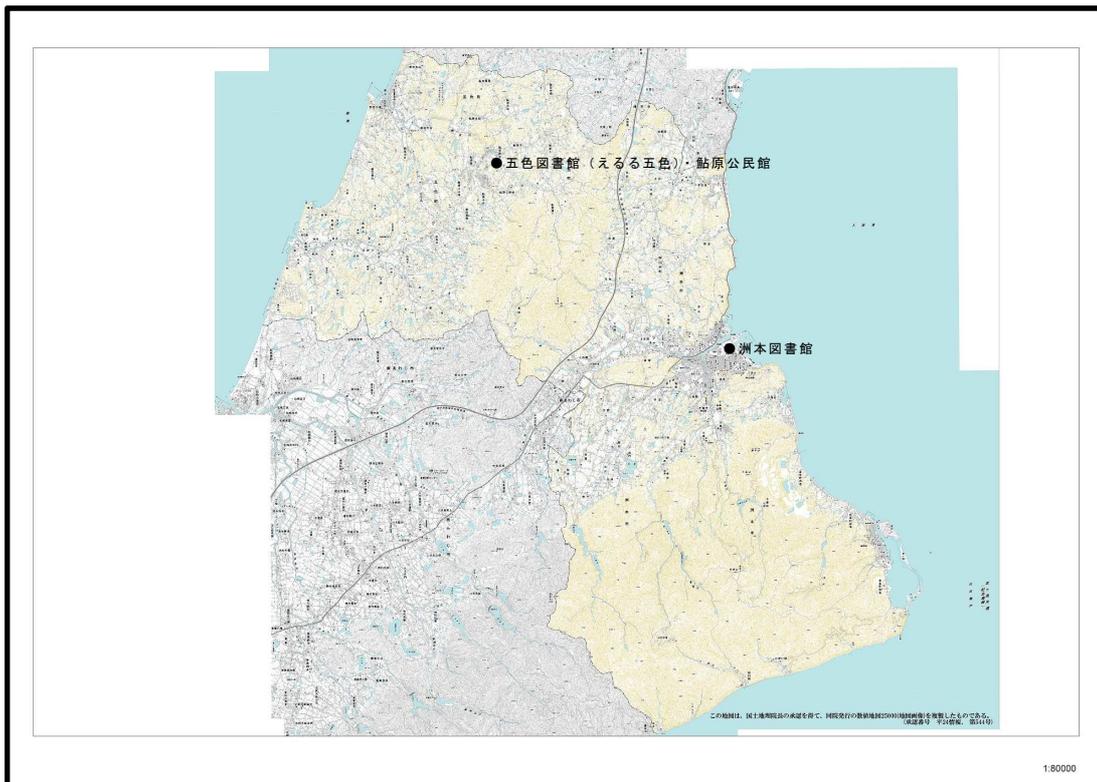
① 施設概要

施設名称	
洲本図書館、五色図書館（えるる五色）・鮎原公民館	

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
2	3	4,970.80 m ²	17	40.3%

施設の役割等
公立図書館は、乳幼児から高齢者まで、市民すべての自己教育に資するとともに、市民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場となっている。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

適切に維持管理・修繕を行う。洲本図書館は大規模改修を実施。

洲本図書館



五色図書館（えるる五色）・鮎原公民館



(2) 博物館等

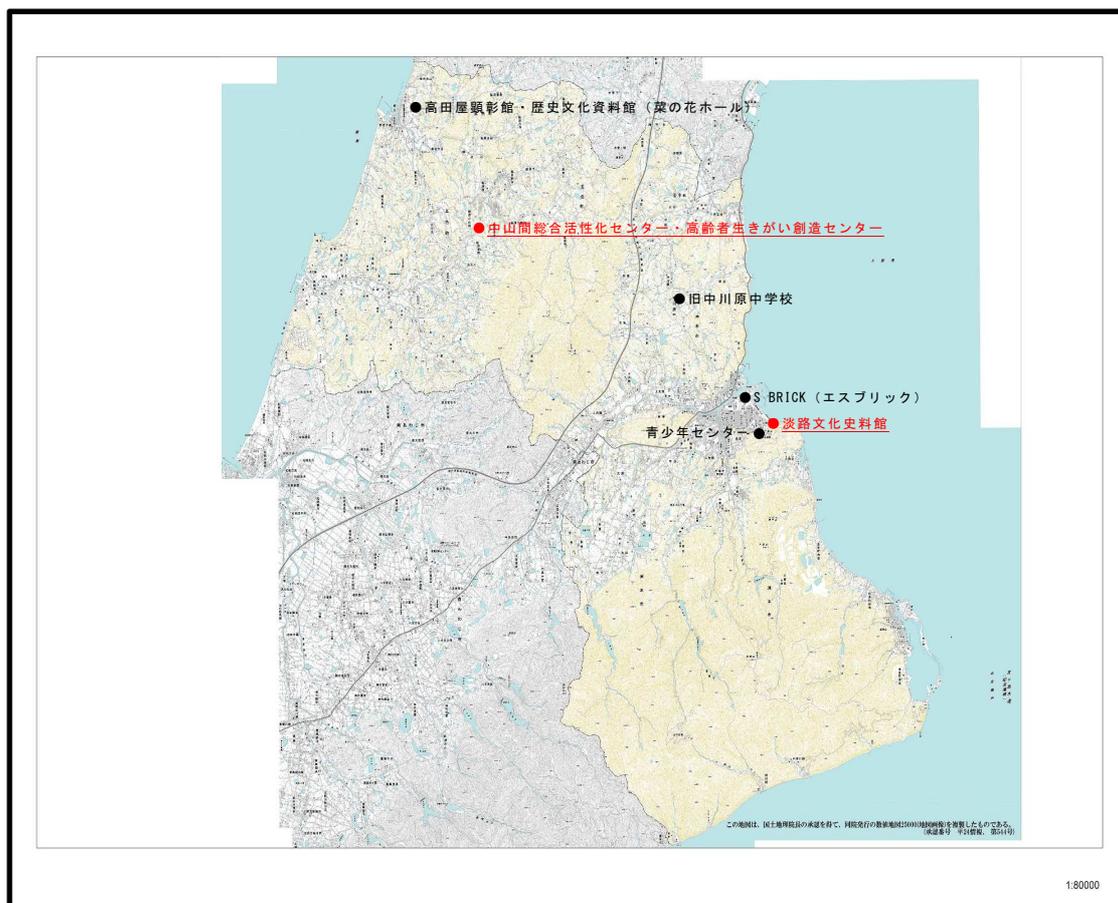
① 施設概要

施設名称
<u>淡路文化史料館</u> 、高田屋顕彰館・歴史文化資料館（菜の花ホール）、S BRICK（エスブリック）、青少年センター、旧中川原中学校、 <u>中山間総合活性化センター・高齢者生きがい創造センター</u>

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
6	14	10,025.67 m ²	34	61.1%

施設の役割等
<ul style="list-style-type: none">・淡路文化史料館：収集した史料を通して、淡路の歴史を、深く、楽しく伝える役割、市民の主体的な郷土学習を支援する役割、貴重な歴史遺産を後世に継承する役割等を担っている。・高田屋顕彰館・歴史文化資料館（菜の花ホール）：郷土の偉人 高田屋嘉兵衛翁の偉業を現在に伝え、顕彰する施設。・S BRICK（エスブリック）：旧鐘紡原綿倉庫を継承する当施設は、近代化産業遺産に認定されている。令和3（2021）年度から複合施設として利活用されている。・青少年センター：青少年の健全育成、青少年の非行防止、補導及び相談、青少年問題についての調査及び研究、関係機関との連絡及び協力のための拠点。・旧中川原中学校：洲本市教育センターを除いて、閉校後の校舎を地域の活性化に資するため、地元町内会に貸し付けている。屋内運動場は中川原ふれ愛センターとして、貸館業務を実施している。・中山間総合活性化センター・高齢者生きがい創造センター：農業生産、景観保全、地域に根ざした伝統文化の継承などの多面的機能を有し、地域社会を支えている農業・農村の活性化を支援する施設。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

- ・淡路文化史料館：老朽化が著しく建替えを要するが、実施時期等の検討が必要。
- ・中山間総合活性化センター・高齢者生きがい創造センター：他施設の機能を吸収し、複合化。
- ・その他の施設：適切に維持管理・修繕を行う。一部の施設について大規模改修を実施。

淡路文化史料館



S BRICK (エスブリック)



中山間総合活性化センター



3 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) スポーツ施設

① 施設概要

施設名称	
文化体育館、 <u>市民交流センター</u> 、五色台運動公園（アスパ五色）	

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
3	17	29,699.00 m ²	25	45.6%

施設の役割等
<ul style="list-style-type: none"> 文化体育館：多彩な芸術文化の鑑賞、創造、交流及び普及活動を促進することにより市民文化の更なる向上を図るとともに、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図る。 市民交流センター：文化・スポーツの振興を通じ、市民の心身の健全な発達を図る。 五色台運動公園（アスパ五色）：スポーツの振興を通じ、市民の心身の健全な発達を図る。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

- ・文化体育館：改修・長寿命化を実施。
- ・市民交流センター：
 - 1 体育館・ホール・会議室：廃止及び除却を検討する。
 - 2 屋内プール：長寿命化を図る。
 - 3 陸上競技場：新たな公認競技場の設置を県に継続要望。その状況を踏まえ、第4種競技場の公認見送りを検討。
 - 4 野球場：五色県民健康村グラウンドや民間施設を含めた市内外の類似施設の活用策について検討する。
- ・五色台運動公園（アスパ五色）：大規模改修を実施。

文化体育館



市民交流センター



五色台運動公園（アスパ五色）



(2) レクリエーション施設

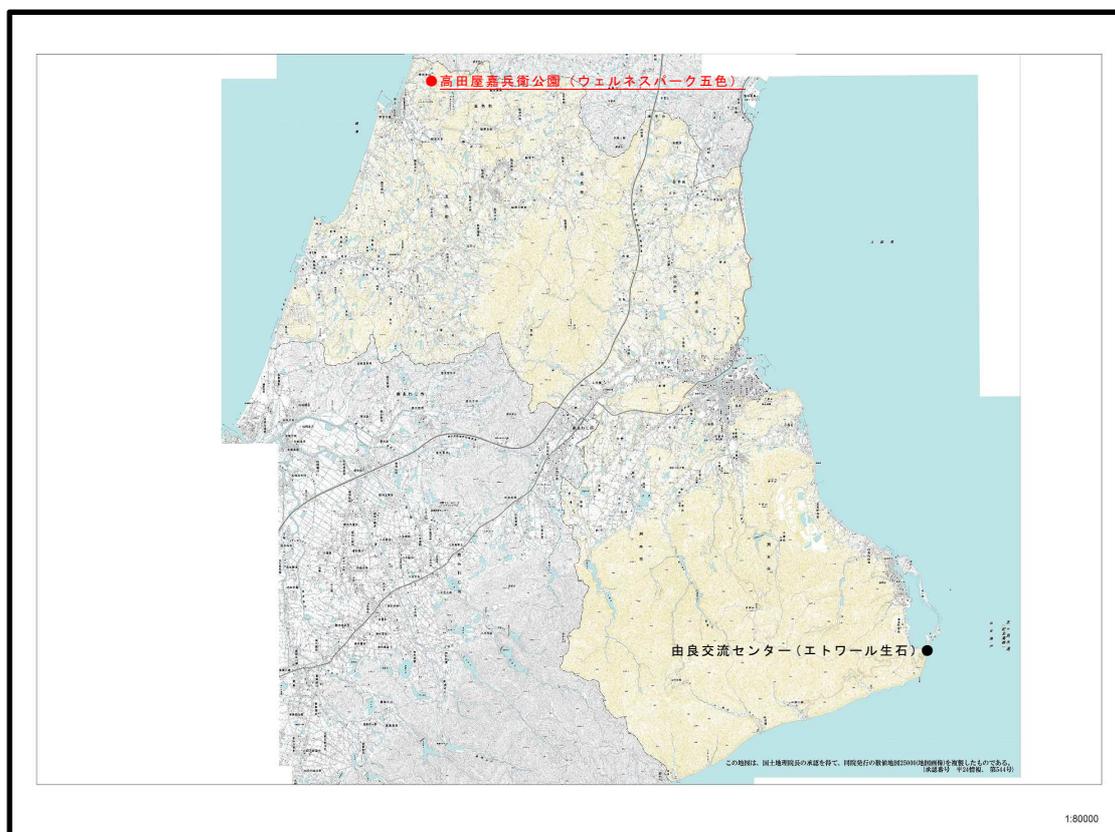
① 施設概要

施設名称
高田屋嘉兵衛公園 (ウェルネスパーク五色)、由良交流センター (エトワール生石)

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
2	24	10,163.26 m ²	20	68.8%

施設の役割等
<ul style="list-style-type: none">高田屋嘉兵衛公園 (ウェルネスパーク五色) : 地域住民及び都市生活者等に自然及び農村に親しむ機会を提供し、農業及び漁業の実践並びに体験活動等を通じ、魅力のある農村づくり、農林水産業の活性化、都市と農村の交流及び高田屋嘉兵衛翁の顕彰を積極的に行う。由良交流センター (エトワール生石) : 自然学校や体験学習などを通じて都市と農山漁村との交流が促進し、地域の活性化を図る。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

- ・ 高田屋嘉兵衛公園：道の駅の施設整備を行う。
- ・ 由良交流センター（エトワール生石）：大規模改修を実施。

高田屋嘉兵衛公園

（ウェルネスパーク五色）



由良交流センター（エトワール生石）



4 学校教育系施設

(1) 学校

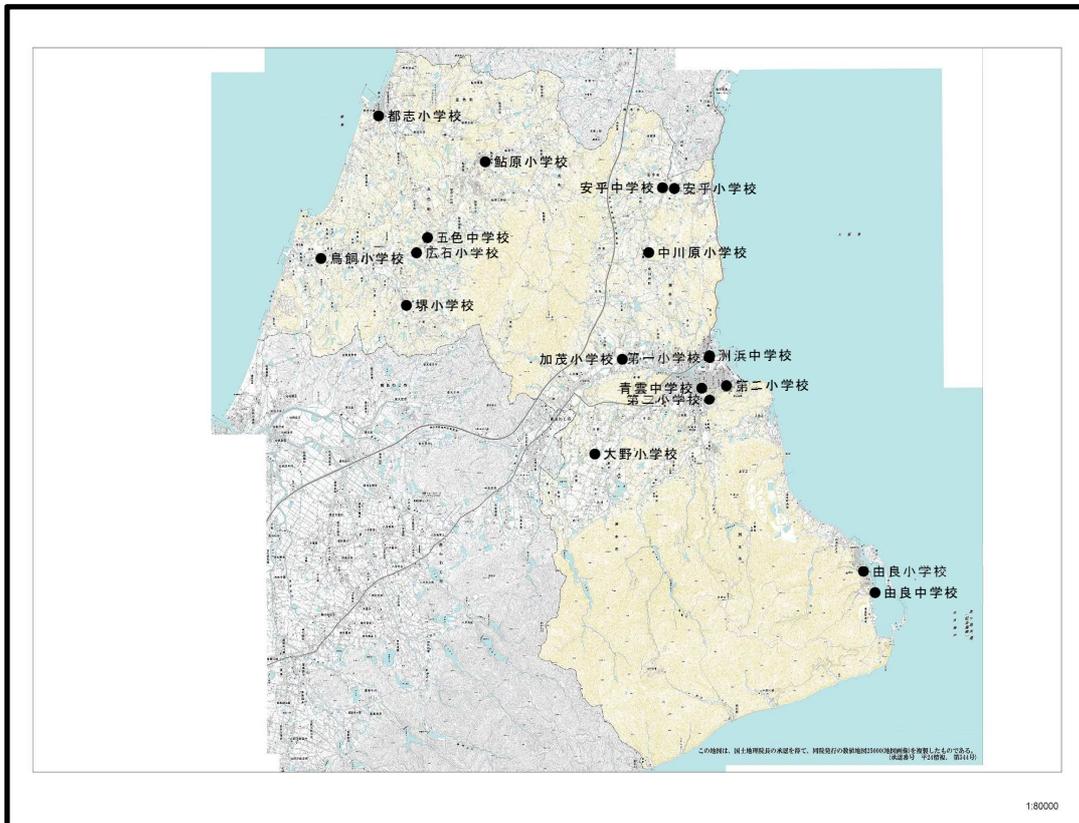
① 施設概要

施設名称
洲本第一小学校、洲本第二小学校、洲本第三小学校、加茂小学校、大野小学校、由良小学校、中川原小学校、安乎小学校、都志小学校、鮎原小学校、広石小学校、鳥飼小学校、堺小学校、洲浜中学校、青雲中学校、由良中学校、安乎中学校、五色中学校

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
18	116	87,240.91 m ²	38	65.9%

施設の役割等
将来、社会生活を営む上で、共通に必要なとされる知識・技能や態度、さらには、国民としての意識や個人の人格形成の基礎を培う。

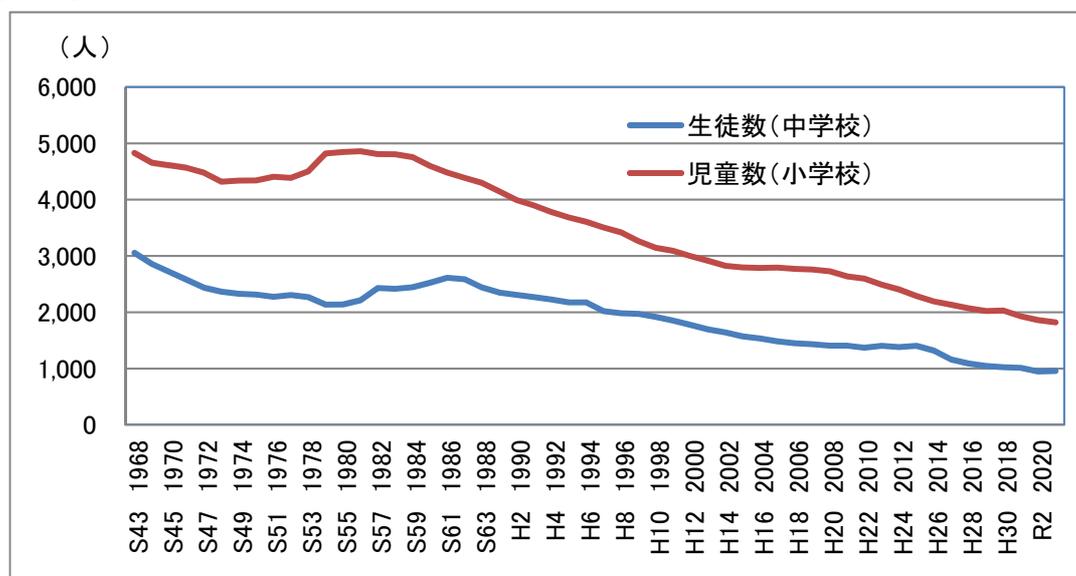
② 配置状況



③ 生徒・児童数の状況

生徒数（中学校）は昭和43（1968）年の3,055人、児童数（小学校）は昭和56（1981）年の4,860人をピークとして減少傾向にあり、令和3（2021）年には生徒数が957人（ピーク時の31%）、児童数が1,821人（ピーク時の37%）まで減少している。【図35】

【図35】 生徒・児童数の推移



④ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

今後は、児童・生徒数が減少傾向にあることも勘案しながら、学校施設の長寿命化に向けた施設整備を進めていく。

本市の目指すべき学校施設は、次のとおり。

①安全性

- ・誰もが安全・安心に利用できる施設
- ・災害時の拠点として機能する施設
- ・防犯機能や防災機能を備えた施設

②快適性

- ・誰もが快適に利用できる施設
- ・学習効率の向上に資する快適な施設
- ・インクルーシブ教育を推進するため、ユニバーサルデザインに配慮した施設
- ・地域に開かれた施設

③機能性

- ・多様な学習内容、学習形態への対応ができる施設

- ・わかりやすく、特色のある授業を行うためのICT環境の充実した施設
- ④環境への適応性
- ・省エネルギーに配慮した環境負荷の少ない施設

【個別施設計画】

- ・学校施設長寿命化計画（令和3（2021）年3月）

由良小学校



青雲中学校



(2) その他教育施設

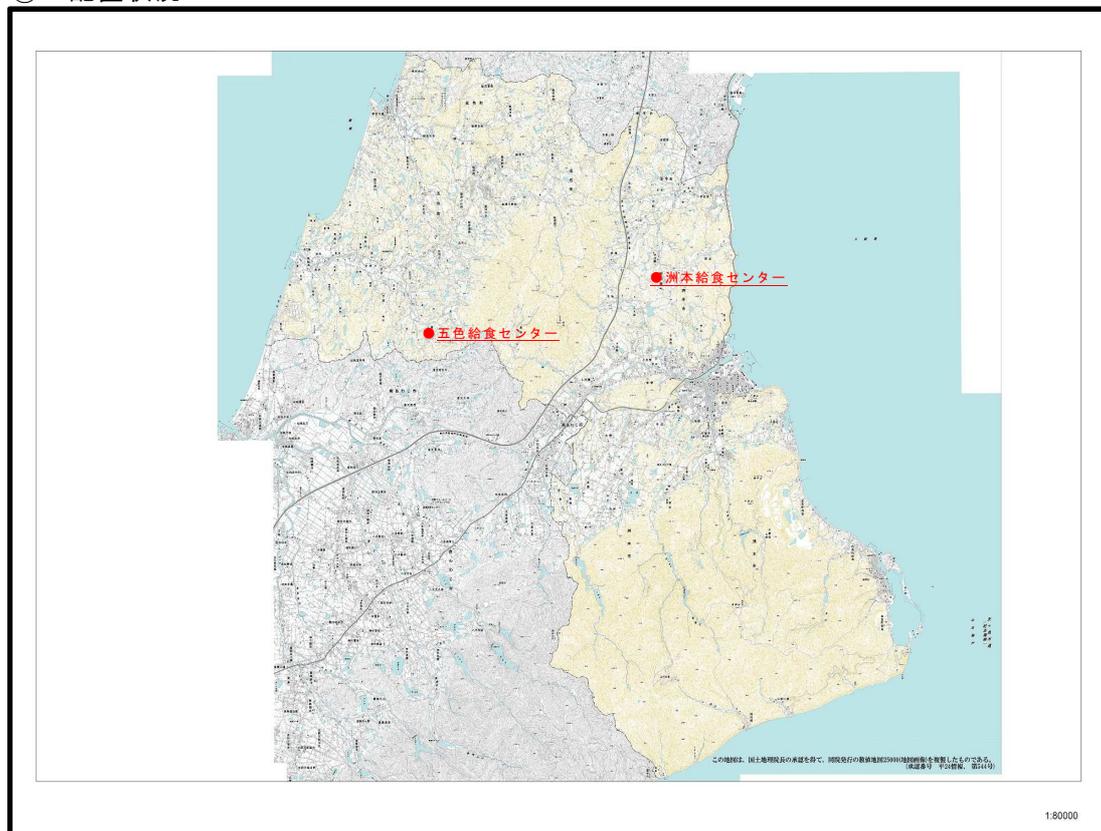
① 施設概要

施設名称
<u>洲本給食センター、五色給食センター</u>

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
2	3	3,134.03 m ²	10	29.5%

施設の役割等
公立小中学校給食のため、その調理等の業務を一括処理する基幹施設である。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

児童・生徒数が減少傾向にあることから、市全体での配食数が洲本給食センターの調理可能数の8割程度になる頃を目途に、五色給食センターの機能を洲本給食センターに集約する。

洲本給食センター



五色給食センター



5 子育て支援施設

(1) 幼保・こども園

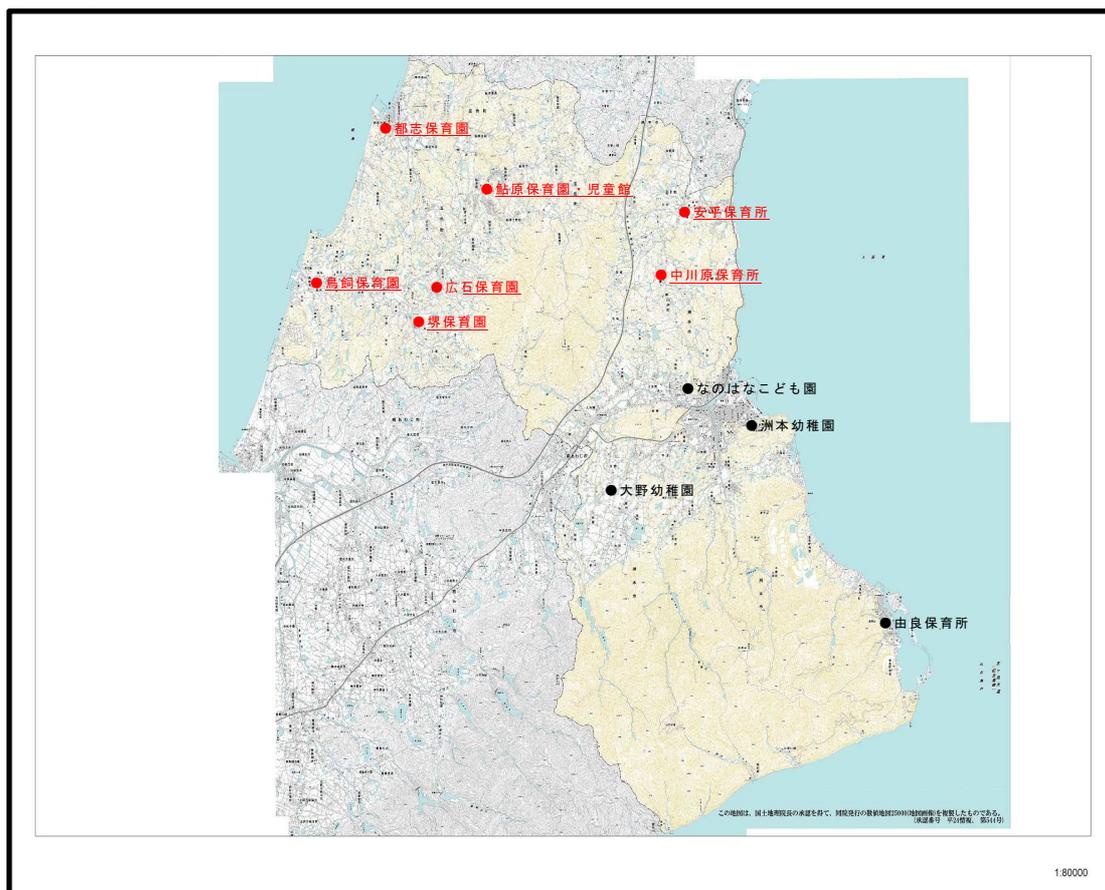
① 施設概要

施設名称
由良保育所、 <u>中川原保育所、安乎保育所、都志保育園、鮎原保育園・児童館、広石保育園、鳥飼保育園、堺保育園</u> 、なのはなこども園、洲本幼稚園、大野幼稚園

区分	施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
保育所等	9	11	6,596.95 m ²	24	37.4%
幼稚園	2	2	998.10 m ²	32	67.5%

施設の役割等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等：子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担っている。 ・ なのはなこども園：就学前の子どもに対する教育（幼稚園機能）及び保育（保育所機能）並びに保護者に対する子育て支援（子育て支援事業）を総合的に提供する役割を担っている。 ・ 幼稚園：3歳以上の幼児を対象として、幼児を保育し、適切な環境の下で、その心身の発達を助長することを目的とする学校であって、小学校以降の生活や学習の基盤を培う学校教育のはじまりとしての役割を担っている。

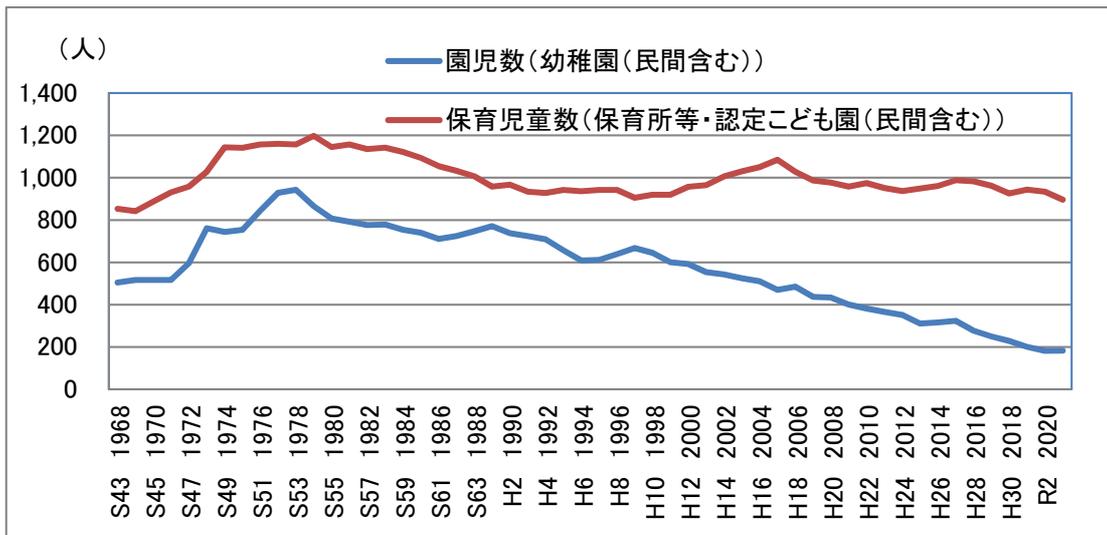
② 配置状況



③ 園児数・保育児童数の状況

- ・園児数（幼稚園）の減少は小中学校に比べてさらに顕著であり、昭和 53（1978）年の 943 人をピークに減少し続けている。保育児童数（保育所等）は、ほぼ横ばいで推移している。【図 36】
- ・共働き世帯の増加により、低年齢児童（0～2 歳児）の入所希望が増える傾向にある。また、就労形態の多様化により、早朝保育や延長保育、途中入所を希望する保護者が増えており、今後もこうした保育需要は就学前児童数が減少する中でも、増加あるいは横ばいで推移するものと考えられる。
- ・洲本市では、子ども・子育て支援事業として、延長保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業等に取り組んでいる。また、入所希望者に対する受け入れ体制では、市街地の保育所等への入所希望が多く、希望した保育所等に入所できない場合は、五色地区などの受け入れに比較的余裕のある保育所等で対応している。

【図 36】 園児数・保育児童数の推移



④ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

- ・ 由良保育所：大規模改修を実施。
- ・ 中川原保育所及び安乎保育所：集約化や民間委託を検討。
- ・ 五色地域の5園：認定こども園を新設し集約化。
- ・ なのはなこども園：適切に維持管理・修繕を行う。
- ・ 幼稚園：学校施設の取組の方向性と同じ内容。

都志保育園



洲本幼稚園



(2) 幼児・児童施設

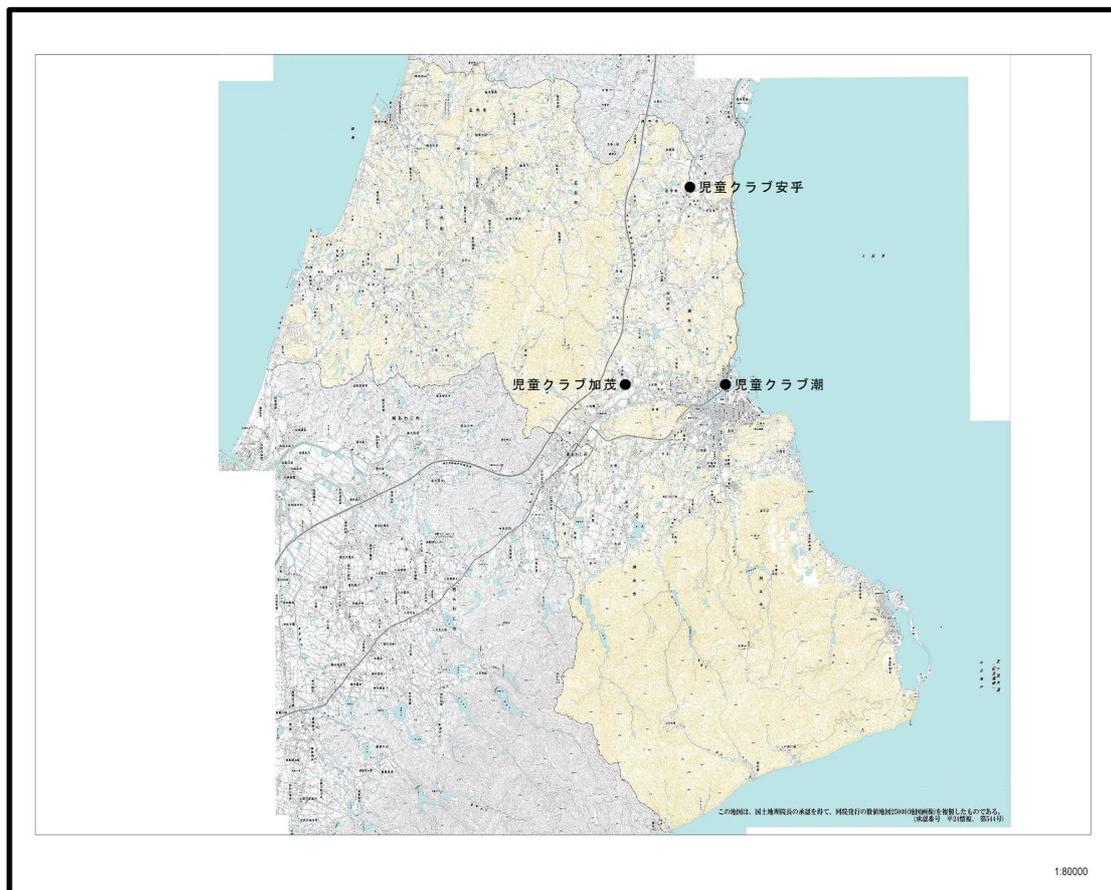
① 施設概要

施設名称	
児童クラブ潮、児童クラブ加茂、児童クラブ安乎	

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
3	3	949.71 m ²	20	43.5%

施設の役割等
放課後児童健全育成事業は、小学校に就学している子どもで、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、その放課後の時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの「遊び」及び「生活」を支援することを通して、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業である。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

適切に維持管理・修繕を行う。

児童クラブ潮



児童クラブ安乎



6 保健・福祉施設

(1) 高齢福祉施設

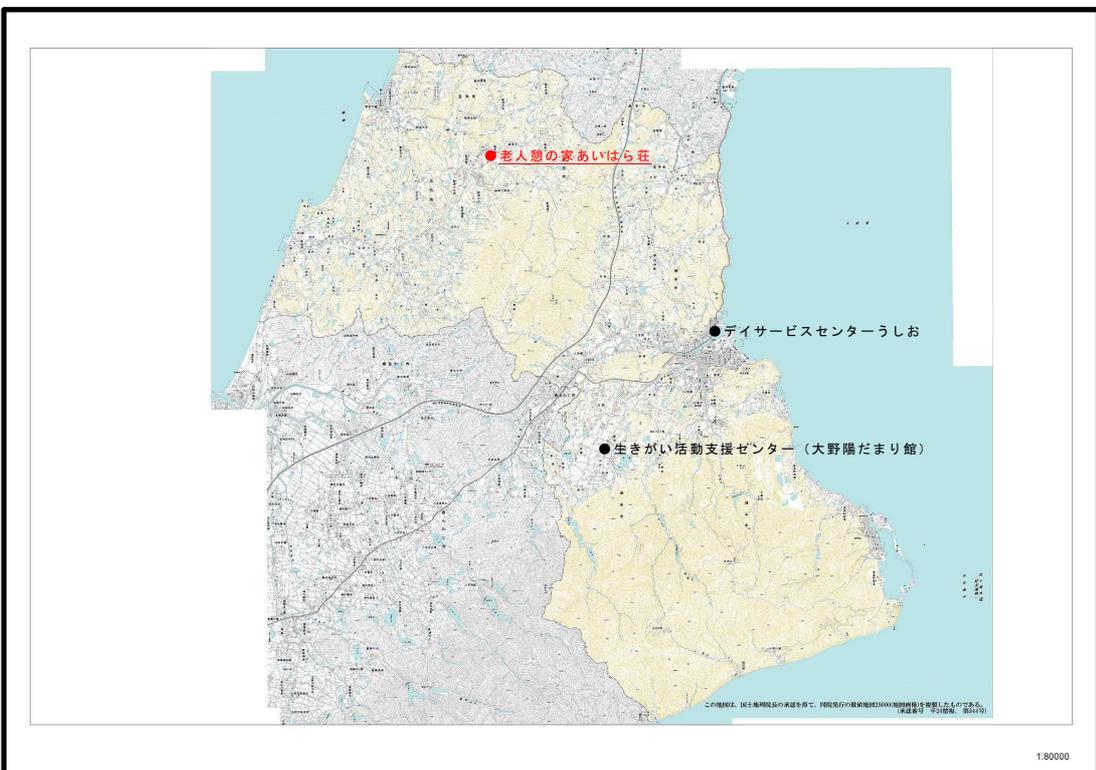
① 施設概要

施設名称
デイサービスセンターうしお、生きがい活動支援センター（大野陽だまり館）、 <u>老人憩の家あいはら荘</u>

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
3	3	1,189.80 m ²	30	61.0%

施設の役割等
<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスセンターうしお：休止状態 ・生きがい活動支援センター（大野陽だまり館）：市民生活の安定と市民の健康増進を図るための拠点施設。 ・老人憩の家あいはら荘：高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、心身の健康の増進を図ることを目的としている。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

- ・ デイサービスセンターうしお：高齢福祉施設以外への用途変更を含めた活用策の検討を進める。
- ・ 生きがい活動支援センター（大野陽だまり館）：大規模改修を実施。
- ・ 老人憩の家あいほら荘：地縁団体等への譲渡もしくは除却する。

生きがい活動支援センター
（大野陽だまり館）



老人憩の家あいほら荘



(2) 保健施設

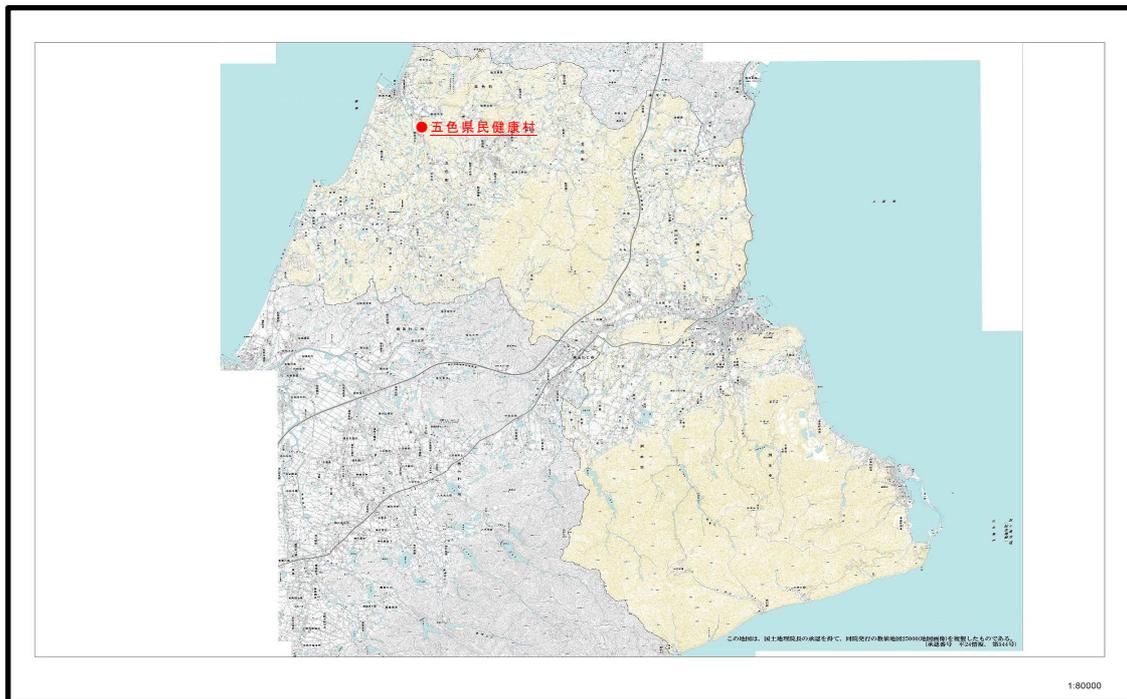
① 施設概要

施設名称
五色県民健康村第1健康道場、五色県民健康村第2健康道場、保健指導室、 <u>介護予防拠点施設・五色県民健康村トレーニングセンター</u>

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
4	9	5,240.75 m ²	36	81.5%

施設の役割等
<ul style="list-style-type: none">五色県民健康村第1健康道場、五色県民健康村第2健康道場、保健指導室：静かな環境下で健康増進施設として食事療法を行う者等に利用されている。介護予防拠点施設・五色県民健康村トレーニングセンター：リハビリ器具を設置し、高齢者が介護予防のために、体操や運動をしている。また運動広場、テニスコートの貸出し機能を備えている。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

- ・五色県民健康村第1健康道場、五色県民健康村第2健康道場及び保健指導室：健康道場等として現状維持。
- ・介護予防拠点施設・五色県民健康村トレーニングセンター：リハビリ機能を他施設に移転した後、除却。市民交流センターの野球場機能をグラウンドに移転する。

五色県民健康村健康道場



介護予防拠点施設・五色県民健康村
トレーニングセンター



(3) その他社会福祉施設

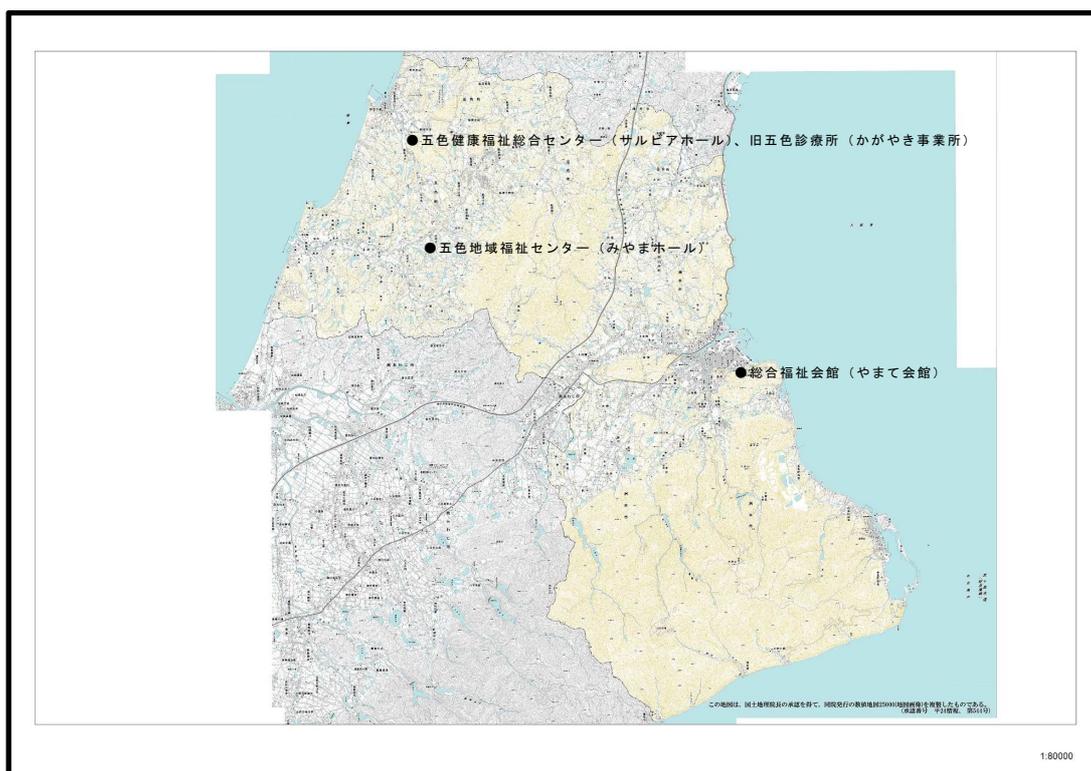
① 施設概要

施設名称
総合福祉会館（やまて会館）、旧五色診療所（かがやき事業所）、五色健康福祉総合センター（サルビアホール）、五色地域福祉センター（みやまホール）

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
4	8	8,186.30 m ²	28	46.2%

施設の役割等
<ul style="list-style-type: none">・総合福祉会館（やまて会館）：4つの福祉（児童福祉、高齢者福祉、障害福祉及び地域福祉）の拠点。・旧五色診療所（かがやき事業所）：障害者の共同生活援助（グループホーム）・五色健康福祉総合センター（サルビアホール）：特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、介護支援センター、ホームヘルパーステーション、グループホーム及び生活支援ハウスの6業務を指定管理制度により一括して管理運営している。・五色地域福祉センター（みやまホール）：地域の特性に応じた福祉活動、世代を超えた交流によるボランティアの育成、地域づくりの拠点。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

適切に維持管理・修繕を行う。一部の施設について大規模改修を実施。

総合福祉会館（やまて会館）



五色健康福祉総合センター
（サルビアホール）



7 行政系施設

(1) 庁舎等

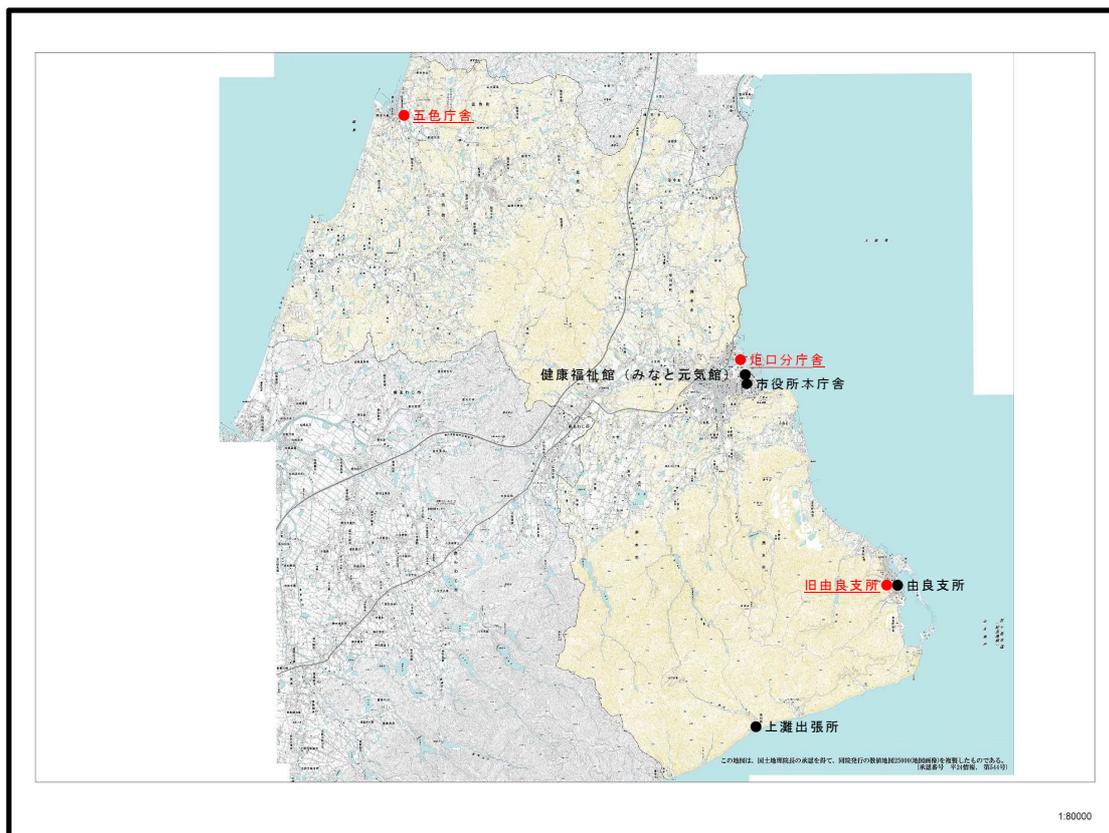
① 施設概要

施設名称
市役所本庁舎、健康福祉館（みなと元気館）、由良支所、 <u>旧由良支所</u> 、上灘出張所、 <u>炬口分庁舎</u> 、 <u>五色庁舎</u>

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
7	15	21,658.85 m ²	29	31.2%

施設の役割等
<ul style="list-style-type: none">・市役所本庁舎：事務機能、窓口機能、市民機能、議会機能、防災機能、職員関連機能、倉庫機能、庁舎維持・セキュリティ機能、駐車場機能等を有した市の基幹施設。・健康福祉館（みなと元気館）：住民健診・母子関連事業・団体活動の場として利用。応急診療所がある。・由良支所：住民関係諸証明の交付等、地域住民の利便を図るための施設として機能している。・旧由良支所：未利用状態・上灘出張所：由良支所と同様の機能を有しているが、地域内住民の人口が少なく、利用頻度は低い。・炬口分庁舎：未利用状態のため、貸し付けている。・五色庁舎：1階は事務所として活用、2階は未利用の状態であり、3階はホール機能を有している。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

- ・ 旧由良支所及び炬口分庁舎：除却方針
- ・ 五色庁舎：五色中央公民館及び放課後子ども教室の機能を吸収し、複合化。
- ・ その他の施設：適切に維持管理・修繕を行う。一部の施設について大規模改修を実施。

市役所本庁舎



健康福祉館（みなと元気館）



五色庁舎



(2) 消防施設

① 施設概要

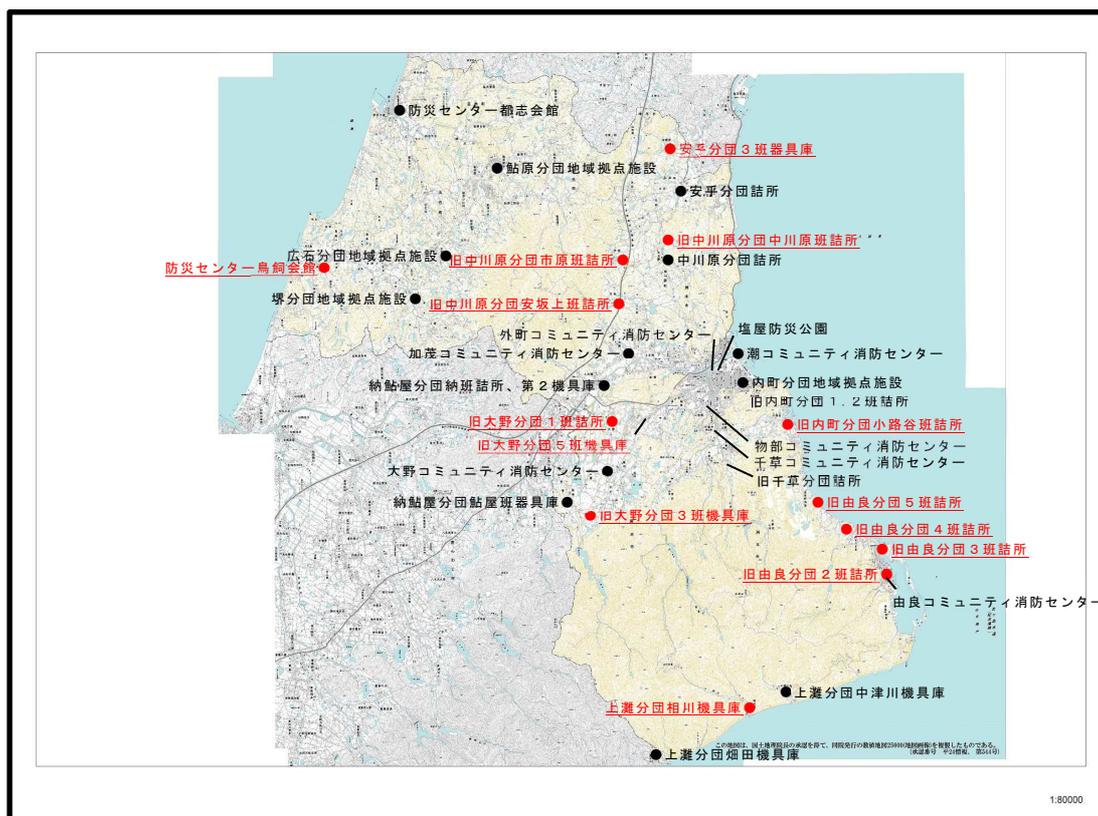
施設名称
旧内町分団1・2班詰所、内町分団地域拠点施設、外町コミュニティ消防センター、潮コミュニティ消防センター、塩屋防災公園、物部コミュニティ消防センター、千草コミュニティ消防センター(防災拠点施設)、加茂コミュニティ消防センター、大野コミュニティ消防センター、由良コミュニティ消防センター、上灘分団中津川機具庫、 <u>上灘分団相川機具庫(※)</u> 、上灘分団畑田機具庫、中川原分団詰所、安平分団詰所、 <u>安平分団3班機具庫(※)</u> 、納鮎屋分団鮎屋班機具庫、納鮎屋分団納班第2機具庫、納鮎屋分団納班詰所、防災センター都志会館、鮎原分団地域拠点施設、広石分団地域拠点施設、 <u>防災センター鳥飼会館</u> 、堺分団地域拠点施設、 <u>旧内町分団小路谷班詰所(※)</u> 、旧千草分団詰所、 <u>旧大野分団1班詰所(※)</u> 、 <u>旧大野分団3班機具庫(※)</u> 、 <u>旧大野分団5班機具庫(※)</u> 、 <u>旧由良分団2班詰所(※)</u> 、 <u>旧由良分団3班詰所(※)</u> 、 <u>旧由良分団4班詰所(※)</u> 、 <u>旧由良分団5班詰所(※)</u> 、 <u>旧中川原分団市原班詰所(※)</u> 、 <u>旧中川原分団中川原班詰所(※)</u> 、 <u>旧中川原分団安坂上班詰所(※)</u>

(※) 整理対象の施設

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
36	36	4,728.36 m ²	32	57.9%

施設の役割等
各分団の詰所、機具庫であり、一部コミュニティセンターの機能も有している。塩屋防災公園には、機材、物資等の保管庫がある。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

- ・ 防災センター鳥飼会館：鳥飼公民館及び放課後子ども教室の機能を吸収し、複合化。
- ・ 整理対象の施設（※）：除却または、地縁団体等と譲渡について調整。
- ・ その他の施設：適切に維持管理・修繕を行う。一部の施設について大規模改修を実施。

加茂コミュニティ消防センター



大野コミュニティ消防センター



(3) その他行政系施設

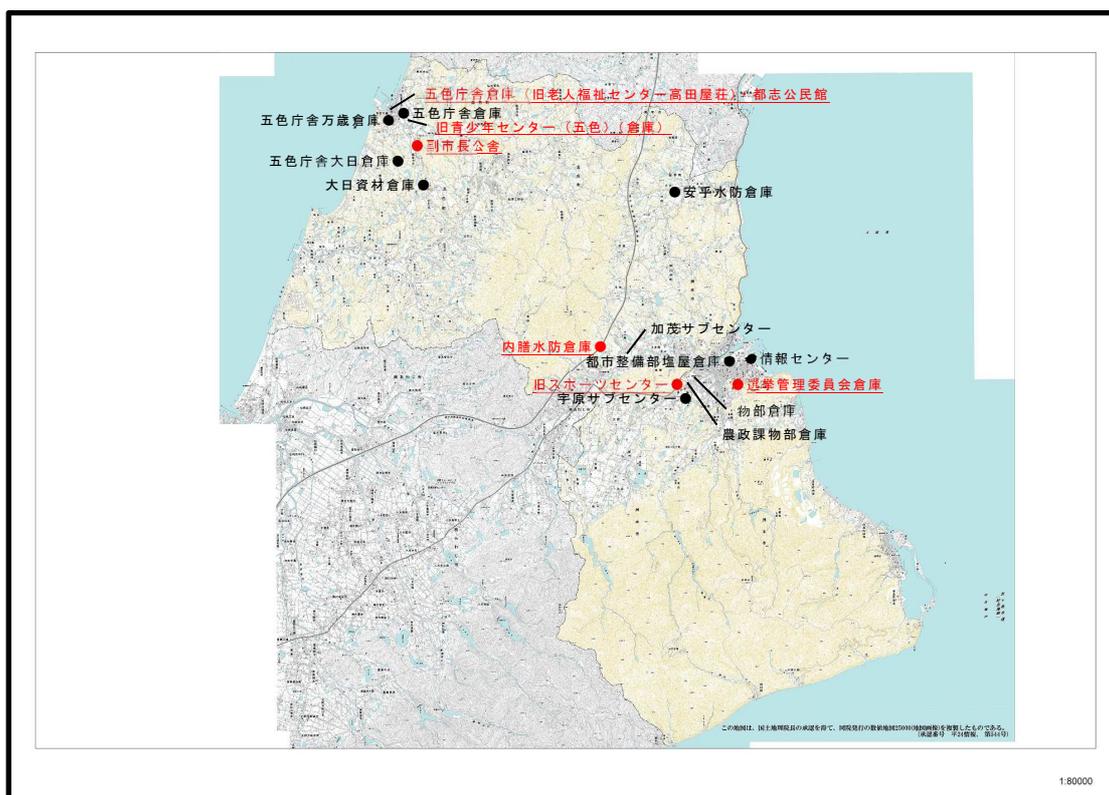
① 施設概要

施設名称
<p><u>旧スポーツセンター</u>、<u>副市長公舎</u>、<u>情報センター</u>、<u>加茂サブセンター</u>、<u>宇原サブセンター</u>、<u>選挙管理委員会倉庫</u>、<u>物部倉庫</u>、<u>農政課物部倉庫</u>、<u>都市整備部塩屋倉庫</u>、<u>五色庁舎倉庫（旧老人福祉センター高田屋荘）</u>・<u>都志公民館</u>、<u>旧青少年センター（五色）（倉庫）</u>、<u>五色庁舎倉庫</u>、<u>五色庁舎万歳倉庫</u>、<u>五色庁舎大日倉庫</u>、<u>大日資材倉庫</u>、<u>内膳水防倉庫</u>、<u>安乎水防倉庫</u></p>

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
17	18	5,435.33 m ²	32	70.9%

施設の役割等
<p>主な用途は倉庫。それ以外に、公舎、CATV施設等がある。</p>

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

- ・旧スポーツセンター：除却方針。防災機能施設の建設の是非を検討。
- ・副市長公舎：ぴゅーぱる（適応教室）に転用。
- ・選挙管理委員会倉庫：洲本中央公民館との複合化検討。
- ・五色庁舎倉庫（旧老人福祉センター高田屋荘）・都志公民館：都志公民館機能を旧青少年センター（五色）に移転した後、除却。
- ・内膳水防倉庫：建替え
- ・その他の施設：適切に維持管理・修繕を行う。一部の施設について大規模改修を実施。

旧スポーツセンター



情報センター



8 市営住宅

(1) 公営住宅・特定住宅・特定公共賃貸住宅

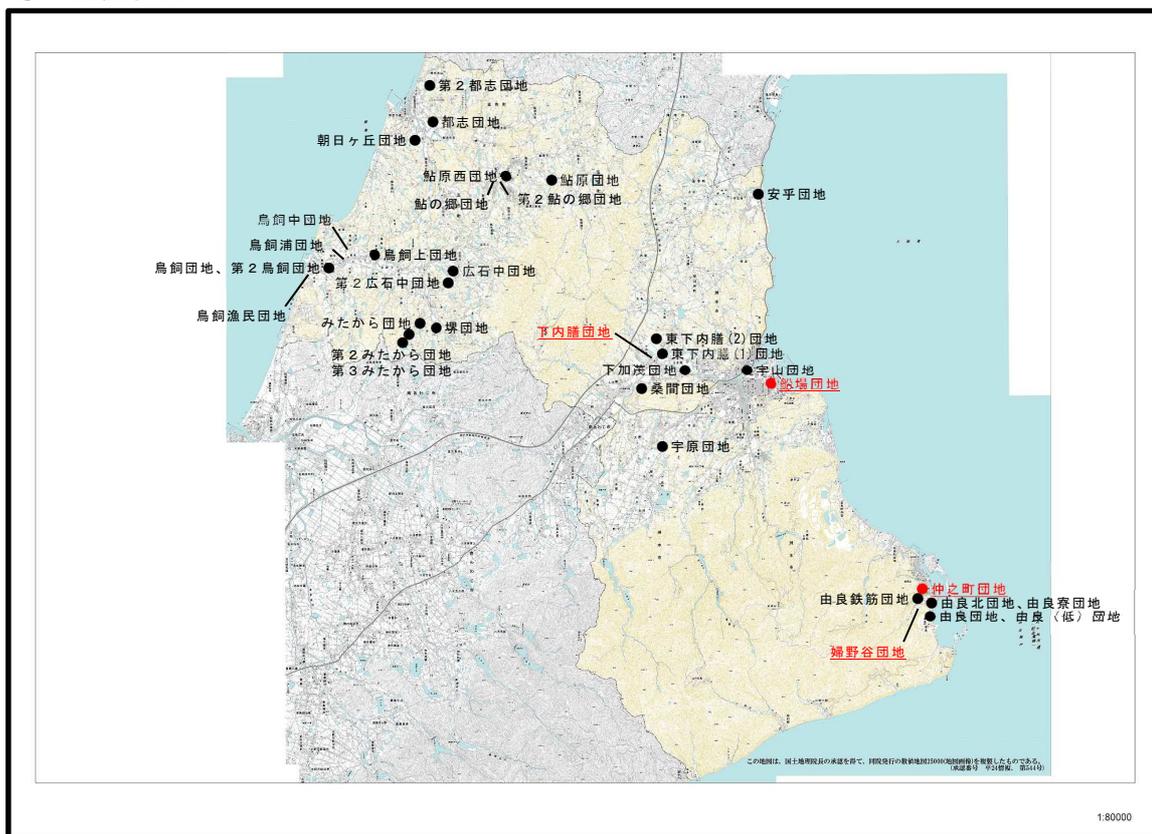
① 施設概要

施設名称
船場団地、下内膳団地、婦野谷団地、由良（低）団地、宇山団地、下加茂団地、安乎団地、由良鉄筋団地、桑間団地、宇原団地、由良北団地、由良団地、東下内膳（1）団地、由良寮団地、東下内膳団地（2）、仲之町団地、鳥飼漁民団地、塚団地、鳥飼上団地、鮎の郷団地、第2鮎の郷団地、みたから団地、第2みたから団地、第3みたから団地、鮎原西団地、鳥飼浦団地、都志団地、第2都志団地、鳥飼団地、第2鳥飼団地、広石中団地、第2広石中団地、朝日ヶ丘団地、鳥飼中団地、鮎原団地

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
35	191	49,580.58 m ²	29	59.9%

施設の役割等
公営住宅法や洲本市営住宅の設置及び管理に関する条例に基づき、住宅に困窮する人々に低廉な家賃で賃貸するため、国の補助を受けて本市が建設等を行い、管理している。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

新たな団地整備等により管理戸数を増やすのではなく、劣化状況等にあわせた計画修繕やニーズ等に対応した改善により、既存ストックを最大限に有効活用していく。

船場、婦野谷、下内膳（テラス）及び仲之町の4団地を用途廃止予定。

【個別施設計画】

- ・ 公営住宅等長寿命化計画（令和3（2021）年3月）

宇山団地



鮎の郷団地



(2) 定住促進住宅

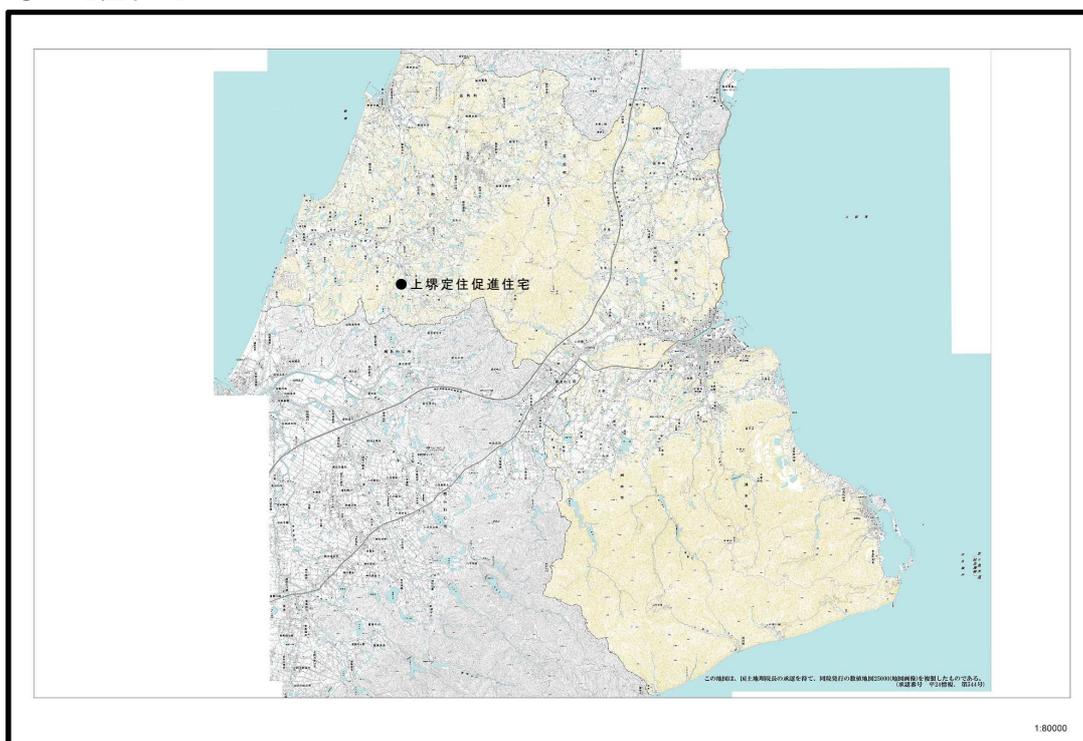
① 施設概要

施設名称	
上堺定住促進住宅	

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
1	8	1,390.26 m ²	4	12.1%

施設の役割等
人口減少や少子高齢化が深刻化する中、市外からの子育て世帯を呼び込み、定住の足がかりとしてもらうための住宅。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

適切に維持管理・修繕を行う。

上塚定住促進住宅



9 公園

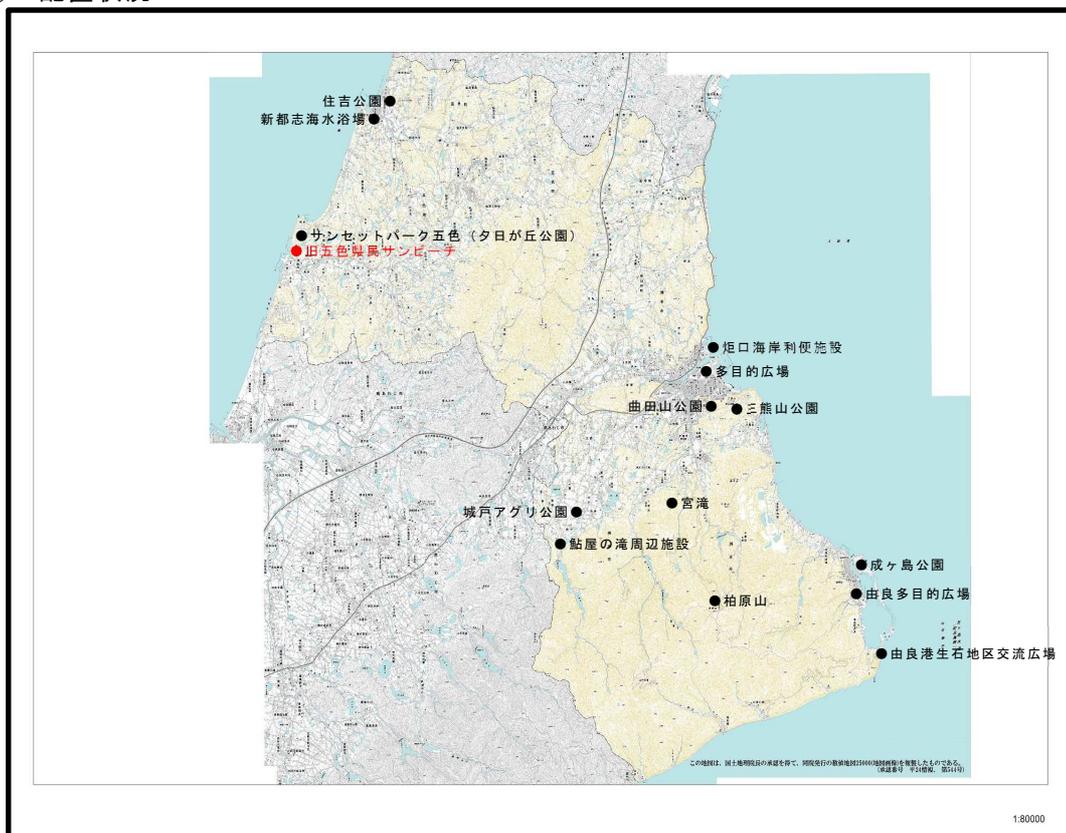
① 施設概要

施設名称
城戸アグリ公園、多目的広場、由良港生石地区交流広場、柏原山、宮滝、成ヶ島公園、曲田山公園、住吉公園、由良多目的広場、サンセットパーク五色（夕日が丘公園）、炬口海岸利便施設、三熊山公園、新都志海水浴場、 <u>旧五色県民サンビーチ</u> 、 <u>チ</u> 、鮎屋の滝周辺施設

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
15	27	1,583.91 m ²	21	46.1%

施設の役割等
市民や観光客が安心して山や海などの自然にふれられるための施設として、利便施設、トイレ、休憩所、店舗、管理棟等を設置している。

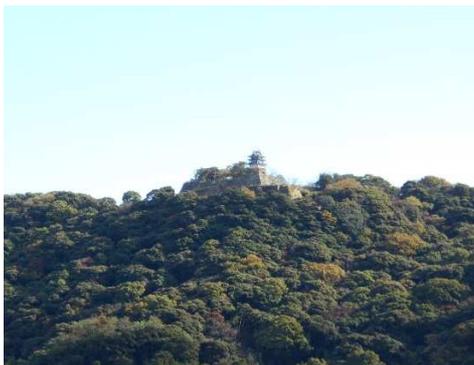
② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

- ・ 旧五色県民サンビーチ：公設の海水浴場は、令和3年3月に廃止した。今後、建物の譲渡・除却等を検討する。
- ・ その他の施設：適切に維持管理・修繕を行う。一部の施設について大規模改修を実施。

三熊山公園



新都志海水浴場



10 供給処理施設

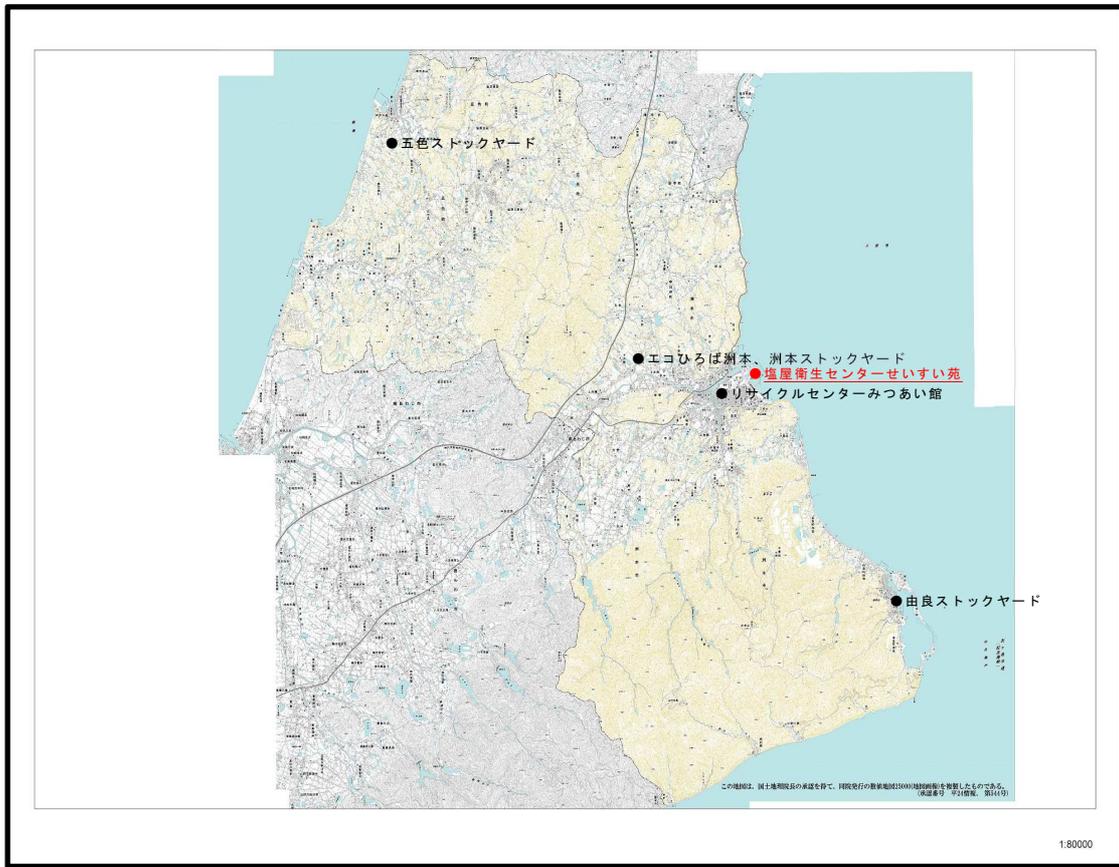
① 施設概要

施設名称
<u>塩屋衛生センターせいすい苑</u> 、リサイクルセンターみつあい館、エコひろば洲本（洲本ストックヤード倉庫）、エコひろば洲本（環境学習拠点施設）、洲本ストックヤード、由良ストックヤード、五色ストックヤード

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
7	11	4,251.06 m ²	8	45.1%

施設の役割等
<ul style="list-style-type: none">・塩屋衛生センターせいすい苑：市内の下水道が整備されていない地域のくみ取り便所のし尿や、浄化槽から発生する汚泥を処理する為の一般廃棄物処理施設「し尿処理場」である。・リサイクルセンター・ストックヤード：ごみの減量化に寄与するための施設。・エコひろば洲本：環境保全に関する学習及び情報発信の拠点施設。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

- ・塩屋衛生センターせいすい苑：令和3～4年度（2021～2022年度）から処理の一部のみを実施して、汚泥を脱水助燃剤化し、処理水を下水道施設へ放流する汚泥再生処理センターへ改修予定。
- ・その他の施設：適切に維持管理・修繕を行う。

塩屋衛生センターせいすい苑



リサイクルセンターみつあい館



11 その他

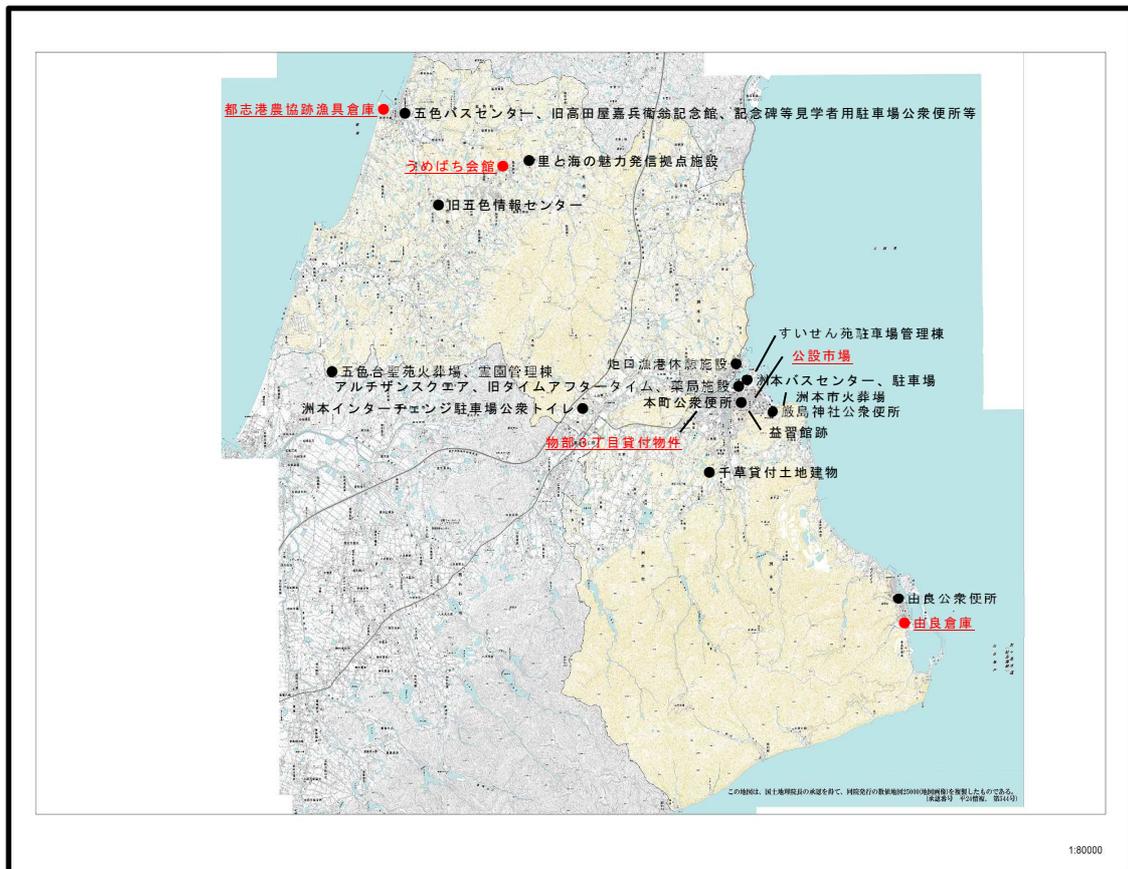
① 施設概要

施設名称
薬局施設、旧タイムアフタータイム、 <u>物部3丁目貸付建物</u> 、千草貸付土地建物、 <u>由良倉庫</u> 、旧高田屋嘉兵衛翁記念館、 <u>都志港農協跡漁具倉庫</u> 、 <u>うめばち会館（旧鮎原公民館）</u> 、旧五色情報センター、厳島神社公衆便所、本町公衆便所、由良公衆便所、高田屋嘉兵衛翁記念碑等見学者用駐車場公衆便所、旧高田屋嘉兵衛翁記念館便所、洲本市火葬場、五色台聖苑火葬場、五色台霊園管理棟、里と海の魅力発信拠点施設、アルチザンスクエア、 <u>公設市場</u> 、益習館跡、炬口漁港休憩施設、洲本バスセンター、五色バスセンター、洲本バスセンター前駐車場、すいせん苑駐車場管理棟、洲本インターチェンジ駐車場公衆トイレ

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
27	44	11,622.51 m ²	37	62.4%

施設の役割等
<ul style="list-style-type: none">・薬局施設：県立淡路医療センターに隣接して薬局が設置されていることで、市民を含めた受診者の利便増進が図られている。・洲本市火葬場及び五色台聖苑火葬場：公衆衛生その他公共の福祉の向上を図るための施設として設置している。・その他の施設：さまざまな用途で活用している施設や公衆便所等のほか、普通財産として貸し付けているものがある。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

- ・物部3丁目貸付建物、由良倉庫、都志港農協跡漁具倉庫、うめばち会館（旧鮎原公民館）及び公設市場：除却方針
- ・その他の施設：適切に維持管理・修繕を行う。一部の施設について大規模改修を実施。

炬口漁港休憩施設



洲本バスセンター



12 医療施設

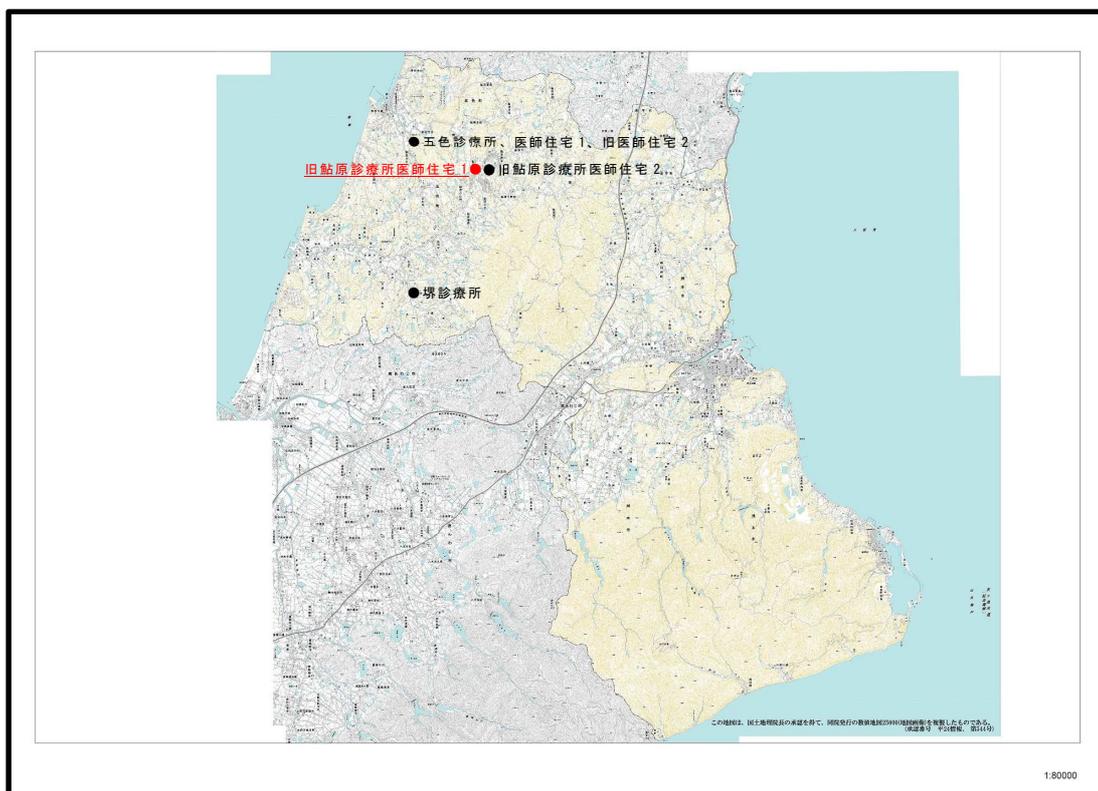
① 施設概要

施設名称
国民健康保険五色診療所、国民健康保険堺診療所、国民健康保険五色診療所・医師住宅1、旧国民健康保険五色診療所・医師住宅2、 <u>旧国民健康保険鮎原診療所・医師住宅1</u> 、旧国民健康保険鮎原診療所・医師住宅2

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
6	6	2,961.03 m ²	31	52.2%

施設の役割等
<ul style="list-style-type: none">・診療所：国民健康保険その他社会保険の主旨に基づく模範的な診療、国民健康保険事業の円滑な実施、介護保険法の主旨に基づく介護保険事業の円滑な実施、保健施設としての公衆衛生の向上及び増進、国民健康保険診療及び保健施設に関する研究、国民健康保険の健全な運営に貢献している。・医師住宅：過疎地域での医師確保のために必要な施設であるが、必要な医師数からすれば、全てをその目的で保持する必要はなく、一部他用途へ転換することは可能。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

- ・診療所：適切に維持管理・修繕を行う。
- ・五色診療所・医師住宅1：新たな医師確保に備え保持する方針。
- ・旧鮎原診療所医師住宅1：有償譲渡を検討。
- ・その他の医師住宅：貸し付けや他用途への転用を模索。

五色診療所



堺診療所



Ⅱ. インフラ資産

道路や橋梁をはじめ、市民の生活に必要不可欠となるインフラ資産については、将来にわたって発生する維持管理費を見据え、計画的かつ効率的な更新や予防保全型の改修を実施する。このため、施設類型ごとの長寿命化計画を策定し、整備内容の最適化に取り組むとともに、次の基本方針に基づき、安全の確保や将来の更新経費低減、コストの平準化を図る。

【インフラ資産の管理に関する基本方針】

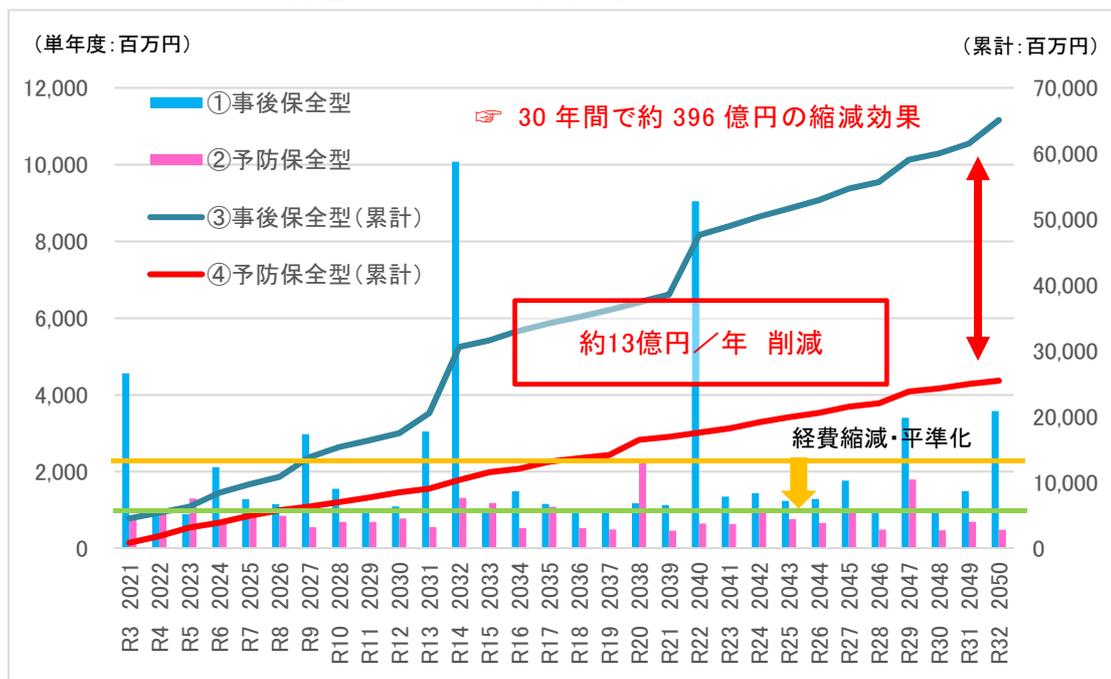
①点検・診断等

- ・各施設に対して、法令や点検基準に基づく定期点検を実施し、各施設の状態を的確に把握するとともに、対策の必要性を判断する。
- ・さらに、日常的な巡視等を実施することにより、異常の早期発見に努める。

②維持管理・修繕・更新等

- ・ライフサイクルコストの縮減が見込まれる施設については、劣化が比較的軽微な段階で対策を実施する予防保全型の維持管理を実施し、全体の維持管理・更新等経費の縮減を図る。
- ・また、各施設の劣化状況や重要度などに応じて対策の優先順位や実施内容を定め、計画的に修繕や更新を実施し、経費の平準化を図る。

【図 24-6】 事後保全型または予防保全型の維持管理・更新等経費の比較
(インフラ資産) (30年間) 【再掲】



③安全性の確保

- ・日常的な巡視や定期点検などにより施設の異常が発見された場合には、必要に応じて使用中止や応急措置等を施し、安全性の確保を図る。

④耐震化

- ・橋梁や下水道施設等について、耐震化の必要性を確認し、順次、対象施設の耐震化に取り組んでいく。

⑤長寿命化

- ・劣化の程度が軽微な段階で、適切に予防的な対策を実施する予防保全型の維持管理を行うことにより、施設の長寿命化を図る。

1 道路・橋梁

取組の方向性（管理に関する基本方針）

道路・橋梁は、利用者に利便性や快適性、安全性などを提供する重要な役割を担っており、主要な幹線市道の舗装率は一定の水準に達している。今後は定期的な点検や補修対策を適切に実施し、道路・橋梁の安全性を確保するとともに、計画的な修繕を行うことで長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図る。

【個別施設計画】

- ・舗装長寿命化修繕計画（平成 31（2019）年 3 月）
- ・橋梁個別施設計画（長寿命化修繕計画）（令和 2（2020）年 3 月）

2 農道・林道

① 取組の方向性（管理に関する基本方針）

農業や林業関係者など道路利用者との連携並びに日常的なパトロールによる状態確認や道路利用者からの通報等により把握した異常について、適宜必要な対応を行い、通行の安全性を継続的に確保する。

【個別施設計画】

- ・ 橋梁長寿命化計画（農道：上美南橋）（令和元（2019）年8月）

② 位置情報（林道）



3 港湾施設

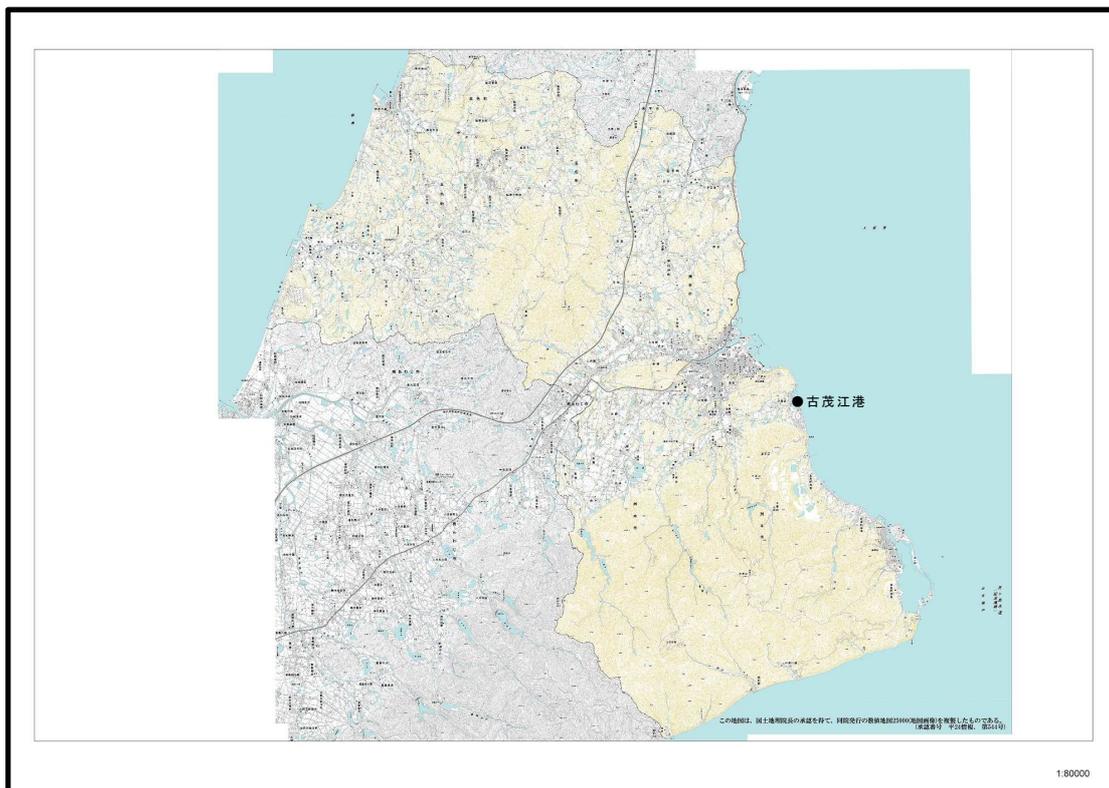
① 取組の方向性（管理に関する基本方針）

供用期間にわたって、施設を適切に維持することを目標とする。具体的には、施設の構造上の変状に対する計画的かつ適切な点検診断・維持補修を実施し、供用期間中のいずれにおいても要求性能を十分に確保する。

【個別施設計画】

- ・ 古茂江港維持管理計画書第3版（令和2（2020）年12月）

② 位置情報



4 漁港施設

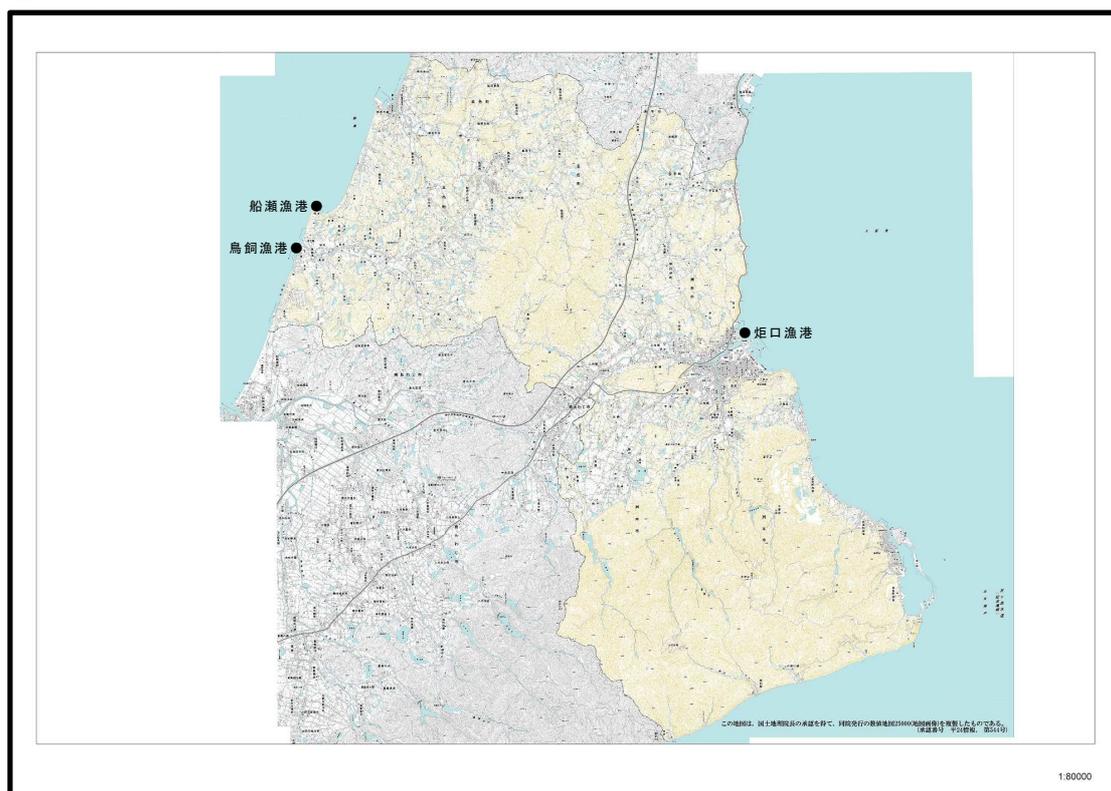
① 取組の方向性（管理に関する基本方針）

日常管理として、巡回時に陸上から目視できる範囲で変状の有無を確認するほか、台風や波浪等の悪天候後など緊急を要する場合に臨時点検を実施するとともに、漁港毎に策定している機能保全計画書に基づき、ライフサイクルコストの縮減や対策に必要な経費の平準化、優先順位などを考慮しつつ、計画的に維持修繕・改修等を進めていく。

【個別施設計画】

- ・ 炬口漁港機能保全計画書（平成 29（2017）年 2 月改定）
- ・ 船瀬漁港機能保全計画書（平成 31（2019）年 3 月）
- ・ 鳥飼漁港機能保全計画書（平成 29（2017）年 2 月改定）

② 位置情報



5 海岸保全施設

① 取組の方向性（管理に関する基本方針）

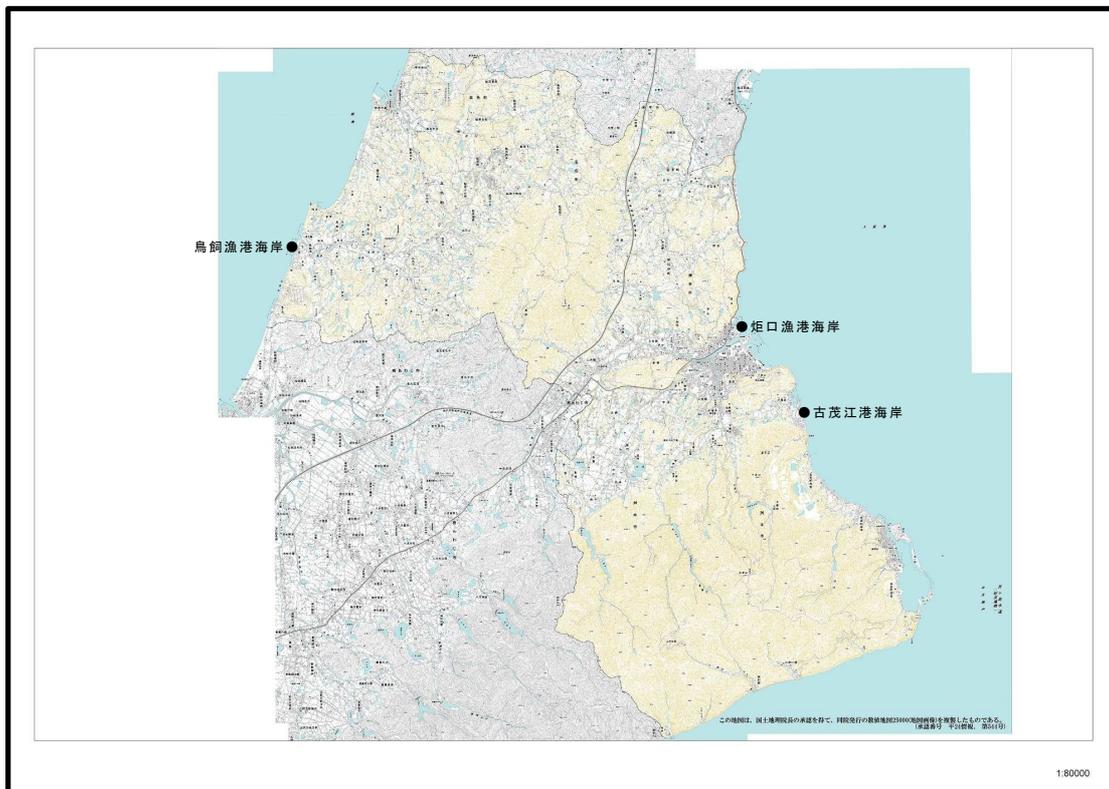
海岸保全施設の防護機能を、可能な限り長期間維持できるように、予防保全の考え方に基づいた適切な維持管理を行うことを目標とする。

なお、適切な維持管理の実施にあたっては、「海岸保全施設維持管理マニュアル」（平成30（2018）年5月）（最新：令和2（2020）年6月版）を参考として維持管理を行う。

【個別施設計画】

- ・ 炬口漁港海岸長寿命化計画書（平成31（2019）年3月）
- ・ 鳥飼漁港海岸長寿命化計画書（平成31（2019）年3月）
- ・ 古茂江港海岸長寿命化計画（平成31（2019）年3月）

② 位置情報



6 河川

取組の方向性（管理に関する基本方針）

巡視等により管理対象河川の現状を把握するとともに、災害の発生を抑制する適切な維持管理に努める。

※個別河川ごとの事業実施により対応

7 都市公園

① 施設概要

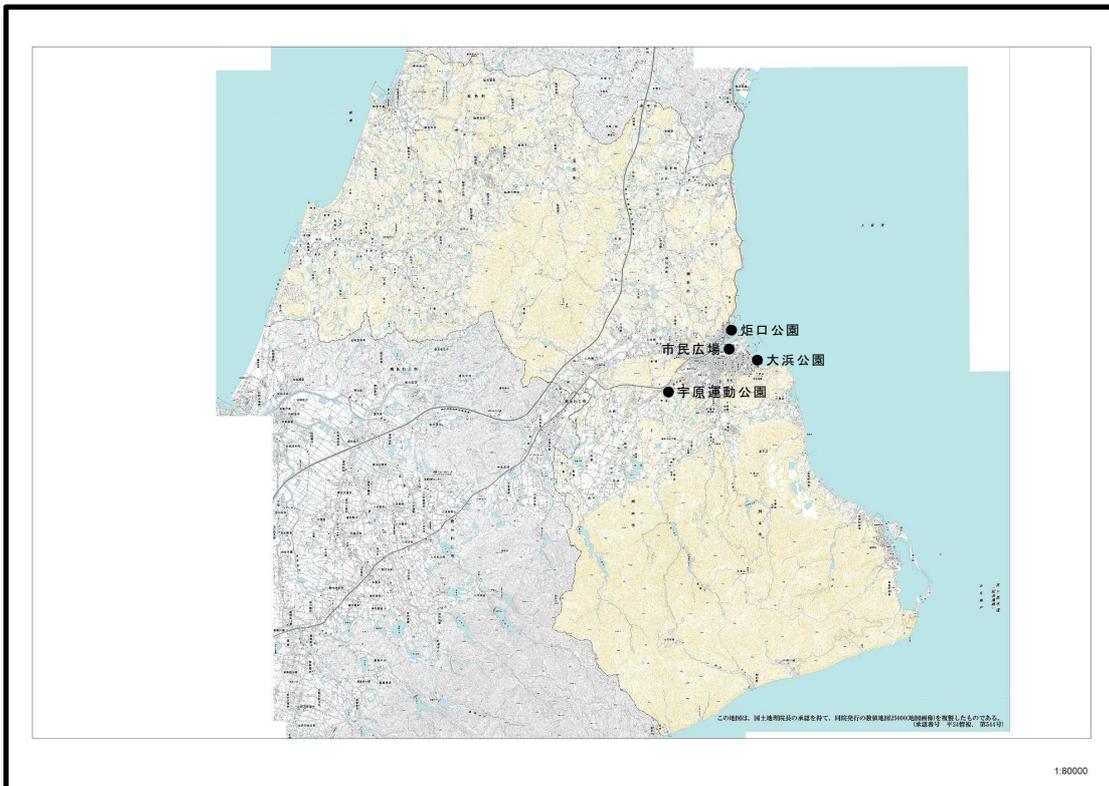
施設名称	
大浜公園、炬口公園、市民広場、宇原運動公園（スポーツ施設に計上）	

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
1	4	1,069.08 m ²	20	24.7%

※大浜公園にのみ施設あり

施設の役割等
<p>都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進により、良好な都市環境を提供することにより、幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となっている。</p> <p>中心市街地のにぎわいの場となる都市公園の整備や、地域の歴史的・自然的資源を活用した観光振興の拠点の形成等、地域間の交流・連携の拠点として、快適で個性豊かな地域づくりに貢献している。</p>

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

自然環境の保全と活用、景観づくり、地域活性化への貢献等を目指しながら、効率的で効果的な公園管理とニーズ把握を踏まえた施設・サービスの充実を図っていく。

8 下水道

(1) プラント施設

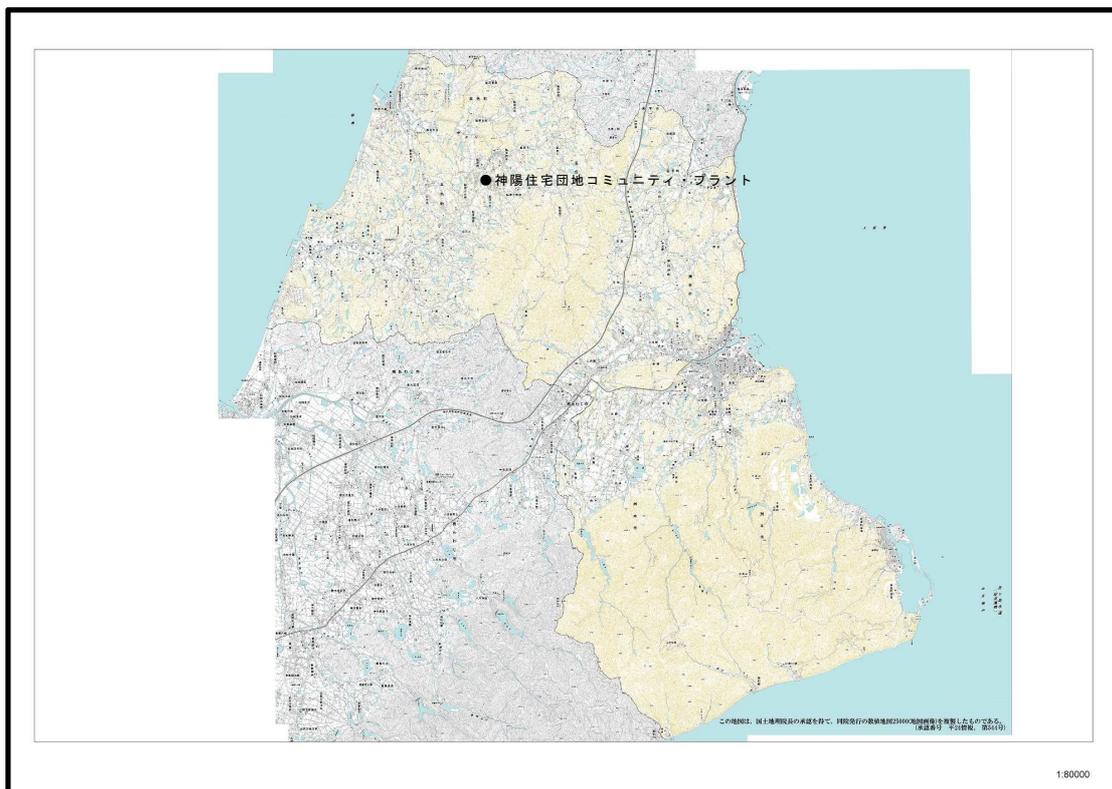
① 施設概要

施設名称	
神陽住宅団地コミュニティ・プラント	

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
1	1	319.31 m ²	24	64.8%

施設の役割等
五色町鮎原神陽地区住宅団地の生活排水を処理することで、周囲の環境が保全され、快適な生活が確保されている。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

- ・今後も適正な維持管理・修繕を行うとともに、大規模改修も行う。
- ・汚泥ポンプ、計装装置、制御盤などの設備・機器の更新及び長寿命化対策を実施する。

（２）下水道

① 施設概要

施設名称
（建物）洲本環境センター、五色浄化センター、洲浜ポンプ場、物部ポンプ場、中島ポンプ場、炬口ポンプ場、都志万歳ポンプ場、都志住吉ポンプ場 （工作物等）管渠等の管路施設、機械・電気設備等

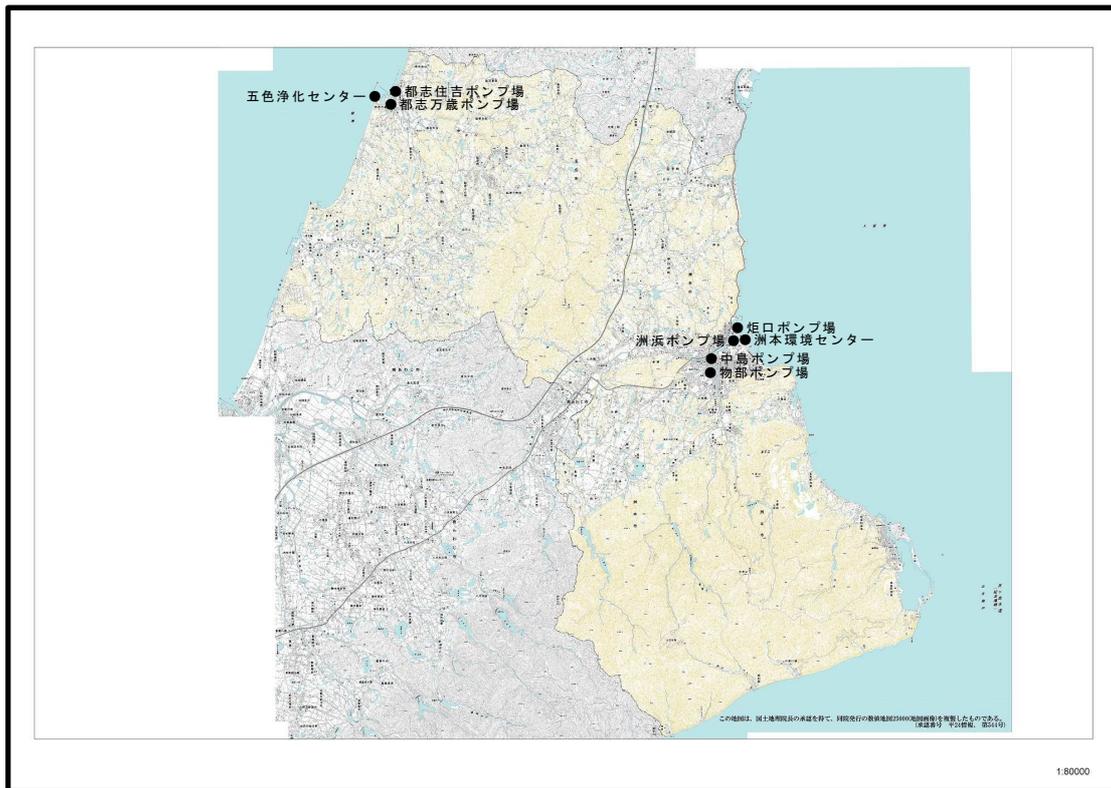
施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
8	16	7,599.08 m ²	21	9.4%（※）

※平成30（2018）年度に特別会計から公営企業会計に移行した。その際に、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」（総務省）や「地方公営企業法施行規則」（昭和27（1952）年総理府令第73号）に基づき、固定資産台帳を整備しており、その時点からの減価償却累計額を参照しているため、減価償却率が小さくなっている。

また建物だけでなく、構築物（管渠等含む）及び機械装置も含めて計算している。

施設の役割等
汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすことを目的としている。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

洲本市の公共下水道は、平成5（1993）年に供用開始されたことから、未だ管渠の耐用年数に達していない。今後、道路陥没が発生しやすいとされる布設後30年を経過する管渠が増えるため、計画的な維持管理が求められている。

このため、ストックマネジメント計画を策定し、管渠の更新・長寿命化等の効率化を図る。

【個別施設計画】

- ・（洲本処理区・都志処理区）下水道ストックマネジメント計画（令和3（2021）年3月）

[（参考）水道事業は、淡路広域水道企業団が「水道事業経営戦略（令和3（2021）年3月）」を策定](#)

(用語説明)

公共施設等	公共施設、公用施設、地方公共団体所有の建築物その他の工作物をいう。公民館、図書館、学校、庁舎など建物施設の他、道路・橋梁等の土木構造物、下水道管渠等も含む包括的な概念である。
公共施設	本計画では、公共施設等からインフラ資産を除いた資産と定義する。
インフラ資産	インフラストラクチャー（infra-structure）の略。本計画では、公共施設等のうち、道路・橋梁などの都市関連施設、下水道（管渠）などの公営企業会計施設をいう。
修繕	劣化した建築物等の性能・機能を、初期水準まで回復させること。
改修	劣化した建築物等の性能・機能を、初期水準を超えて改善すること。
大規模改修	建築物の外壁、屋根防水、建物付属設備（電気、空調、昇降機等）の改修や給排水管の更新等を行う大規模な改修のこと。
更新	老朽化に伴い機能が低下した公共施設を取り替え、同程度の機能に再整備すること。具体的には、大規模改修や施設の建替え及びインフラ資産の取り替え等のこと。
長寿命化	公共施設等を適切に修繕・改修し、耐用年数（寿命）を伸ばすこと。
再配置	公共施設等のあり方について、抜本的な見直しを行い、適正な配置及び効率的な管理運営を実現すること。
旧耐震基準	昭和 56（1981）年の法改正前の建築基準法による耐震基準のことで、中規模程度の地震（震度 5 強程度）を想定して規定されている。
新耐震基準	昭和 56（1981）年の法改正後は「新耐震基準」と言われており、震度 6 強～震度 7 の揺れでも即座に倒壊しないことを想定して規定されている。
普通会計	個々の地方公共団体で各会計の範囲が異なっており、財政比較等が困難なため、決算状況調査（決算統計）上用いる会計区分。公営企業会計を除いた、一般会計と特別会計によって構成されている。 本市では、一般会計に CATV 事業特別会計を加えたもの。
一般会計	地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。
特別会計	目的の決まった事業や資金運用に使う特定の税金や保険料等を一般会計と区別して管理するための会計。
公営企業会計	地方公営企業法を適用する法適用事業と、適用されない法非適用事業に分類される。本市では、介護サービス事業、駐車場事業、下水

	道事業及び土地取得造成事業が法適用事業に該当する。
一般財源	市民税等の地方税や地方交付税など、財源の用途が特定されておらず、どのような経費にも使用（充てることが）できる歳入。
地方交付税	<p>地方公共団体が、等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が地方に交付する税で、普通交付税と特別交付税に分かれる。</p> <p>国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税の一定割合並びに地方法人税の全額が法定され、国一般会計からの加算等を含め総額が確保されている。</p>
普通交付税	地方公共団体が合理的かつ妥当な行政を行うために必要な経費の不足額が交付される。
特別交付税	災害や予測できない事件など特別の行政需要に応じて交付される。
合併算定替	合併市町村の普通交付税においては、旧合併特例法により合併後10年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額が交付される。これを「合併算定替」といい、合併11年目から段階的に減らされ、16年目には純粹に一つの自治体として算定・交付される。
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標。低いほど財政運営に弾力性があり、政策的経費に使えるお金が多くあることを示している。人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費等のうちの経常的支出に充てられた市税、普通交付税等の経常一般財源の割合。
標準財政規模	地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる指標で、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、要援護高齢者、障害者などの生活維持や保育所での保育活動などに支出される経費。
公債費	公共施設等の建設等のために借り入れた借金（地方債）の元本及び、利息の償還費、一時借入金の利息。
普通建設事業費	道路、橋梁、学校、庁舎など、各種公共施設等の建設・改良事業に必要とされる投資的な経費。
形式収支	<p>出納閉鎖期日における、当該年度中に収入された現金と支出された現金の差額を表示したもの。</p> <p>形式収支＝歳入決算額－歳出決算額</p>

指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的に、法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定される。
包括的業務委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設管理を包括的に委託すること。
P P P	Public Private Partnershipの略。官民協働。アウトソーシングなどを含めた公共と民間のパートナーシップによる公共サービスの提供手法の総称。
P F I	Private Finance Initiativeの略。民間資金等活用事業。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し効果的かつ効率的に社会資本整備を図る事業手法のこと。
B O T	Build Operate Transferの略。民間事業者が施設等を建設し、維持管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式。
B T O	Build Transfer Operateの略。民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う事業方式。
B O O	Build Operate Ownの略。民間事業者が施設等を建設し、維持管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転せずに解体・撤去する事業方式。
D B O	Design Build Operateの略。P F Iに類似した事業方式の一つで、公共が資金調達し、建設、維持管理及び運営を民間に委託する事業方式。設計・施工、運営段階における金融機関によるモニタリング機能が働かない（働きづらい）点がP F Iと異なる。
コンセッション	コンセッション方式とは、高速道路、空港、上下水道などの料金徴収を伴う公共施設などについて、施設の所有権を発注者（公的機関）に残したまま、運営を特別目的会社として設立される民間事業者が行うスキームを指す。当該事業者は、公共施設利用者などからの利用料金を直接受け取り、運営に係る費用を回収するいわゆる「独立採算型」で事業を行う事になる。

サウンディング 型市場調査	土地・施設等の活用方法について民間事業者から広く意見、提案を求め、対話を通じて市場性等を把握する調査。
フルコスト	事務・業務に要する人件費、物件費、固定資産等の減価償却費など全費用を合算した費用。
ライフサイクル コスト	49ページを参照
ゾーニング	土地、地域、空間、施設等をテーマ・用途別に区画すること。

洲本市公共施設等総合管理計画

洲本市公共施設等マネジメント委員会

洲本市財務部行革推進室（事務局）

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

TEL 0799-22-3321（代）

URL <https://www.city.sumoto.lg.jp/>

■ 洲本市公共施設等再編整備検討委員会意見整理表

I 計画に記載

- ・新洲本市総合計画は「総合計画」という。
- ・洲本市公共施設等総合管理計画は「総合管理計画」という。
- ・洲本市公共施設等個別施設計画は「個別施設計画」という。

意見No.	開催日	対象	施設名称	主なご意見				
					総合管理計画 ページ数	記載	回答	内容
1	R3.5.10	全般		現総合管理計画の検証、評価に対する考えは。	43～45	○	○	【記載】 過去5年間の取組内容等を、「過去の実績、施設保有量の推移、有形固定資産減価償却率の推移」にて記載 【回答】 今回は5年間の取組の確認を行う。より詳しい検証等は個別施設計画見直し時と考えている。
2	R3.5.10	全般		総合管理計画の計画期間を15年から30年に延長する理由は。	7	○	○	【記載】 計画期間を30年間とし、10年ごとに前期、中期、後期に区分 【回答】 国の要請を踏まえ、財政負担の縮減・平準化に資することなどが理由。
3	R3.5.10	全般		現総合管理計画において、施設数、総床面積を30年で20%削減することを目標に掲げているが、延床面積は過去5年で増加している。達成可能か？	52～53	○	○	【記載】 公共施設に関する個別方針 方針2 施設数、延床面積を今後30年間で20%以上削減する。 【回答】 個別施設計画を実行できれば、現時点では可能と考えている。
4	R3.5.10	全般		市民の暮らしを守り、向上させる視点を踏まえて改訂して欲しい。	48	○		・全体方針 方針2 市民の暮らしを守る施設サービスを維持し、利便性を高める。
5	R3.5.10	全般		30年間で20%削減を視野に入れつつ、ハコモノを単純に削減するのではなく、多機能化やゾーニング等を取り入れて、市民の利便性を考慮しサステナブル(持続可能)な、楽しいまちづくりを進めて欲しい。	48、55	○		・全体方針 方針2 市民の暮らしを守る施設サービスを維持し、利便性を高める。 ・公共施設に関する個別方針 方針7 複数の施設を特徴のあるゾーニングエリアとして有効性を高める。

意見No.	開催日	対象	施設名称	主なご意見	総合管理計画			
					ページ数	記載	回答	内容
6	R3.5.10	全般		固定資産台帳が整理されているのであれば、決算統計値だけでなく減価償却費も含めたフルコスト情報を加味してはどうか。	17	○	○	<p>【記載】 現行の状況について、【表3】公共施設等の面積等に減価償却率を記載。</p> <p>【回答】 上記の他、収入や人件費を含めた施設別のフルコスト情報は、過去に作成した施設カルテにて示している。</p>
7	R3.5.10	全般		PPPやPFI等、民間の力を活用するとされている。施設の削減は否めないが、ここに暮らす市民がまちづくりに貢献できるチャンスだと思う。そういう取組みに期待している。	50、59	○		<p>・全体方針 方針5 PPP、PFI、指定管理者制度、業務委託、自治体間連携等の活用を図る</p> <p>・計画推進に関する実施方針 方針8 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p>
8	R3.8.3	全般		総合管理計画案の第一章「1. 背景と目的」に関して、市民等が楽しめるまちづくり、市民等の利便性を上げる、持続可能なまちづくり等の内容も盛り込んでおかないと、公共施設の削減の視点のみが強調されすぎないか。プラス面も目的に書き加えてはどうか。	2	○		<p>第1章「1. 背景と目的」に加筆 【旧】効率的な公共施設等のマネジメントを推進することにより、市民に対して安全・安心な施設サービスを将来にわたり提供するため、今後の公共施設等の維持管理・更新等に関する基本方針を定めることを本計画の目的とする。</p> <p>【新】効率的な公共施設等のマネジメントを推進するとともに、魅力、利便性等を向上させ、市民等に対して安全・安心な施設サービスを将来にわたり提供するため、今後の公共施設等の維持管理・更新等に関する基本方針を定めることを本計画の目的とする。</p>
9	R3.8.3	全般		総合計画の基本構想において、ゾーニングの記載がある。そのゾーニングと公共施設の配置とは、密接な関係があると思う。その関係がどうなっているのか。 縮減一辺倒ではなくて、総合管理計画には重点的に整備すべきものや充実させるべきものがあると思う。	55	○	○	<p>【記載】 ・公共施設に関する個別方針 方針7 複数の施設を特徴あるゾーニングエリアとして有効性を高める。</p> <p>【回答】 総合計画にある大きな概念のゾーンの中で、公共施設群の配置について一定の配慮をしていく。 総合管理計画で取り組む内容として、例えば、保育所の集約化については、個別施設計画と整合する形で集約するとともに、利便性を高めていくことになる。</p>
10	R3.8.3	全般		総合計画と総合管理計画にゾーニングについての記載があるが、現在、それに沿って進んでいるのか。コロナ禍ではあるが、景気はそれほど悪くないので、積極的に施設を利活用できるよう努めて欲しい。				

意見No.	開催日	対象	施設名称	主なご意見	総合管理計画			
					ページ数	記載	回答	内容
11	R3.8.3	全般		方針の中にプラスのイメージ、つまり30年後に子や孫がより豊かな生活を送ることをイメージできるような内容を入れて欲しい。 市民がこの総合管理計画を見たときに、将来の自分たちの生活に明るいイメージを持てるようにしてはどうか。	46	○		<p>第3章 公共施設等総合管理の方針 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</p> <p>【旧】市の公共施設等の現状や、将来の見通し、課題を踏まえ、今後の公共施設等の管理にあたっては、安全・安心を第一に考え、今ある資産を最大限有効活用しながら持続可能な施設管理・運営を行うことを基本的な考え方とする。</p> <p>【新】市の公共施設等の現状や、将来の見通し、課題を踏まえ、今後の公共施設等の管理にあたっては、安全・安心はもとより、市民が誇りと愛着を持ち、豊かで幸せな生活に資するものとなるよう、今ある資産を最大限有効活用しながら持続可能な施設管理・運営を行うことを基本的な考え方とする。</p>
12	R3.8.3	全般		毎年大きな災害が起きている。どの場所に残すのか、どの場所に新たに整備するのか、そういった視点も持って統廃合を進められるのか。	54	○		<p>・公共移設等の個別方針 方針5の説明文 複合化・集約化の手法を採用する際に、再配置も視野に入れ、地域の人口規模、利便性、アクセスの良さ、防災・減災、ゾーニング等を踏まえた適切な配置とする。</p>
13	R3.8.3	全般		複合化・集約化に関して、どうしても公共施設等の総合管理計画なので、公の施設同士の統廃合の議論が中心になってしまうが、市民の視点からは、施設の所有者が官か民かの違いはあまり重要ではない。官・民で同様の機能を有する施設が隣接する必要性は低いし、行政が必ずしもハコモノを持つ必要がない場合もある。複合化に際して利用者の目線で考えてほしい。	59	○		<p>・計画推進に関する実施方針 No.7 統合や廃止の推進方針 (略) ・機能移転、複合化、民間施設の利用、合築等も検討する。 (略)</p>
14	R3.10.13	全般		本計画策定の趣旨を踏まえ、市の財政状況について、しっかりと明示してはどうか。	13～15	○	○	<p>【記載】 3.財政状況(普通会計)の説明文に加筆。</p> <p>【回答】 財政状況の詳細については、令和2年度に策定した、「財政運営方針」及び「第2次行政改革実施方策」に記載。(第6回委員会の資料5)</p>

意見No.	開催日	対象	施設名称	主なご意見				
					総合管理計画 ページ数	記載	回答	内容
15	R3.10.13	上水道		水道事業についても記載してはどうか。	122	○	○	<p>【記載】 (参考)水道事業は、淡路広域水道企業団が「水道事業経営戦略(令和3(2021)年3月)」を策定</p> <p>【回答】 水道事業は、淡路広域水道企業団が実施しているため、参考として記載。</p>

II その他

意見No.	開催日	対象	施設名称	主なご意見	計画に記載または回答			
					総合管理計画 ページ数	記載	回答	内容
101	R3.5.10	学校		現計画では「公営住宅」と「学校施設」も対象施設に含まれている。学校関係施設が市有公共施設等の床面積の1/3程度を占めている状況において、今後の学校関係施設の再編が鍵になる。 しかし、いざ学校を統廃合しようとする大変厳しい状況となる。全体の議論の中に、学校施設の進捗状況を逐一、資料として入れて欲しい。			○	現在、「洲本市学校教育審議会」で議論されており、適宜報告する。
102	R3.8.3	学校		30年後の将来を見据えると、学校の配置がポイントとなる。それに付随して住宅や公園をどう配置するか。そういった視点を持って、まちづくりを進めて欲しい。			○	各種計画との整合を図りながら、公共施設の適正配置に努める。
103	R3.8.3	全般		公正、公平という観点でなく、有事の際に特別な配慮が必要な施設があるように思う。			○	市地域防災計画に基づき、土砂災害、浸水被害等を想定し、避難所が指定されている。ある地域に公共施設が無くなり、住民が困るといったことがないように、個別施設計画策定時においても、関係課と調整し配慮している。
104	R3.10.13	学校		学校施設について、聖域化することなく統廃合等を検討すべき。			○	学校教育審議会で検討中。
105	R3.10.13	市営住宅		人口減少に伴って公営住宅の再編も進んでいく。本市に住んでもらえるような仕組みを考えていく必要がある。			○	公営住宅等長寿命化計画に沿って対応していくが、市営住宅に加え空家等も有効活用しながら定住者を増やすための方策を今後も講じていく。
106	R3.10.13	市営住宅		公営住宅について、利便性の向上に努めて欲しい。				
107	R3.10.13	市営住宅		代替わりにより、不動産の処分を希望される市民が増えているように感じている。民間を含めた需給調整が可能ではないか。				
108	R3.10.13	全般		パブリックコメントの意見を多くいただけるようにしたい。委員として、市民の目に触れるよう取り組む。市も周知に努めて欲しい。			○	広報、ホームページ等でパブリックコメントを周知する。コメントの増につながるよう工夫する。

検討の背景

近年、社会情勢が著しく変化中、全国的にも本市においても、子どもの少子化の波に歯止めがかからない状況が続いている。
平成20年に洲本市学校教育審議委員会が設置され「洲本市の幼稚園、小・中学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方」等について審議を行い、報告書が作成された。その後、本市の子どもを取り巻く環境や地域情勢の変化などを背景に、本件について審議すべく、平成27年に再度、洲本市学校教育審議委員会が設置され、幼稚園3園を閉じることとなり現在に至る。
第1回の答申より12年が経過する中で、「幼稚園、小・中学校の小規模化」が加速している。来る「Society5.0」を生き抜くため、教育的な視点から少子化に対応した魅力と活力ある学校づくりのため、改めて「洲本市学校教育審議会」を設置し審議する。

幼稚園の就園、小・中学校の児童生徒推移状況

- (1) 幼稚園園状況
園児数は、昭和52年の501人から令和3年は43人(除く3歳児)に減少。市内在住の4~5歳児のうち8%が公立幼稚園に就園している状況。2園の定員215人に対し、就園児は56人(含む3歳児)定員充足率は26%となる。
- (2) 小学校の児童推移と学校規模
児童数は、昭和56年の4,860人をピークに令和3年で1,828人(ピーク時の37.6%)に減少。学級数も同様に161学級から115学級に減少。小規模化が進行し、全13校のうち1学年1学級の学校は10校で全体の7割強が小規模校となる。
- (3) 中学校の生徒推移と学校規模
生徒数は、昭和61年の2,437人をピークに令和3年で957人(ピーク時の39.3%)に減少。学級数も同様に68学級から40学級に減少。全5校のうち全学年1学級の学校は2校で、全体の4割を占める。

【定員に対する入園児】 (単位:人)

定員	2012年	2014年	2016年	2020年	2021年
洲本幼稚園	37	40	46	44	41
大野幼稚園	43.50%	47.10%	54.10%	51.80%	48.20%
合計	33	49	38	14	12
	25.40%	37.70%	29.20%	10.80%	9.20%
	70	89	84	58	53
	32.60%	41.20%	39.00%	27.00%	24.70%

【児童数】 ※各年度の園児数は、毎年5月1日現在数 (単位:人)

名称	1986年	1996年	2006年	2016年	2021年	2026年
洲一小	441	288	191	150	89	86
洲二小	519	274	205	182	135	83
洲三小	1,094	762	566	460	413	340
加茂小	345	318	255	212	218	223
大野小	558	539	476	374	339	310
由良小	397	285	182	96	82	72
中川原小	170	124	65	46	59	55
安乎小	134	140	110	85	85	72
都志小	220	163	111	84	65	64
鮎原小	232	224	331	141	128	75
広石小	98	91	86	104	72	55
鳥飼小	182	142	118	101	85	53
堺小	80	69	74	35	58	53
計	4,479	3,419	2,770	2,070	1,828	1,541

※各年度の児童数は、毎年5月1日現在数 ※2026年は見込み数

適正規模・適正配置

- ◇<基本的な考え方> (適正規模)
・教育上望ましい集団活動ができる教育環境を確保することが必要である。
・同一年齢で、複数の学級編制ができることにより、園児への教育効果が高まるとともに、先生同士での相談等が可能となり、互いに切磋琢磨することが指導力向上につながる。
・本市に公立幼稚園が2園あるが、今後充足率を高める社会情勢にないとする。
(適正配置)
・少子化が進み効率的な施設の運営と経営が必要とされている中、認定こども園を含め、私立を含めた他の幼保施設との連携と共存が求められる。
・現状では1園が望ましいが、私立を含む認定こども園等の就園状況等により、0園とすることも考えられる。
・適正配置に向けた整備には、通園時等の園児の安全と近隣の住環境を考慮し、保護者が利用する園児送迎用駐車場の確保など、保護者等の意見にも配慮することが望ましい。

【定員・充足率(令和3年度)】 (単位:人、%)

名称	定員	3歳児	4歳児	5歳児	合計	就園率
洲本幼稚園	85(20-30-35)	12	18	11	41	48.2%
大野幼稚園	130(60-70)	-	6	6	12	9.2%
合計	215(577人)	12	24	17	53	24.7%
充足率		60%	26.6%	35.2%	16.1%	

※対象人口、入園児数は5月1日現在

【生徒数】 ※対象人口、入園児数は5月1日現在 (単位:人)

名称	1986年	1996年	2006年	2016年	2021年	2026年	2031年
洲浜中	652	309	194	176	179	137	121
青雲中	964	822	595	504	494	465	429
由良中	279	146	94	58	39	38	34
中川原中	73	60	32	-	-	-	-
安乎中	59	78	53	38	37	41	29
五色中	410	352	330	313	208	201	147
計	2,437	1,767	1,298	1,089	957	882	760

※各年度の生徒数は、毎年5月1日現在数 ※2026年以降は見込み数

基本課題

- 【幼稚園の課題】
○子ども同士で切磋琢磨する機会が減っている。
○人間関係が固定化し、教育上望ましい集団活動に支障をきたす。
○小学校入学時の「小1プロブレム」が問題となる。
○少子化が進み、効率的な経営が必要とされる中で、私立を含む幼保施設との連携と共存が求められる。

- 【小・中学校の課題】
○集団のなかで、多様な考え方に触れる機会や切磋琢磨する機会が少ない。
○体育・音楽などの集団学習や集団行事を適切に行えない。
○児童生徒数・職員数が少ないため多様な学習形態をとりにくい。
○クラス替えが出来ないことから、人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
○学校行事や児童会活動などにおける役割、位置づけが固定化されやすい。
○部活動の設置が限定され、選択の幅が狭い。
○PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きい。等

小学校

- ◆適正規模 [各学年で複数学級を理想とする]
- ◆適正配置 [長期的かつ全市的な視点に立った上で、可能な限り適正規模が確保できる学校配置に努めることが必要である。子どもたちのより良い教育環境づくりを最優先にすることからも、児童数の推移など注視していく必要がある。特に、複式学級となることが予測される場合、統合等の検討に入る]

- ◇<基本的な考え方> (適正規模)
・多様な人間関係を通して、社会性を養うとともに、自らの個性や能力を伸ばさせることが期待できる学校規模。
・児童間の人間関係の固定化を防ぐことができ、児童の活力の増進と学校の活性化を図ることができる学校規模。
・集団活動等において、切磋琢磨の機会が与えられ、学習意欲や競争心などを高めるのに適した学級規模。
・教科研究に基づく授業改善や、教科担任の専任配置、さらには特別活動の選択幅が広がる学級規模。
・多くの教職員で校務を分担でき、組織的・機能的な運営が可能であり、教職員間での研修・研究が行いやすく、教職員の資質向上につながる学級規模。
(適正配置)
・どの地域に居住していても、可能な限り等しい教育を受けることができるよう、学校規模、通学距離等、地域によって著しい格差が生じることがないようにすること。
・子どもたちの教育環境の充実を最優先とした上で、地域の実態や特色に応じた学校づくりに配慮すること。
・学校は文化面、防災面あるいは住民の諸活動において、地域の拠点となる施設でもあり、保護者や地域と密接な連携を保つことが不可欠であるため、各地域コミュニティと良好な関係を構築できるよう配慮すること。
・災害に対する児童の安全・安心の確保及び地域の防災拠点として、災害に対する機能強化を図る必要がある。
・将来あるべき姿を視野に、学校施設の充実や通学路の安全確保に伴う施設整備など、計画的な事業実施と併せて、適正配置に努めること。
・義務教育学校等の新設計画も視野に入れ、適正配置に努めること。

中学校

- ◆適正規模 [各学年で複数学級を理想とする]
- ◆適正配置 [適正規模の確保が困難である場合には、将来を見据え、(旧)洲本地区での1校再編について検討が必要である。その際には、情勢にもより段階的に1校とすることも考慮されたい。]

- ◇<基本的な考え方> (適正規模)
・クラス替えを契機として子どもたちが意欲を新たにすることができるため、1学年2学級以上となる規模。
・人間関係を築くための集団活動が行えるとともに、人間関係に配慮した、良好な教育環境を与えるための「クラス替え」が可能な学級規模。
・集団活動等において、切磋琢磨する環境が作られ、学習意欲や競争心などを高めるのに適した学級規模。
・多くの教職員によって校務を分担でき、組織的・機能的な運営が可能であり、教職員間での研修・研究が行いやすく、教職員の資質向上につながる学級規模。
(適正配置)
・学校が地域で果たしてきた役割や地域事情を十分に配慮し、生徒数や学級数の将来推計、学校の小規模化による問題点を、保護者、地域住民などと十分に協議し、適正配置の必要性の共通理解と協力を得て進めること。
・校区の変更は、通学距離・通学時間、安全確保、主要幹線道路や河川等の地理的条件、自治会区域との整合性等、地域とのつながりなどを考慮すること。
・遠距離通学については、スクールバスの運行など、通学手段の確保を検討すること。
・校区に不都合が生じる場合にあっては、関係者の意向も尊重しながら弾力的な運用に努めること。
・将来あるべき姿を視野に、学校施設の充実や通学路の安全確保に伴う施設整備など、計画的な事業実施と併せて、適正配置に努めること。
・学校再編等には、新設計画も視野に入れ、適正配置に努めること。
・義務教育学校等の新設計画も視野に入れ、適正配置に努めること。

閉園後、再編等を行った場合における跡地の利活用

- ◆幼稚園
<基本的な考え方>
子育てや児童の健全育成を支援する「放課後児童クラブ(健康福祉部所管)」や「放課後子ども教室(教育委員会所管)」などの施設としての利活用が望ましいが、子どもだけではなく、地域の高齢者が老人大学などに利用できるなど複合的な施設として幅広く活用することも考えられる。
- ◆小・中学校
<基本的な考え方>
・洲本市の長期的なまちづくりの方向性を考えるなかで、公共施設の適正配置に取り組んでいることから、行政目的での活用が見込まれない場合は、売却を基本に民間事業者等による活用も考えられる。その場合には、起業・創業への支援や企業誘致の促進などが、新洲本市総合戦略においても示されており、洲本市の強みを活かした産業の集積や企業誘致、雇用の促進など、地域産業の振興につながるものであることが望ましい。
・学校施設は、地域の身近な公共施設として利用されてきたことから、地域組織等によって、維持管理できる範囲において地域コミュニティの活性化に資する利活用も考えられる。

【パブリックコメント用】

洲本市公立学校における適正規模・適正配置について（答申案）

洲本市公立学校における適正規模・適正配置について（答申案）

I はじめに

近年、ICT化やグローバル化の進展に伴い、社会情勢が著しく変化する中、全国的に少子化の波に歯止めがかからない状況が続いている。加えて、2019（R元）年末に発生した新型コロナウイルスは、日本のみならず世界の人々の生活様式を一変させると共に、先行き不透明な時代に拍車をかけている。そのような中、来たる「Society 5.0（超情報化社会）」を意識し、少子化に対応した魅力と活力ある教育環境のあり方を検討していかなければならない時にきている。

2008（H20）年7月に洲本市教育委員会の要請により、洲本市学校教育審議委員会が設置され、「洲本市の幼稚園、小・中学校における適正規模・適正配置についての基本的な考え方」等について審議を行い、2009（H21）年3月に報告書が作成された。

その後、本市の子どもたちを取り巻く環境や社会情勢の変化などを背景に、本件について審議すべく、2015（H27）年11月に再度、洲本市学校教育審議委員会が設置され、様々な観点から慎重に審議を重ね、幼稚園を3園閉じることとなり現在に至っている。第1回の答申より12年が経過する中で、「幼稚園、小・中学校の小規模化」が加速している。

洲本市教育委員会においては、文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を参考に、課題とその対応策について検討が行われた。そして、超情報化社会を生き抜くため、教育的な視点から少子化に対応した魅力と活力ある学校づくりのため改めて「洲本市学校教育審議会」を設置し審議すると共に、市民意見（パブリックコメント）を募集しご意見をいただくこととした。これらを踏まえ、子どもたちにとってどのような教育が理想であるのかの視点に立ち、第2期洲本市教育振興基本計画の実現に向け、より良い教育環境を整えるため「洲本市公立学校における適正規模・適正配置」について調査・審議し、答申案としてまとめる。

本審議会報告書でまとめた考え方が、未来の洲本そして日本・世界を担っていく子どもたちにとって、より良い教育環境をめざす羅針盤となることを期待するものである。

<目次>

1	国や洲本市の動態	
	(1) 国の動態	3
	(2) 洲本市の動態	3
2	幼稚園の適正規模・適正配置について	
	(1) 就園状況	3
	(2) 審議経過	4
	(3) 重点事項	4
	(4) 基本的な考え方	4
	(5) 跡地の利活用	5
3	小学校の適正規模・適正配置について	
	(1) 児童数の推移	5
	(2) 小学校の規模	5
	(3) 通学・校区の現状	6
	(4) 審議経過	6
	(5) 重点事項	8
	(6) 規模別学級編制の考察	8
	(7) 基本的な考え方	8
	(8) 跡地の利活用	9
4	中学校の適正規模・適正配置について	
	(1) 生徒数の推移	9
	(2) 中学校の規模	10
	(3) 通学・校区の現状	10
	(4) 審議経過	11
	(5) 重点事項	12
	(6) 規模別学級編制の考察	12
	(7) 基本的な考え方	12
	(8) 跡地の利活用	13
	資料	14
	1 洲本市学校教育審議会について	
	① 審議経過	

1 国や洲本市の動態

(1) 国の動態

年少人口は、1980年代初めの2,700万人から減少を続け、2015(H27)年には1,500万人台となり、この様な背景の下、小中学校が過度に小規模化し、集団の中で多様な考え方に触れる機会が少なくなることや、運動会、音楽活動等の集団教育活動に制約が生じるなどの教育条件への影響が出ることが懸念されている。

さらに、三世代同居の減少、共働きや一人親世帯の増加、世帯当たりの子どもの数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まり、学校が小規模であることに伴う課題が、一層顕在化しているとの指摘がある。

(2) 洲本市の動態

本市の人口は、国勢調査の結果では、1985(S60)年の55,048人から減少を続け、2015(H27)年では、44,258人と19.6%減少している。年代別では、年少(0~14歳)人口は減少を続け、人口割合からみて1985(S60)年の20.1%(11,063人)から2015(H27)年の11.7%(5,168人)に減少している。2015(H27)年に策定した「人口ビジョン」を含む「洲本市総合戦略」によれば、今後、人口減少対策等を加味しない場合に想定される「趨勢人口」は2060(R42)年によると、人口が19,810人程度にまで減少することが予測されている。

また、市立小・中学校の児童生徒数は1989(H元)年6,340人(小4,146 中2,194)から2021(R3)年2,785人(小1,828 中957)の43.9%まで減少している。今後も少子化が予想されることから、この傾向は続くものと見込まれる。

2 幼稚園の適正規模・適正配置について

(1) 就園状況

ア 幼稚園の園児数は、1977(S52)年の496人をピークに減少を続け、2010(H28)年で143人となり、2園に統合の答申を受ける。

イ 保育ニーズの高まりと「認定こども園なのはなこども園」開設に伴い、2019(H31)年3月31日をもって、3幼稚園(第一・第三・加茂)を閉園する。

ウ 2021(R3)年、3歳児12人(洲本のみ)、4歳児24人、5歳児17人の計53人が通園している。

【定員に対する入園児】

(単位：人、%)

	定員	2012年	2014年	2016年	2020年	2021年
洲本幼稚園	85	37	40	46	44	41
		43.5%	47.1%	54.1%	51.8%	48.2%
大野幼稚園	130	33	49	38	14	12
		25.4%	37.7%	29.2%	10.8%	9.2%
合計	215	70	89	84	58	53
		32.6%	41.2%	39.0%	27.0%	24.7%

※各年度の園児数は、毎年5月1日現在数

(2) 審議経過

洲本市学校教育審議会において、現状について共通理解を図り、課題について審議した。

①現状及び課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none">● 市内には公立幼稚園2園、公立認定こども園1園、私立幼稚園1園、公立保育所(園)8園、私立認定こども園3園がある。● 公立幼稚園においては、定員の半分も満たしていない。● 4歳児・5歳児の両学級が複数となる公立幼稚園は、0園である。● 保育ニーズの高まり（R元年10月保育料無償化）と少子化から、今後とも幼稚園を入園希望する園児が減少すると予想される。	<p>(少子化・小規模化)</p> <ul style="list-style-type: none">● 子ども同士で切磋琢磨する機会が減っている。● 人間関係が固定化し、教育上望ましい集団活動に支障をきたす。● 小学校入学時の「小一プロブレム」が問題となる。(少人数クラスから多人数クラスへのストレス) <p>(幼保施設間の連携)</p> <ul style="list-style-type: none">● 少子化が進み効率的な経営が必要とされる中で、私立を含む幼保施設との連携と共存が求められる。

(3) 重点事項

児童にとってどのような教育環境が理想であるかの視点に立ち、児童や保護者・地域の思いを重要視していかなければならない。児童が新たな教育環境に順応でき、新しい人間関係が築けるよう配慮しながら取り組んでいくことが大切である。

(4) 基本的な考え方

[適正規模]

同一年齢で複数学級を理想とする。

ア 少人数では、人間関係や遊びの経験が固定化しやすいため、教育上望ましい集団活動が実施できる教育環境を確保することが必要である。

イ 同一年齢で複数の学級編制ができることにより、園児同士の様々な人間関係が形成でき、園児への教育効果が高まるとともに、同一年齢学級の先生同士での相談等が可能となり、互いに切磋琢磨することが指導力の向上につながる。

ウ 本市に公立幼稚園が2園あるが、今後充足率を高める社会情勢にないとする。

[適正配置]

1園とすることが望ましい。

ア 少子化が進み効率的な施設の運営と経営が必要とされている中、認定こども園を含め、私立を含めた他の幼保施設との連携と共存が求められる。

イ 現状では、1園が望ましいが、私立を含む認定こども園等の就園状況等により、0園とすることも考えられる。

ウ 適正配置に向けた整備には、通園時等の園児の安全と近隣の住環境を考慮し、保護者が利用する園児送迎用駐車場の確保など、保護者等の意見にも配慮することが望ましい。

(5) 跡地の利活用

子育てや児童の健全育成を支援する「放課後児童クラブ（健康福祉部所管）」や「放課後子ども教室（教育委員会所管）」などの施設としての利活用が望ましいが、子どもだけではなく、地域の高齢者が老人大学などに利用できるなど複合的な施設として幅広く活用することも考えられる。

3 小学校の適正規模・適正配置について

(1) 児童数の推移

小学校の児童数は、1981（S56）年4,860人、161学級（特別支援学級11学級を含む）をピークに、2021（R3）年1,828人、115学級（特別支援学級22を含む）となり、児童数は率にして37.6%まで減少している。

【児童数】

（単位：人）

名称	1981年	1986年	1996年	2006年	2016年	2021年	2026年
洲一小	528	441	288	191	150	89	86
洲二小	610	519	274	205	182	135	83
洲三小	1,226	1,094	762	566	460	413	340
加茂小	359	345	318	255	212	218	223
大野小	510	558	539	476	374	339	310
由良小	541	397	285	182	96	82	72
中川原小	141	170	124	65	46	59	55
安乎小	145	134	140	110	85	85	72
都志小	198	220	163	111	84	65	64
鮎原小	215	232	224	331	141	128	75
広石小	94	98	91	86	104	72	55
鳥飼小	214	182	142	118	101	85	53
堺小	71	80	69	74	35	58	53
計	4,860	4,479	3,419	2,770	2,070	1,828	1,541

* 1981（S56）年時、上灘小5、畑田分校1、中津川分校2の計8人在籍
1995（H7）年より休校となり、由良小学校区に編入

* 各年度の児童数は5月1日現在数。2026（R8）年は、推計数（転出入等、加味せず）

(2) 小学校の規模

「学校教育法施行規則」において、小・中学校とも12学級以上18学級以下が標準とされている。つまり、小学校において12学級以上18学級以下を適正規模と捉え、これが確保される学校配置に努めることが必要とある。

現在小学校では、1981（S56）年150学級（通常学級）から57学級減となり全体的に小規模化が進行している。また、1学年1学級の学校は、10校で全体の76.9%を占めている。

【小学校規模】

*学校名と（ ）内は特別支援学級を除く学級数

学校規模	過少規模校	小規模校	適正規模校		大規模校
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30
1981 (S56)年	上灘(2) 畑田分校(1) 中津川分校(1)	中川原(6) 安乎(6) 都志(6) 鮎原(6) 広石(6) 鳥飼(6) 堺(6)	洲一(14) 洲二(17) 加茂(11) 大野(16) 由良(15)		洲三(31) *31学級 以上は、過 大規模
2016 (H28)年	中川原(4) 堺(4)	洲一(6) 洲二(7) 加茂(8) 由良(6) 安乎(6) 都志(6) 鮎原(6) 広石(6) 鳥飼(6)	洲三(16) 大野(13)		
2021 (R3)年	0	洲一(6) 洲二(6) 加茂(8) 由良(6) 中川原(6) 安乎(6) 都志(6) 鮎原(6) 広石(6) 鳥飼(6) 堺(6)	洲三(13) 大野(12)		

*学級数は、5月1日現在の通常学級数。

*1981（S56）年は、旧洲本市旧五色町時。

*学校規模は、旧文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」（S59年）による。

（3）通学・校区の現状

通学距離は「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、小学校は概ね4km以内とされている。

また、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（H27年）において、適切な交通手段が確保できる場合、概ね1時間以内を目安とし、各市町村において地域の実情や児童の実態に応じて判断を行うことが適当であるとされている。

（4）審議経過

洲本市学校教育審議会において、現状について共通理解を図り、課題について審議した。

①現状及び課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 市内には小学校13校がある。 ● 10校は、全学年が単学級編制 ● 1校は、1・3年生が2学級編制 ● 2校は、全学年が複数学級編制 <p>今後も少子化により、児童数の減少が懸念される。(5年後の児童数1,541人と推定され、現在の1,828人の84.3%になると予想される。)</p>	<p>(学習面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集団の中で、多様な考え方に触れる機会、切磋琢磨する機会が少ない。 ● 体育、音楽などの集団学習や集団での行事を適切に行えない。 ● 児童数・職員数が少ないため、多様な学習・指導形態をとりにくい。 <p>(生活面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● クラス替えが出来ないことから、人間関係や相互の評価が固定化しやすい。 ● 学校行事や児童会活動などにおける役割、位置づけが固定化されやすい。 ● 社会性やコミュニケーション能力を身につけにくい。 ● 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる。 <p>(運営面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた配置が行えない。 ● PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きい。

②小規模校及び適正規模・大規模校の長所と短所

学校規模		小規模校	適正規模・大規模校
人間関係・生活環境面	長所	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども同士の間関係が深まりやすい。 ・子どもたちが先生と親しみやすい。 ・縦割り活動がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの友だちや先生と出会い、人間関係が豊かになる。 ・クラス替えがしやすいことから、豊かな人間関係が図られやすい。
	短所	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えが困難なことから、人間関係が固定化されやすい。 ・学習コミュニティー（集団）の数が限られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団が大きいので一人ひとりが活躍できる機会が少なくなる。
教育・学習環境面	長所	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事、特別活動などで、一人ひとりの子どもの活躍の場が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども同士の間関係が広がり、いろいろな考え方や見方を学ぶことができる。
	短所	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動場、体育館等の一人当たりの面積が狭くなる。

(5) 重点事項

学校は「子どもたちの未来を育む大切な教育の場所」であり、身近な公共施設として、防災の面はもちろんのこと、地域（住民）とを結びつける中核施設として重要な役割を果たしている。そのため、学校関係者、保護者、地域住民及び行政が将来を見据えて学校や地域の課題を考えていくことが重要である。子どもたちは地域によって育てられている、という視点を大切にしながら、より良い教育環境が整備されるように取組みを進めていくことが大切である。

(6) 規模別学級編制の考察

- ① 1～5学級：複式学級が存在する。
- ② 6学級：クラス替えができない。
- ③ 7～8学級：全学年ではクラス替えができない。
- ④ 9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる。
- ⑤ 12～18学級：学校教育法施行規則での標準学級数

(7) 基本的な考え方

【適正規模】

各学年で複数学級を理想とする。

- ア 多様な人間関係を通して、集団のルールを学び、社会性を養うとともに、自らの個性や能力を伸ばさせることが期待できる学校規模であること。
- イ 児童間の人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童の活力の増進と学校の活性化を図ることができる学校規模であること。
- ウ 学級や学年間の集団活動等において、切磋琢磨の機会が与えられ、学習意欲や競争心などを高めるのに適した学級規模であること。
- エ 教科研究に基づく授業改善や、教科担任の専任配置、さらには特別活動の選択幅が広がる学級規模であること。
- オ 学校運営面においては、多くの教職員によって校務を分担できるので、組織的・機能的な運営が可能であること。また、教職員間での研修・研究が行いやすく、教職員の資質向上につながる学級規模であること。

【適正配置】

長期的かつ全市的な視点に立った上で、可能な限り適正規模が確保できる学校配置に努めることが必要である。子どもたちのより良い教育環境づくりを最優先にすることからも、児童数の推移など、今後の状況については、注視をしていく必要がある。特に、複式学級（注1：隣接学年14人以下、1・2年生は8人以下）となることが予測される場合、統合等の検討に入る。

- ア 児童は、市内どの地域に居住していても、可能な限り等しい教育を受けることができるよう、その教育環境を整えることが望まれる。したがって、学校規模、通学距離等、地域によって著しい格差が生じることがないようにすること。
- イ 子どもたちのより良い教育環境の充実を最優先するなかで、地域の実態や特色に応じた学校づくりができるよう配慮すること。

ウ 学校は文化面、防災面あるいは住民の諸活動において、地域の拠点となる施設でもある。また、学校は保護者や地域と密接な連携を保つことが不可欠であることから、各地域コミュニティと良好な関係を構築できるよう配慮すること。

エ 地震、津波等の災害に対する児童の安全・安心の確保及び地域の防災拠点として、学校施設の災害に対する機能強化を図る必要がある。

オ 将来あるべき姿を視野に、学校施設の充実や通学路の安全確保に伴う施設整備など、計画的な事業実施と併せて、適正配置に努めること。

カ 義務教育学校等の新設計画も視野に入れ、適正配置に努めること。

(注1) 隣接学年児童数が14人(1・2年生は8人)以下の場合、複式学級編制)

(注2) 義務教育学校：小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校

(8) 跡地の利活用

ア 洲本市の長期的なまちづくりの方向性を考えるなかで、公共施設の適正配置に取り組んでいることから、行政目的での活用が見込まれない場合は、売却を基本に民間事業者等による活用も考えられる。その場合には、起業・創業への支援や企業誘致の促進などが、新洲本市総合戦略においても示されており、洲本市の強みを活かした産業の集積や企業誘致、雇用の促進など、地域産業の振興につながるものであることが望ましい。

イ 学校施設は、地域の身近な公共施設として利用されてきたことから、地域組織等によって、維持管理できる範囲において地域コミュニティの活性化に資する利活用も考えられる。

4 中学校の適正規模・適正配置について

(1) 生徒数の推移

中学校の生徒数は、1986(S61)年2,437人、68学級(特別支援5学級を含む)をピークに減少を続け、2021(R3)年957人40学級(特別支援9学級を含む)となっている。生徒数は率にして39.3%まで減少している。

【生徒数】

(単位：人)

名称	1986年	1996年	2006年	2016年	2021年	2026年	2031年
洲浜中	652	309	194	176	179	137	121
青雲中	964	822	595	504	494	465	429
由良中	279	146	94	58	39	38	34
中川原中	73	60	32	—	—	—	—
安乎中	59	78	53	38	37	41	29
五色中	410	352	330	313	208	201	147
計	2,437	1,767	1,298	1,089	957	882	760

*各年度の生徒数は5月1日現在。2026(R8)2031(R13)年は、推計数(転出入等は、加味せず)

*2011(H23)年より、中川原中学校区は洲浜中学校区に編入

(2) 中学校の規模

「学校教育法施行規則」において、小・中学校とも12学級以上18学級以下が標準とされている。つまり、中学校においても12学級以上18学級以下を適正規模と捉え、これが確保される学校配置に努めることが必要とある。

現在学級数は、1986（S61）年63学級（通常学級）から32学級減少し、適正規模校が1校となり、小規模化が進行している。また、1学年1学級の学校は、2校で全体の4割を占めている。

【中学校規模】 *学校名と（ ）内は特別支援学級を除く学級数

学校規模	過少規模校	小規模校	適正規模校		大規模校	過大規模校
			12～18	19～24		
学級数	1～2	3～11	12～18	19～24	25～30	31以上
1986 (S61)年		由良(8) 中川原(3) 安乎(3) 五色(11)	洲浜(16)	青雲(22)		
2016 (H28)年		洲浜(6) 由良(3) 安乎(3) 五色(9)	青雲(14)			
2021 (R3)年		洲浜(5) 由良(3) 安乎(3) 五色(7)	青雲(13)			

*学級数は、5月1日現在の通常学級数。1986（S61）年は、旧洲本市・旧五色町の合計（ ）内の数は、通常学級数

*学校規模分類は、旧文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」（S59年）による。

(3) 通学・校区の現状

ア 通学距離は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、中学校は概ね6km以内とされている。また、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（平成27年）において、適切な交通手段が確保できる場合、おおむね1時間以内を目安とし、各市町村において地域の実情や生徒の実態に応じて判断を行うことが適当であるとされている。

本市の中学校では、洲浜中学校における中川原地区の生徒を除いては、国の法令等の距離範囲内となっており、中川原地区の生徒については、スクールバスを運行することにより対応している。

イ 中学校の校区は、小学校と同じ校区が2校、その他は複数の小学校区による中学校区となっている。但し、旧広田村（現南あわじ市）から洲本市に編入した納・鮎屋地区の校区は、南あわじ市・洲本市組合立広田中学校の校区となっている。

(4) 審議経過

洲本市学校教育審議会において、現状について共通理解を図り、課題について審議した。

①現状及び課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 市内には中学校5校がある。 ● 2校が、全学年40人以下の単学級 ● 1校が、1・3年生が複数学級で2年生は単学級 ● 2校が、全学年複数学級 <p>今後も少子化により、生徒数の減少が懸念される。(今の生徒数957人は、5年後には882人92.2%、10年後には760人79.4%になると推定される。)</p>	<p>(学習面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集団の中で、多様な考え方に触れる機会、切磋琢磨する機会が少ない。 ● 体育、音楽などの集団学習や集団での行事を適切に行えない。 ● 部活動の設置が限定され、選択の幅が狭い。 ● 生徒数・職員数が少ないため、多様な学習・指導形態をとりにくい。 <p>(生活面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● クラス替えが出来ない場合、人間関係や相互の評価が固定化しやすい。(特に、保育所・幼稚園、小学校そして中学校と連続する場合) ● 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる。 <p>(運営面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた配置が厳しい。 ● PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きい。

②小規模校及び適正規模・大規模校の長所と短所

学校規模		小規模校	適正規模・大規模校
人間関係・生活環境面	長所	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒同士の間関係が深まりやすい。 ● 生徒は、先生とも(比較的)親しく人間関係を築くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの友だちや先生と出会い、人間関係が豊かになる。 ● クラス替えができることから、人間関係の広がりが図られる。
	短所	<ul style="list-style-type: none"> ● クラス替えが困難なことから、人間関係が固定化されやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集団が大きいため、個人的に活躍できる機会が少なくなる。
教育・学習環境面	長所	<ul style="list-style-type: none"> ● 教科指導等において、個々人に対してきめ細かな指導ができる。 ● 学校行事、特別活動などで、生徒一人ひとりの活躍の場が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども同士の間関係が広がり、いろいろな考え方や見方を学ぶことができる。 ● 部活が増えることで、選択肢が広がる。
	短所	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ● 希望する部活が無いことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運動場、体育館等の一人当たりの面積が狭くなる。 ● 部活では、レギュラー争いが厳しくなる。

(5) 重点事項

生徒にとってどのような教育環境が理想であるかの視点に立ち、生徒や保護者、地域の思いを最大限尊重していかなければならない。生徒が新たな教育環境に順応でき、新しい人間関係が築けるよう配慮しながら取り組んでいくことが大切である。

(6) 規模別学級編制の考察

- ① 3 学 級：クラス替えができない。
- ② 4～5 学級：クラス替えができる学年が少ない。
- ③ 6～8 学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模
(1 学年 2 学級以上)
- ④ 9～11 学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置
(1 学年 3 学級以上)
- ⑤ 12～18 学級：学校教育法施行規則での標準学級数(1 学年当たり 4～6 学級)

(7) 基本的な考え方

【適正規模】

各学年で複数学級を理想とする。

- ア クラス替えを契機として子どもたちが意欲を新たにすることができることから、1 学年 2 学級以上となる規模であること。
- イ 子どもたちが豊かな人間関係を築くための集団活動が行えるとともに、生徒同士の人間関係や生徒と教員との人間関係に配慮した、良好な教育環境を与えるための「クラス替え」が可能な学級規模であること。
- ウ 学級や学年間の集団活動等において、切磋琢磨する環境が作られ、学習意欲や競争心などを高めるのに適した学級規模であること。
- エ 学校運営面においては、多くの教職員によって校務を分担できるので、組織的・機能的な運営が可能であること。また、教職員間での研修・研究が行いやすく、教職員の資質向上につながる学級規模であること。

【適正配置】 適正規模の確保が困難な場合には、将来を見据え、(旧) 洲本地区での 1 校再編について検討が必要である。その際には、情勢にもより段階的に 1 校とすることも考慮されたい。

- ア 適正配置にあたっては、学校が地域で果たしてきた役割や地域事情を十分に配慮し、慎重に行うことが望ましく、生徒数や学級数の将来推計、学校の小規模化による問題点を、保護者、地域住民などと十分に協議し、学校の適正配置の必要性に関する共通理解と協力を得て進めること。
- イ 校区の変更にあたっては、通学距離・通学時間、通学の安全確保、主要幹線道路や河川等の地理的条件、自治会区域との整合性等、地域とのつながりなどを考慮すること。
- ウ 遠距離通学については、スクールバスの運行など、通学手段の確保を検討すること。

- エ 諸事情により校区に不都合が生じる場合にあっては、関係者の意向も尊重しながら弾力的な運用に努めること。
- オ 将来あるべき姿を視野に、学校施設の充実や通学路の安全確保に伴う施設整備など、計画的な事業実施と併せて、適正配置に努めること。
- カ 学校再編等には、新設計画も視野に入れ、適正配置に努めること。
- キ 義務教育学校等の新設計画も視野に入れ、適正配置に努めること。

(8) 跡地の利活用[3-(8)の再掲]

- ア 洲本市の長期的なまちづくりの方向性を考えるなかで、公共施設の適正配置に取り組んでいることから、行政目的での活用が見込まれない場合は、売却を基本に民間事業者等による活用も考えられる。その場合には、起業・創業への支援や企業誘致の促進などが、新洲本市総合戦略においても示されており、洲本市の強みを活かした産業の集積や企業誘致、雇用の促進など、地域産業の振興につながるものであることが望ましい。
- イ 学校施設は、地域の身近な公共施設として利用されてきたことから、地域組織等によって、維持管理できる範囲において地域コミュニティの活性化に資する利活用も考えられる。

参考資料

審 議 経 過

年度	回	日程	審議内容
令和2年度	第1回	11月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長選出 ・適正規模・適正配置の検討に必要な現状と課題の共有 ・洲本市立の幼・小・中学校の適正規模・適正配置について 洲本市立小中学校の現状と課題 ・児童・生徒数、今後の児童・生徒の推移等 ・中学校のクラブ活動状況 ・洲本市立中学校の現状と小規模校の課題
	第2回	1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本市の中学校における適正規模・適正配置について これまでの会議説明での現状と課題等の再確認 洲本市の中学校の適正規模・適正配置の検討 市内中学校部活動一覧 洲本地区で再編した場合の例示 学校施設跡地の利活用について
	第3回	2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本市の幼稚園における適正規模・適正配置について 洲本市立の幼稚園の適正規模・適正配置の検討 ・洲本市の小学校における適正規模・適正配置について 洲本市の小学校の基本課題 洲本市立の小学校の適正規模・適正配置の検討 仮に複数学級の規模に再編するとして想定した場合の例示 ・洲本市の中学校における適正規模・適正配置について 洲本市立の中学校の適正規模・適正配置の検討
令和3年度	第4回	6月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本市の幼稚園、小・中学校における適正規模・適正配置についての基本的な考え方（中間答申案）について
	第5回	10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本市の幼稚園、小・中学校における適正規模・適正配置についての基本的な考え方（最終答申案）について ・洲本市学校教育審議会での審議経過について

区分	決算						見込												
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R3~R12計		
歳入	地方税	5,786	5,811	5,882	6,016	5,950	5,725	5,555	5,719	5,740	5,709	5,724	5,744	5,715	5,726	5,742	5,711	57,085	
	地方交付税等	8,110	7,539	7,194	7,242	6,902	6,891	6,751	6,635	6,498	6,621	6,619	6,357	6,360	6,360	6,364	6,379	64,944	
	地方譲与税	180	178	177	179	178	180	184	186	186	187	187	187	187	187	187	187	1,865	
	地方特例交付金・交通安全対策特別交付金	20	19	20	22	111	43	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	270
	税交付金	1,039	892	945	976	907	1,094	1,154	1,203	1,203	1,203	1,203	1,203	1,203	1,203	1,203	1,203	11,981	
	歳計剰余金処分数額	616	431	425	353	241	284	103	0	0	0	0	107	0	2	54	180	446	
	その他の収入	590	400	327	487	434	1,033	150	360	360	360	360	360	360	360	360	360	3,390	
	小計 A	16,341	15,270	14,970	15,275	14,723	15,250	13,924	14,130	14,014	14,107	14,120	13,985	13,852	13,865	13,937	14,047	139,981	
歳出	義務的経費	8,245	8,137	8,008	7,867	7,782	7,707	7,836	7,797	7,678	7,679	7,436	7,506	7,389	7,367	7,275	7,175	75,138	
	人件費	3,405	3,339	3,271	3,150	3,240	3,489	3,503	3,489	3,477	3,480	3,425	3,397	3,393	3,348	3,323	3,279	34,114	
	扶助費	946	1,003	1,047	988	1,050	955	1,074	1,036	1,033	1,029	1,025	1,030	1,036	1,041	1,046	1,051	10,401	
	公債費	3,894	3,795	3,690	3,729	3,492	3,263	3,259	3,272	3,168	3,170	2,986	3,079	2,960	2,978	2,906	2,845	30,623	
	投資的経費	886	438	439	501	341	396	154	253	277	241	286	273	224	207	209	272	2,396	
	維持補修費	26	19	17	14	14	27	10	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	172
	物件費	2,000	2,099	2,337	2,356	2,253	2,666	2,540	2,450	2,453	2,428	2,366	2,340	2,341	2,324	2,358	2,351	23,951	
	補助費等	1,889	1,665	1,664	2,499	2,406	2,449	2,149	2,197	2,172	2,159	2,159	2,148	2,150	2,177	2,163	2,149	21,623	
	積立金	315	240	215	229	208	141	92	0	0	0	0	54	0	1	27	90	264	
	繰出金	2,551	2,538	2,777	2,331	1,869	1,815	1,857	1,852	1,847	1,842	1,837	1,824	1,811	1,798	1,785	1,773	18,226	
	その他の	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計 B	15,914	15,138	15,458	15,798	14,873	15,201	14,638	14,567	14,445	14,367	14,102	14,163	13,933	13,892	13,835	13,828	141,770	
収支差	差引 C(A-B)	427	132	△ 488	△ 523	△ 150	49	△ 714	△ 437	△ 431	△ 260	18	△ 178	△ 81	△ 27	102	219	△ 1,789	
	シーリング削減額 D						0	97	94	91	89	86	83	81	78	76	775		
	基金取崩額 E	300	350	953	920	490	135	714	340	337	169	0	92	0	0	0	1,652		
	再差引 F(C+D+E)	727	482	465	397	340	184	0	0	0	0	107	0	2	54	180	295		
基金残高	積立基金残高	6,234	5,894	5,421	5,218	5,896	7,388	6,928	6,562	6,198	6,002	5,975	5,964	5,956	5,980	6,030	6,143		
	うち財政調整基金	3,761	3,716	3,140	2,756	2,557	2,573	1,966	1,633	1,302	1,138	1,143	1,164	1,169	1,175	1,207	1,302		
	うち減債基金	183	185	186	1	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91		
	その他の基金	2,290	1,993	2,095	2,461	3,248	4,724	4,871	4,838	4,805	4,773	4,741	4,709	4,696	4,714	4,732	4,750		

※ 試算の前提条件

- ・地方交付税(含む臨時財政対策債)については、R2年度、R7年度に実施される国勢調査による人口減少を反映
- ・公共施設適正化による統廃合・整備・転用などの方針に沿って、必要となる経費は反映済
- ・小中学校の統廃合については、実施時期が未定であるため、効果額は未反映
- ・ふるさと納税については、R4年度以降、毎年20億円の寄附収入を想定し、全額を財源充当
- ・市民交流センタープールは長寿命化工事、淡路文化史料館については建替せずにR7年度から休止、五色給食センター統廃合(R7~)
- ・サマーレビュー2020主要項目の取組効果【エコプロ、風情抜き】、シーリング削減額を反映
- ・R3予算、R2決算を反映